
第4次西条市障害者福祉計画（素案）

- ・ 障害者基本法に基づく4次障害者基本計画
- ・ 障害者総合支援法に基づく第4次障害福祉計画

平成27年3月

西 条 市

目次

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の位置づけと期間.....	3
第3節 計画の対象者.....	5
第4節 障害者施策と介護保険制度との関係.....	5
第5節 計画策定の背景.....	6
第2章 西条市の概況	8
第1節 市の概況.....	8
第2節 沿革.....	8
第3節 人口と世帯の動向.....	9
第3章 障害者数の把握	11
第1節 身体障害者.....	11
第2節 知的障害者.....	14
第3節 精神障害者.....	16
第4節 難病患者.....	17
第4章 実態調査	18
第1節 アンケート調査.....	18
(1) アンケート調査概要.....	18
(2) 主な調査結果.....	18
第2節 ヒアリング調査.....	39
(1) ヒアリング調査概要.....	39
(2) 障害者団体への調査結果.....	41
(3) 障害者サービス事業所への調査結果.....	44
第3節 アンケート・ヒアリング調査から見えてくる西条市の課題.....	47

第5章 障害者福祉サービスの利用状況	48
第1節 在宅福祉サービスの利用状況	48
(1) 在宅介護事業	48
(2) 生活介護事業	48
(3) 短期入所事業（ショートステイ）	49
(4) 共同生活（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）	49
(5) 宿泊型自立訓練施設	49
第2節 施設福祉サービスの利用状況	50
(1) 障害者支援施設	50
(2) 身体障害者福祉施設	50
(3) 知的障害者福祉施設	51
(4) 児童福祉施設	52
第6章 障害者数の推移と将来推計	53
第7章 障害者施設の重点課題	54
第1節 ライフステージに沿った分野横断的な施策展開	54
第2節 地域で支えるしくみづくり	55
第8章 計画の基本的方向	56
第1節 基本理念	56
第2節 基本方針	57
第3節 施策の体系	59
第2編 障害者基本計画	
第1章 啓発・広報の推進	61
第1節 啓発活動の推進	61
第2節 広報媒体・手段の充実	62
第3節 交流機会の拡大	62
第4節 福祉教育の推進	63
第5節 地域福祉の推進	64

第2章 保健・医療の充実	67
第1節 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進.....	67
第2節 心と体の健康づくりの推進.....	68
① 健康診査事業.....	68
② 健康教育推進事業.....	69
③ 運動推進事業.....	69
④ 健康相談事業.....	70
⑤ 訪問指導事業.....	70
第3節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保.....	71
① 母子健康診査事業.....	71
② 乳幼児発達相談事業.....	71
③ 母子保健指導事業（育児支援教室）.....	62
④ 母子保健指導事業（両親学級）.....	72
⑤ 母子保健指導事業（乳幼児相談）.....	72
⑥ 母子保健指導事業（訪問指導）.....	72
⑦ 子育て総合相談.....	73
第3章 教育・育成の充実	74
第1節 特別支援学校の充実促進.....	74
第2節 特別支援教育の推進.....	75
第3節 就学前保育・教育の充実.....	76
第4章 雇用・就業の確保	78
第1節 一般就労の促進.....	78
第2節 行政自身の障害者雇用対策の強化.....	81
第3節 福祉的就労の促進.....	81
第5章 生活支援サービスの充実	83
第1節 相談体制の充実.....	83
第2節 権利擁護の推進.....	85
第3節 在宅生活への支援の充実.....	87
第4節 日中活動への支援の充実.....	90
第5節 居住の場への支援の充実.....	91

第6章 生活環境の整備充実	92
第1節 障害者にやさしい公共空間の整備.....	92
第2節 暮らしやすい住宅づくりの促進.....	92
第3節 外出手段の確保.....	93
第4節 円滑なコミュニケーションの支援.....	93
第5節 生活安全対策の推進.....	94
第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	96
第1節 生涯学習機会の拡大.....	96
第2節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進.....	96
第3節 障害者団体の活性化.....	97
第4節 まちづくり活動への参画の促進.....	97

第3編 障害福祉計画

第1章 基本目標	102
第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり.....	102
第2節 市を主体とする3障害共通の多面的なサービスの提供.....	102
第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化.....	102
第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標	103
第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標.....	103
第2節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標.....	103
第3節 「就労移行支援事業の利用者数」の目標.....	104
第4節 「就労移行率3割以上の事業所」の目標.....	104
第5節 「地域生活支援拠点数」の目標.....	104
第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策	105
第1節 サービス事業量の見込みの総括.....	105
第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策.....	107
1 在宅生活への支援.....	107
(1) 訪問系介護給付4サービス（介）.....	107
(2) 移動支援事業（地）.....	108

(3) 短期入所（介）	109
(4) 相談支援（自・地）	110
(5) 補装具費の支給（自）	111
(6) 日常生活用具給付等事業（地）	111
(7) コミュニケーション支援事業（地）	112
(8) 自立支援医療（自）	113
(9) 訪問入浴サービス事業（地）	114
(10) 成年後見制度利用支援事業（地）	114
2 日中活動への支援	116
(1) 介護・見守りサービス	116
① 生活介護・療養介護（介）	116
② 日中一時支援事業・タイムケアサービス事業（地）	117
(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス（訓）	118
(3) 就労訓練・福祉的就労サービス	119
① 就労移行支援・就労継続支援（訓）	119
② 地域活動支援センター事業（地）	120
3 居住の場への支援	122
(1) 施設入所支援（介）	122
(2) 共同生活援助（訓）・共同生活介護（介）	122
4 障害児への支援	124
(1) 児童発達支援（児）	124
(2) 放課後等デイサービス（児）	124
(3) 保育所等訪問支援（児）	125
(4) 障害児相談支援（児）	125
第3節 サービス提供体制の整備目標	126
1 サービス提供体制の主な整備目標	126
2 サービス事業者の今後のサービス提供体制の整備予定	128
第4章 円滑な推進に向けた方策	129
第1節 適切な障害支援区分認定の実施	129
第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営	130

第4編 計画推進に向けて

第1章 計画の推進体制の確立	132
第2章 専門従事者の育成・確保	132
第3章 行政職員の資質向上	132
第4章 財源の確保	132
第5章 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価	132

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画の目的

障害のある人もない人も、共に、地域で自分らしく安心して暮らせる西条市をつくっていくことは、住民の願いです。

西条市は、合併（平成16年11月1日）前の2市2町における「障害者に関する計画」を踏まえ、新市としての計画を定めることになり、平成18年4月の障害者自立支援法を契機に「第1次西条市障害者福祉計画」を策定しました。その後、平成20年度に「第2次西条市障害者福祉計画」、平成23年度に「第3次西条市障害福祉計画」を策定し、種々の障害者福祉施策を展開し、積極的に障害者の支援を推進してまいりました。

しかし、障害者は、年齢や、障害の種別・程度、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。このため、本市の障害者施策は、このような多様化したニーズに対応していく必要があると考えます。

「第4次西条市障害者福祉計画」は、「第3次西条市障害者福祉計画」の成果を受け継ぎつつ、今後予想される障害者数の増加や、障害者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、身体障害、知的障害、精神障害の3障害及び、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある方々が、地域でいきいきと安心して暮らせるまちづくりを進めていくための指針として策定します。

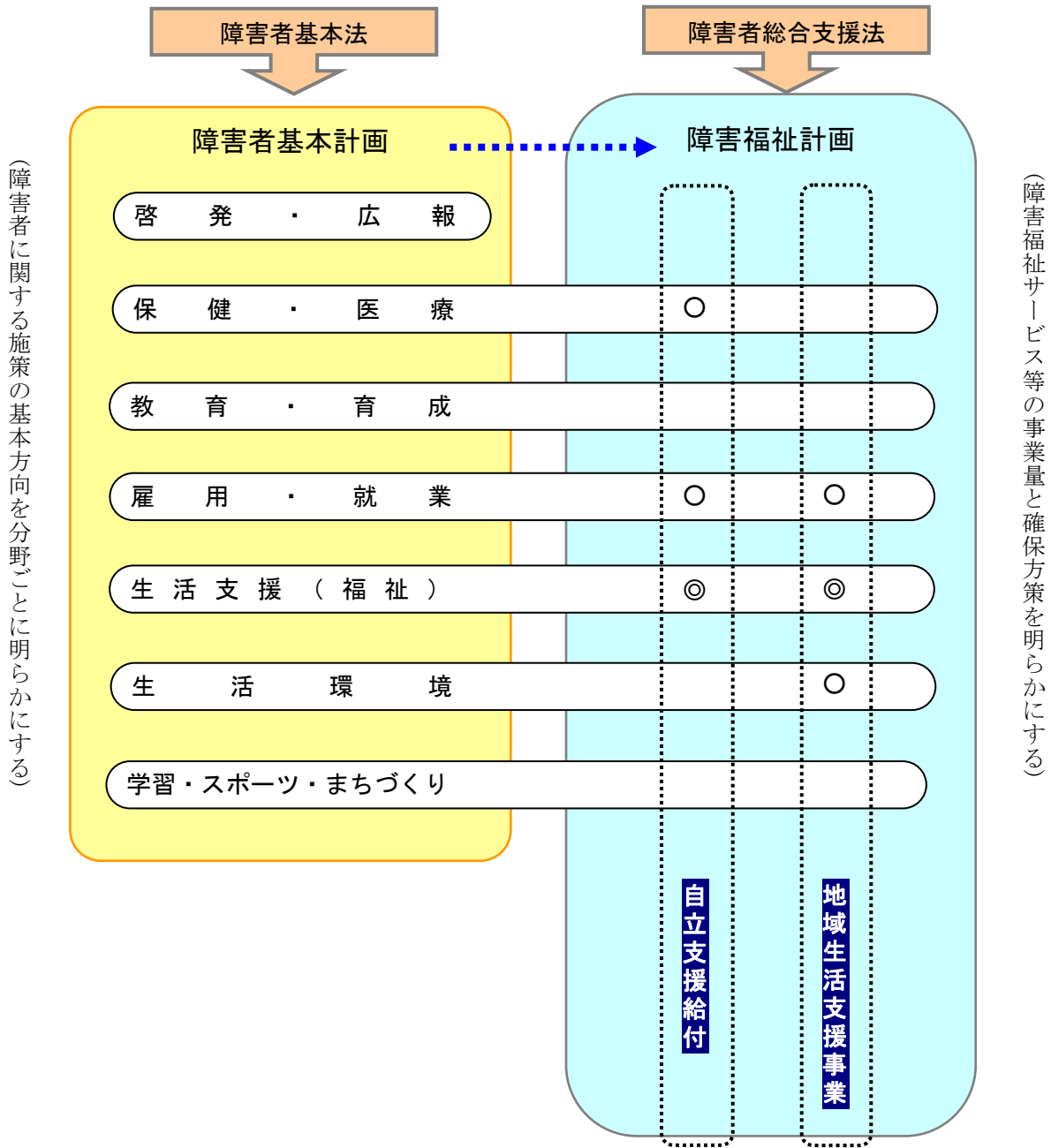
第2節 計画の位置づけと期間

「第4次西条市障害者福祉計画」は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障害者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「第4次障害者基本計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）第88条第1項」に基づき自立支援給付・地域生活支援事業の事業量やその確保策を定める「第4次障害福祉計画」の2つの計画からなります。

「障害福祉計画」は、毎年の事業量など具体的な計画数値を示すものですが、「障害者基本計画」の生活支援分野や就業分野などの施策の一部を構成します。

計画期間は、「第4次障害者基本計画」は平成27年度から平成32年度までの6年間、「第4次障害福祉計画」は平成27年度から平成29年度までの3年間とします。「第5次障害者基本計画」は「第4次障害福祉計画」の改訂にあわせ、平成29年度に「第4次障害者基本計画」の必要部分を改訂します。

障害者基本計画と障害福祉計画の関係※



注）「障害福祉計画」は、「障害者基本計画」の生活支援に関する部分（◎印）についてサービスの数値目標や提供体制を計画するものですが、自立支援給付では保健・医療及び雇用・就業（○印）、地域生活支援事業では雇用・就業及び生活環境（○印）について事業量と確保方策が明らかにされます。

計画期間

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
第4次障害者基本計画	→								
第5次障害者基本計画			見直し年度※	---	---	---	---	---	→
第4次障害福祉計画	→								
第5次障害福祉計画			見直し年度	---	---	→			
第6次障害福祉計画						見直し年度	---	---	→

※「第5次障害者基本計画」の見直しは、「第4次障害福祉計画」の改訂（3年毎）に合わせて行います。

注）上表における矢印は計画の期間を表しています。

第3節 計画の対象者

本計画では手帳の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画対象とします。

「第4次障害福祉計画」の対象者は、障害者総合支援法が対象とする「障害者及び障害児」とします。障害者総合支援法における「障害者」及び「障害児」の定義は、次の通りです。

「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者、及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疫病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。

「障害児」とは児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

第4節 障害者施策と介護保険制度との関係

障害者施策と介護保険制度は、似たようなサービスが多くあります。共通するサービスについては、65歳以上の高齢の障害者や、40～64歳の特定疾病（脳血管疾患など）に起因する障害者に対しては、介護保険制度が優先され、制度の目的、機能等が異なるものについては障害者施策で実施されます。

第5節 計画策定の背景

国においては、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准に必要な、国内法の整備を始めとする障害者施策の抜本的な見直しのため、これまで「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称。）が行われました。また、平成25年6月には障害のある人に対する差別的取り扱いを禁止し、公的機関に必要な配慮を義務付ける「障害者差別解消法」が成立しています。

このように国の法律や制度が大きく変わる中、ノーマライゼーション理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会づくりをめざし、様々な取り組みが進められてきました。

障害福祉サービス関係では、平成15年度に障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担額の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能負担の原則化）や障害者の範囲の見直し（発達障害を法の対象として明確化）等が行われ、さらに、平成25年4月、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」が施行されました。

本計画はこれらの状況を背景に、これまでの本市の成果や課題の分析・評価を行ったうえで、本市における成果及び課題を明確にするとともに、新たな制度のもとで、障害者施策の基本方針として総合的な視点から施策の体系化を図り、障害者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として策定するものです。

施策の動向（参考）

年月	国の動向
平成18年4月	「障害者自立支援法」施行 (3障害一元化 障害程度区分導入 等)
平成19年9月	「障害者の権利に関する条約」に署名
平成22年12月	「障害者自立支援法」改正 (発達障害が対象として明確化)
平成23年8月	「障害者基本法」改正 (差別の禁止、教育の配慮 等)
平成24年10月	「障害者虐待防止法」施行
平成25年4月	「障害者総合支援法」一部施行 (難病の追加 地域生活支援事業の追加等)
	「障害者優先調達推進法」施行 (国、地方公共団体は、調達方針を策定することとする。)
	障害者の法定雇用率の引き上げ (民間1.8%→2%、行政2.1%→2.3%に引き上げ)
平成25年6月	「障害者差別解消法」成立 (平成28年4月～施行予定) (差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	「障害者雇用促進法」の改正 (平成28年4月～施行予定：雇用分野における差別の禁止) (平成30年4月～施行予定：精神障害者を法定雇用率の算出に加える 等)
平成26年1月	「障害者権利条約」批准
平成26年4月	「精神保健福祉法」改正 (保護者制度の廃止)
	「障害者総合支援法」施行 (グループホーム一元化・障害支援区分へ変更)

第2章 西条市の概況

第1節 市の概況

西条市は、西日本最高峰の石鎚(いしづち)山(1,982m)をはじめとする石鎚連峰を背にして、南は高知県と接し、西は東温市、東は新居浜市に隣接している人口11万2千人の田園工業都市です。

本市は、平成16年11月1日に、旧西條市、東予市、丹原町、小松町が合併して誕生した新しい「西条市」です。

石鎚連峰を源流とする加茂川が、市域の中央部を貫流して瀬戸内海の燧灘(ひうちなだ)に注いでおり、加茂川によって形成された肥沃な沖積地と、瀬戸内の温暖な気候に恵まれ、古くから穀倉地帯が形成され農業が発達してきました。

臨海部は、四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、松山市へと繋がる、中四国最大規模の工業地帯を形成しており、素材、半導体、造船、飲料、発電、鉄鋼など、工業立地の形態が多種多様な分野に及び、工業出荷額は四国でも最大を誇っています。

また、うちぬきと呼ばれる自噴水(地下水)やカブトガニなどで知られ、旧市の頃から製造業を中心とした産業振興に力を入れています。



第2節 沿革

昭和16年に2町3村が合併して西條市が誕生しました。戦後、町村合併促進法の施行に伴い、昭和30年には1町2村の合併により小松町が誕生し、翌31年には西條市が2村と合併するとともに、大生院の一部を編入する一方、1町2村の合併により丹原町が誕生しました。さらに、昭和46年の2町合併で誕生していた東予町が、翌47年に市制を施行して東予市が誕生しました。

その後、平成11年の「市町村の合併の特例に関する法律」の改正や、翌12年の「地方分権一括法」の施行に伴い、全国で市町村合併の機運が高まる中、かねてから緊密な関係にあった西條市、東予市、丹原町及び小松町の2市2町においても、平成14年10月1日に法定合併協議会を設置して、合併に向けた取り組みを進め、平成16年11月1日に西条市が誕生しました。

第3節 人口と世帯の動向

住民基本台帳に基づく西条市の総人口は、減少傾向にあります。

世帯数については、平成22年度の48,193世帯から平成26年の49,656世帯へと1,463世帯（3.0%）の増加がみられ、1世帯当たりの人数は、2.37人から2.28人へと減少しております、核家族化が進行しています。

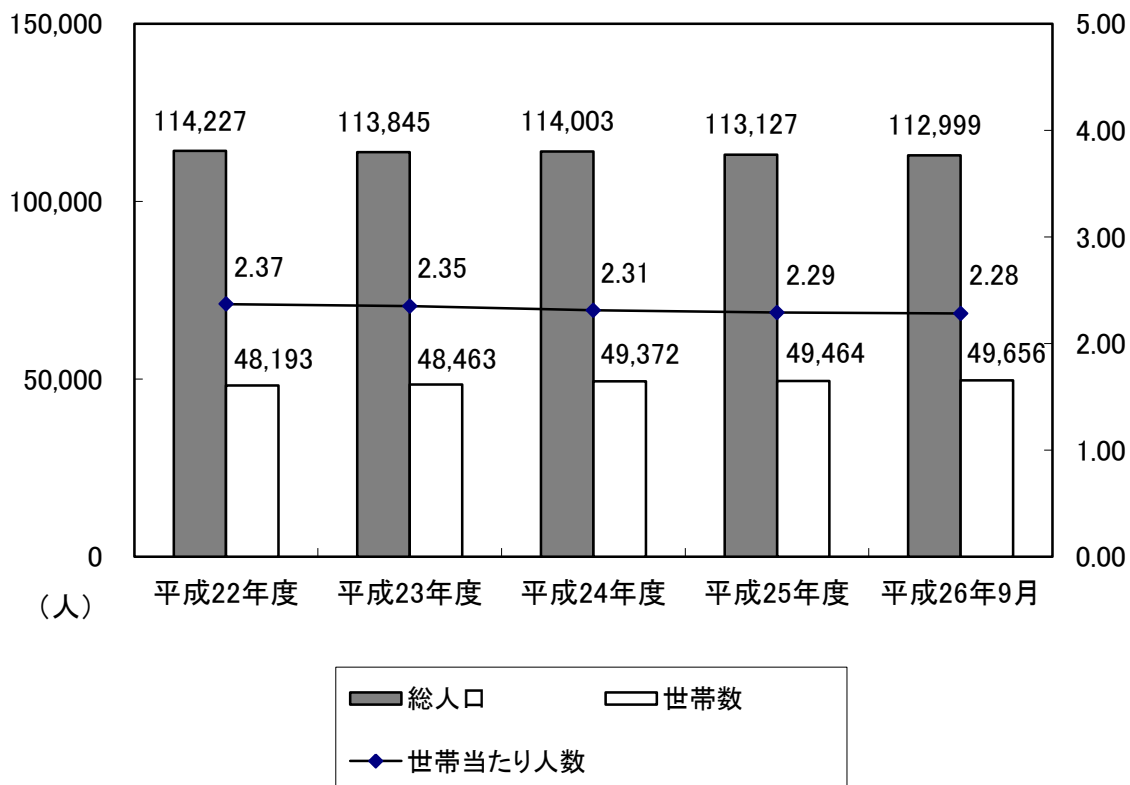
人口・世帯数・世帯人数 (単位：人、世帯、世帯当たり人数)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年9月末
総人口	114,227	113,845	114,003	113,127	112,999
世帯数	48,193	48,463	49,372	49,464	49,656
世帯当たり人数	2.37	2.35	2.31	2.29	2.28

資料：住民基本台帳（各年度末時点）

注）平成24年7月9日に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、平成24年度以降は、外国人住民を含む人口・世帯数となっています。

人口・世帯数・世帯人数



年齢階層別人口をみると、総人口が減少する中、15歳未満の年少人口の割合についても、減少傾向にある一方で、65歳以上の老年人口の割合は増加傾向にあります。

年齢3区分別人口の推移

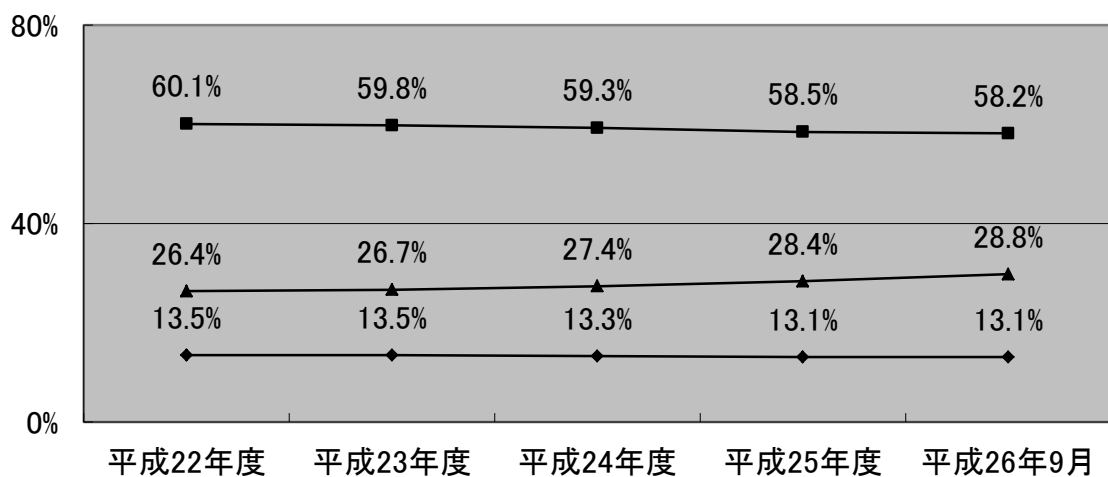
(単位:人)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年9月末
年少人口(0～14歳)	15,443	15,371	15,158	14,842	14,760
年少人口比(%)	13.5%	13.5%	13.3%	13.1%	13.1%
生産年齢人口(15～64歳)	68,669	68,029	67,593	66,195	65,728
生産年齢人口比(%)	60.1%	59.8%	59.3%	58.5%	58.2%
老年人口(65歳以上)	30,115	30,445	31,252	32,090	32,511
老年人口比(%)	26.4%	26.7%	27.4%	28.4%	28.8%
総人口	114,227	113,845	114,003	113,127	112,999
割 合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：住民基本台帳（各年度末時点）

注）構成比は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

年齢3区分別人口の推移



◆ 年少人口(0～14歳)比 ■ 生産年齢人口(15～64歳)比
▲ 老年人口(65歳以上)比

第3章 障害者数の把握

第1節 身体障害者

平成26年度の身体障害者手帳所持者数は5,551人（障害児96人、障害者5,455人）で、平成23年度から5人（0.1%）の増加がみられ、全体的には微増傾向となっています。

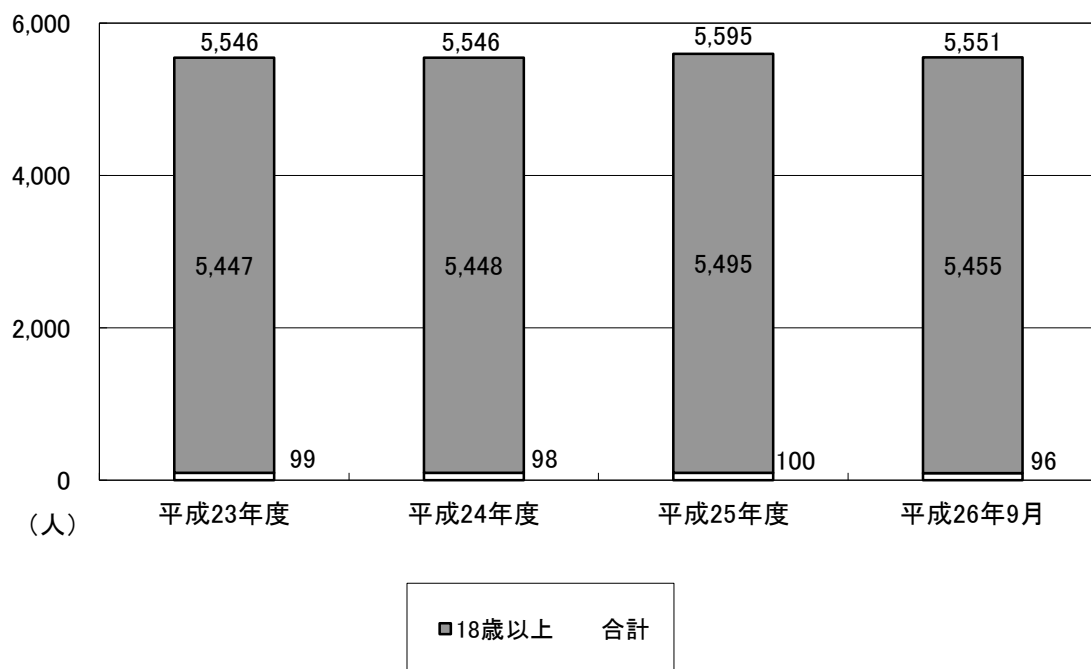
身体障害者手帳所持者数の推移

（単位：人）

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月
18 歳未満		99	98	100	96
18 歳以上		5,447	5,448	5,495	5,455
合 計		5,546	5,546	5,595	5,551
構 成 比 （ %）	18 歳未満	1.8	1.8	1.8	1.7
	18 歳以上	98.2	98.2	98.2	98.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：社会福祉課

身体障害者手帳所持者数の推移



身体障害者手帳の等級別障害者数をみると、平成26年度では1級が1,985人で最も多く、次いで4級が1,113人、2級が979人、3級が914人、などとなっており、重度（1・2級）障害者の割合が53.4%を占めています。

また、平成23年度からの推移をみると、障害者は3、4級を除き少しずつ減少しており、1級は全障害者の35.8%を占めています。一方、軽度（5・6級）障害者の占める割合は横ばい傾向にあり、全体的には重度障害者の割合が大きくなっています。

障害者手帳の等級別身体障害者数の推移

(単位：人)

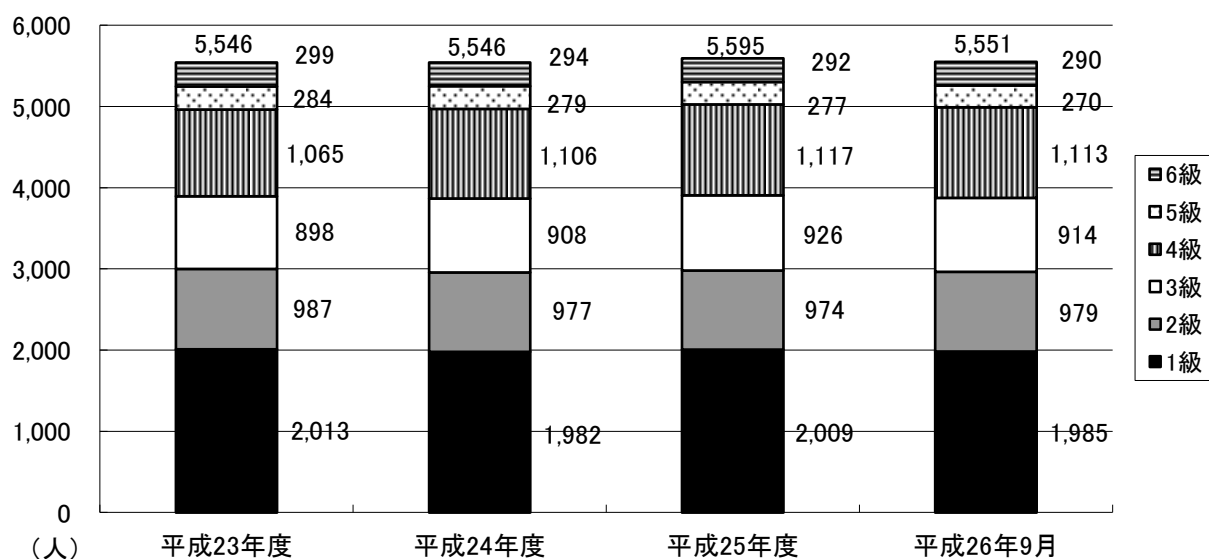
区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年9月	
1級	2,013(53)	1,982(52)	2,009(55)	1,985(53)	
2級	987(19)	977(23)	974(23)	979(21)	
3級	898(9)	908(9)	926(8)	914(8)	
4級	1,065(6)	1,106(5)	1,117(5)	1,113(6)	
5級	284(4)	279(4)	277(4)	270(3)	
6級	299(8)	294(5)	292(5)	290(5)	
合計	5,546(99)	5,546(98)	5,595(100)	5,551(96)	
構成比(%)	1級	36.3(53.5)	35.7(53.1)	35.9(55.0)	35.8(55.2)
	2級	17.8(19.2)	17.6(23.5)	17.4(23.0)	17.6(21.9)
	3級	16.2(9.1)	16.4(9.2)	16.6(8.0)	16.5(8.3)
	4級	19.2(6.1)	19.9(5.1)	20.0(5.0)	20.1(6.3)
	5級	5.1(4.0)	5.0(4.1)	5.0(4.0)	4.9(3.1)
	6級	5.4(8.1)	5.3(5.1)	5.2(5.0)	5.2(5.2)
	合計	100.0(100.0)	100.0(100.0)	100.0(100.0)	100.0(100.0)

資料：社会福祉課

注1) () 内の数は、各等級における障害者総数のうち18歳未満の者の数と割合を表しています。

注2) 構成比は、少数第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

障害者手帳の等級別身体障害者数の推移



障害の種類別に身体障害者数をみると、平成26年度では肢体不自由が2,902人で最も多く、次いで内部障害が1,821人などとなっています。

また、平成23年度からの推移では、視覚障害以外の障害種別で増加傾向になっていますが、障害種別ごとの構成比には大きな変化は見られません。

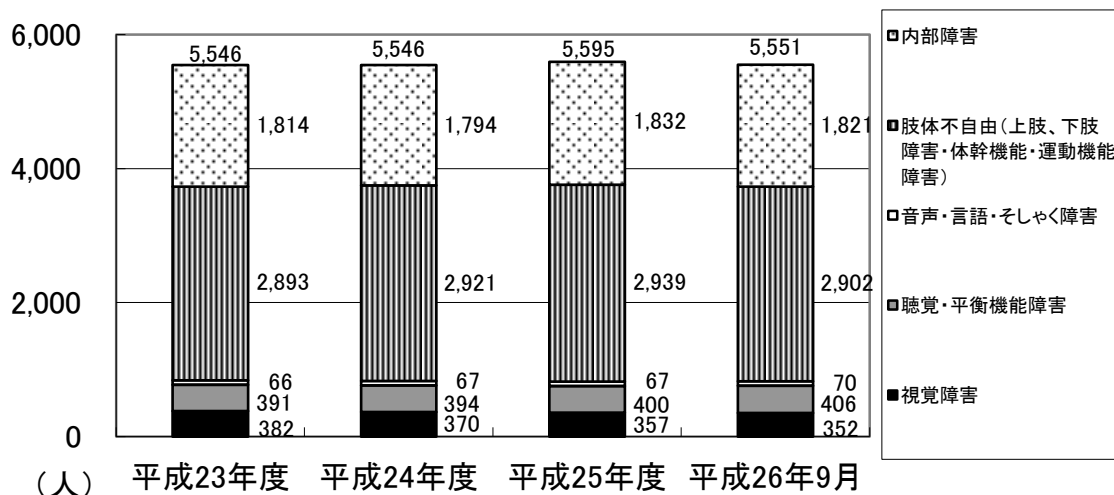
障害の種類別身体障害者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月
視覚障害	382 (6.9%)	370 (6.7%)	357 (6.4%)	352 (6.3%)
聴覚・平衡機能障害	391 (7.1%)	394 (7.1%)	400 (7.1%)	406 (7.3%)
音声・言語・そしゃく障害	66 (1.2%)	67 (1.2%)	67 (1.2%)	70 (1.3%)
肢体不自由(上肢、下肢障害・体幹機能・運動機能障害)	2,893 (52.2%)	2,921 (52.7%)	2,939 (52.5%)	2,902 (52.3%)
内部障害	1,814 (32.7%)	1,794 (32.3%)	1,832 (32.7%)	1,821 (32.8%)
心臓機能障害	1,131	1,122	1,137	1,133
呼吸機能障害	104	98	96	91
膀胱・直腸・小腸等の障害	202	196	202	203
腎臓機能障害	368	369	385	382
免疫機能	4	4	6	6
肝臓機能	5	5	6	6
合 計	5,546(100.0%)	5,546(100.0%)	5,595(100.0%)	5,551(100.0%)

資料：社会福祉課

障害の種類別身体障害者数の推移



第2節 知的障害者

平成26年度の知的障害者数は1,003人（障害児288人、障害者715人）で、平成23年度の904人から99人（11.0%）の増加がみられ、知的障害者数は徐々に増加傾向となっています。

年齢階層別の構成比の増減をみると、18歳未満・以上ともに、平成23年度と比較して、増加傾向にあります。

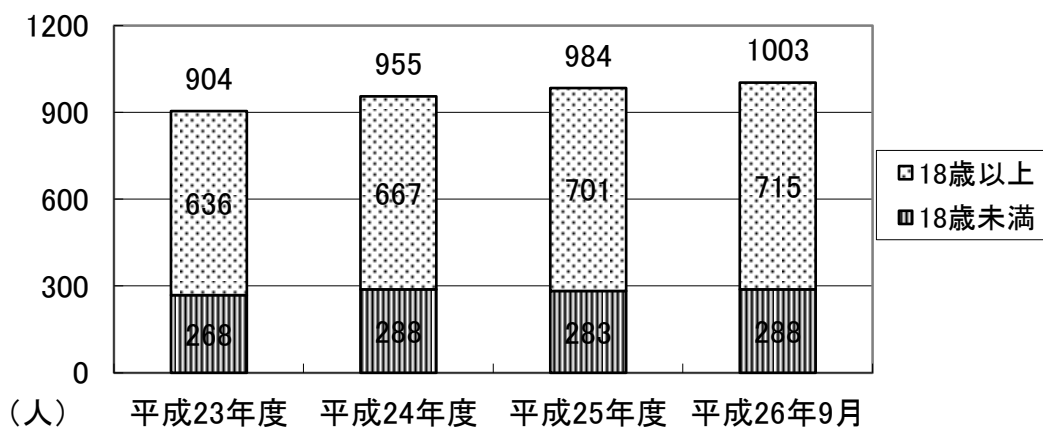
年齢階層別の知的障害者数の推移

（単位：人）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月	
18 歳未満	268	288	283	288	
18 歳以上	636	667	701	715	
合 計	904	955	984	1,003	
構 成 比 (%)	18 歳未満	29.6	30.2	28.8	28.7
	18 歳以上	70.4	69.8	71.2	71.3
	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：社会福祉課

年齢階層別の知的障害者数の推移



療育手帳の程度別障害者数をみると、平成26年度において、重度者の418人に対し、中軽度者が585人と、中軽度者の占める割合が58.3%と重度者の41.7%を上回っています。

平成23年度からの程度別障害者数の推移をみると、重度者では21人増、中軽度者では78人増となっています。構成比からみると、中軽度者の割合が増加し、重度者の割合が減少しています。

程度別の知的障害者数の推移

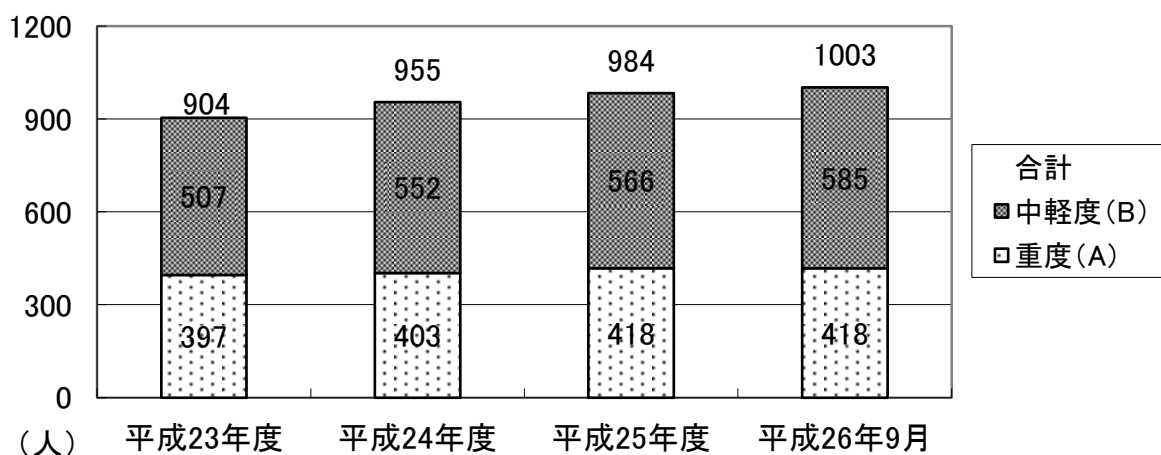
(単位：人)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月
重 度 (A)		397 (82)	403 (83)	418 (86)	418 (83)
中軽度 (B)		507 (186)	552 (205)	566 (197)	585 (205)
合 計		904 (268)	955 (288)	984 (283)	1,003 (288)
構 成 比 (%)	重 度 (A)	43.9 (30.6)	42.2 (28.8)	42.5 (30.4)	41.7 (28.8)
	中軽度 (B)	56.1 (69.4)	57.8 (71.2)	57.5 (69.6)	58.3 (71.2)
	合 計	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

資料：社会福祉課

注) () 内の数は、各等級における障害者総数のうち 18 歳未満の者の数と割合を表しています。

程度別の知的障害者数の推移



第3節 精神障害者

平成26年度の通院医療費公費負担者数は、手帳未所持者を含め1,271人となっています。平成23年度からの推移で見ると、増加傾向となっています。

通院医療費公費負担者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月
通院医療費公費負担者数	1,035	1,126	1,187	1,271

資料：社会福祉課

平成26年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は466人で、等級では2級が361人で最も多くなっています。

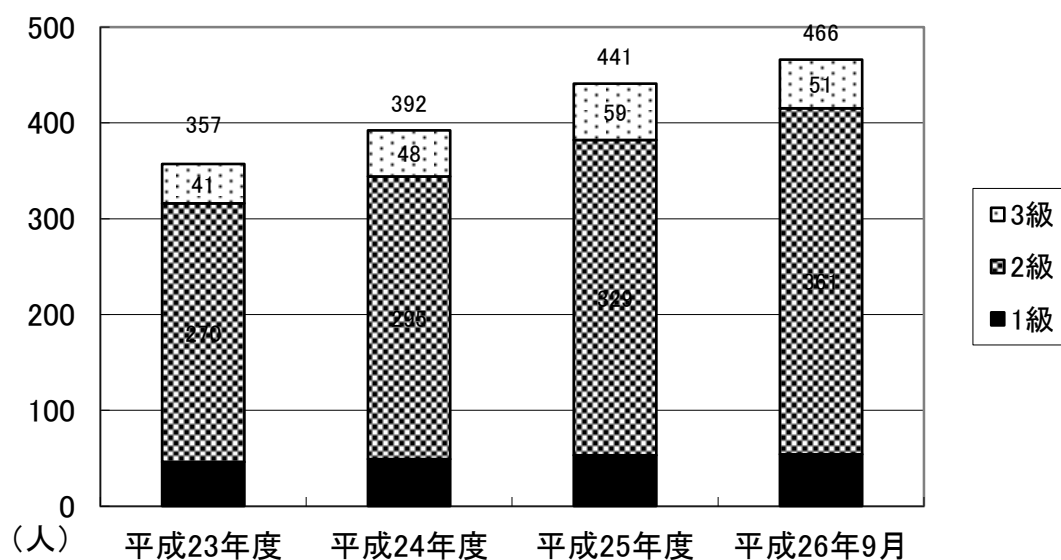
等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年 9 月
1 級	46	49	53	54
2 級	270	295	329	361
3 級	41	48	59	51
合 計	357	392	441	466

資料：社会福祉課

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



第4節 難病患者

難病として取り上げるべき疾病の範囲については、1972年（昭和47年）に厚生省で定められた「難病対策要綱」により、

- ① 「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」
- ② 「経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

平成25年度の小児慢性特定疾患治療研究費受給者数は128人、特定疾患受給者証交付件数は861人となっており、平成23年度からの推移でみると、増加傾向となっています。

小児慢性特定疾患治療研究費受給者状況 (単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
悪性新生物	10	8	11
慢性腎疾患	4	8	10
慢性呼吸器疾患	2	2	2
慢性心疾患	14	15	15
内分泌疾患	60	65	61
膠原病	3	4	3
糖尿病	10	10	10
先天性代謝異常	6	5	6
血友病等血液疾患	2	1	1
神経・筋疾患	3	3	3
慢性消化器疾患	4	5	6
合 計	118	126	128

資料：西条保健所

特定疾患受給者証交付件数（疾病群別） (単位：人)

疾病群名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
血液系疾患	39	41	43
免疫系疾患	130	132	134
内分泌系疾患	6	8	12
代謝系疾患	1	2	3
神経・筋疾患	215	235	236
視覚系疾患	25	26	31
循環器系疾患	25	24	26
呼吸器系疾患	41	44	40
消化器系疾患	176	202	216
皮膚・結合組織疾患	23	26	28
骨・関節系疾患	77	78	88
スモン	4	4	4
合計	762	822	861

資料：西条保健所

第4章 実態調査

第1節 アンケート調査

(1) アンケート調査概要

① 調査目的

「第4次西条市障害者福祉計画」の策定に向けて、障害者の方の生活状況やご意見などについてお伺いし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

② 調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	市内の障害者（児）
抽出法	身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者を無作為抽出
調査方法	郵送による
調査時期	平成26年6月～7月
調査地域	市内全域

③ 調査数及び回収結果

調査数	2,000件
回収数	867件
回収率	43.35%

(2) 主な調査結果

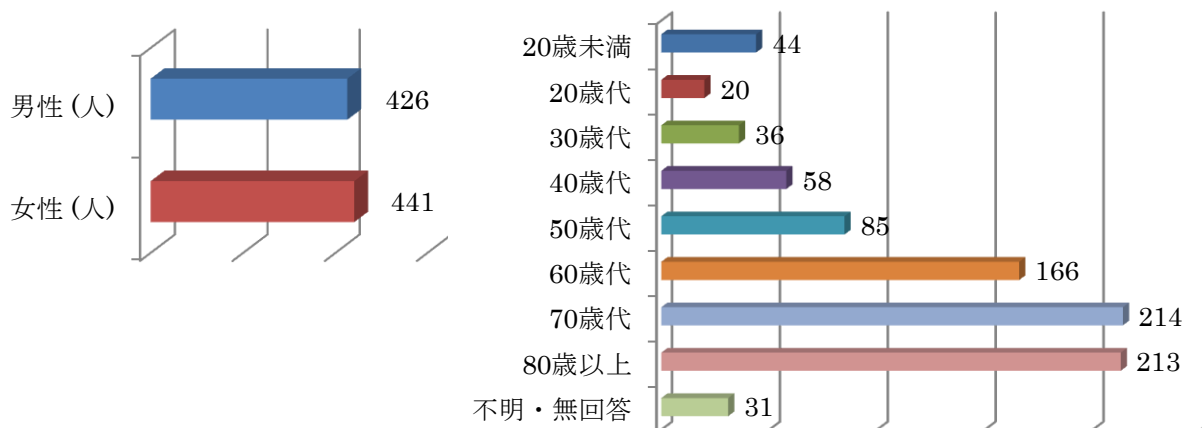
① 障害のある方ご本人等の状況

回答者の約50%は、70歳以上の高齢者となっています。障害の状況は、身体障害が658人で一番多く、次いで知的障害が119人、精神障害が54人となっています。障害の状況は、混合しています。

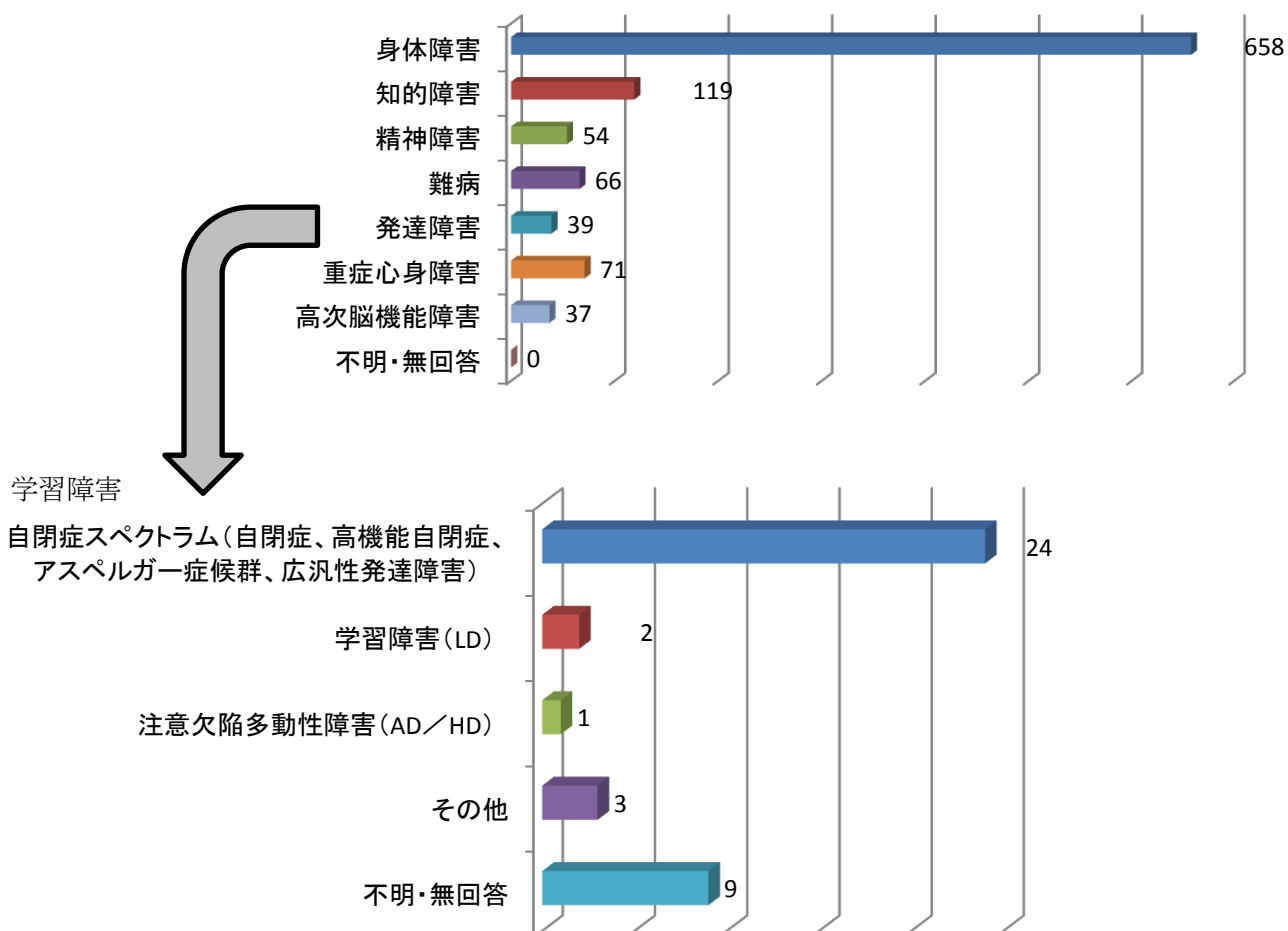
住居の状況は、自宅（持家、家族の所有）が全体の約80%で、夫婦で暮らしている方は全体の約36%、次いで、子・孫との同居は約21%となっています。

障害者の介助の状況は、夫または妻が全体の約31%、次いで子・孫が約13%、介助を受けていないが約12%となっています。

ア. 障害のある方ご本人に関して

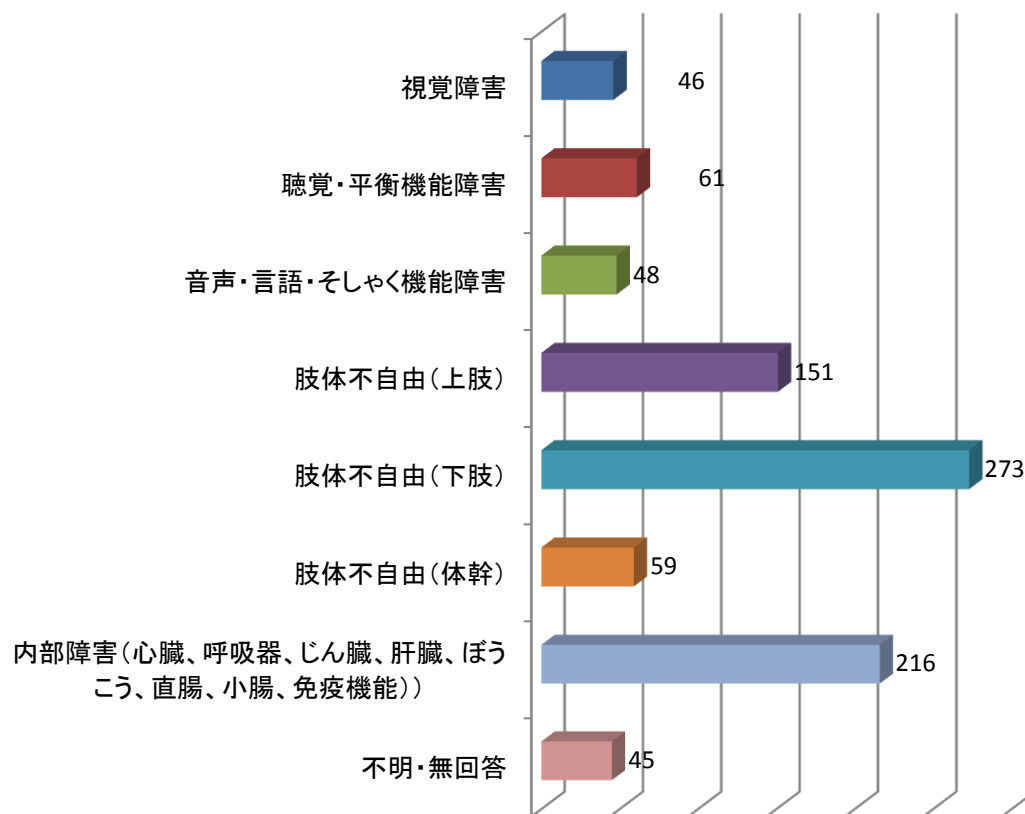
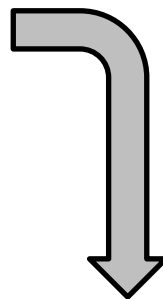
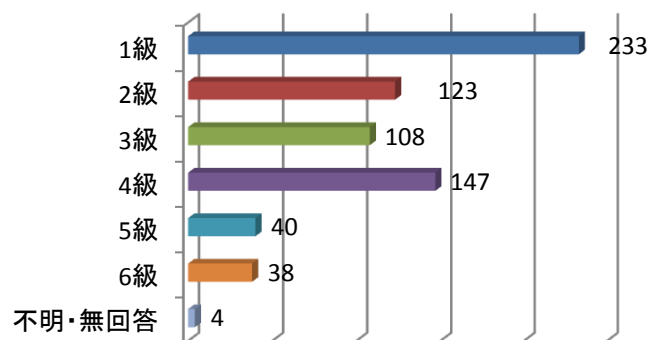


障害のある方ご本人の障害について（複数回答）

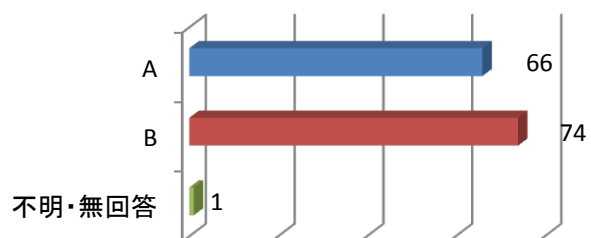


障害のある方ご本人の障害者手帳について（複数回答）

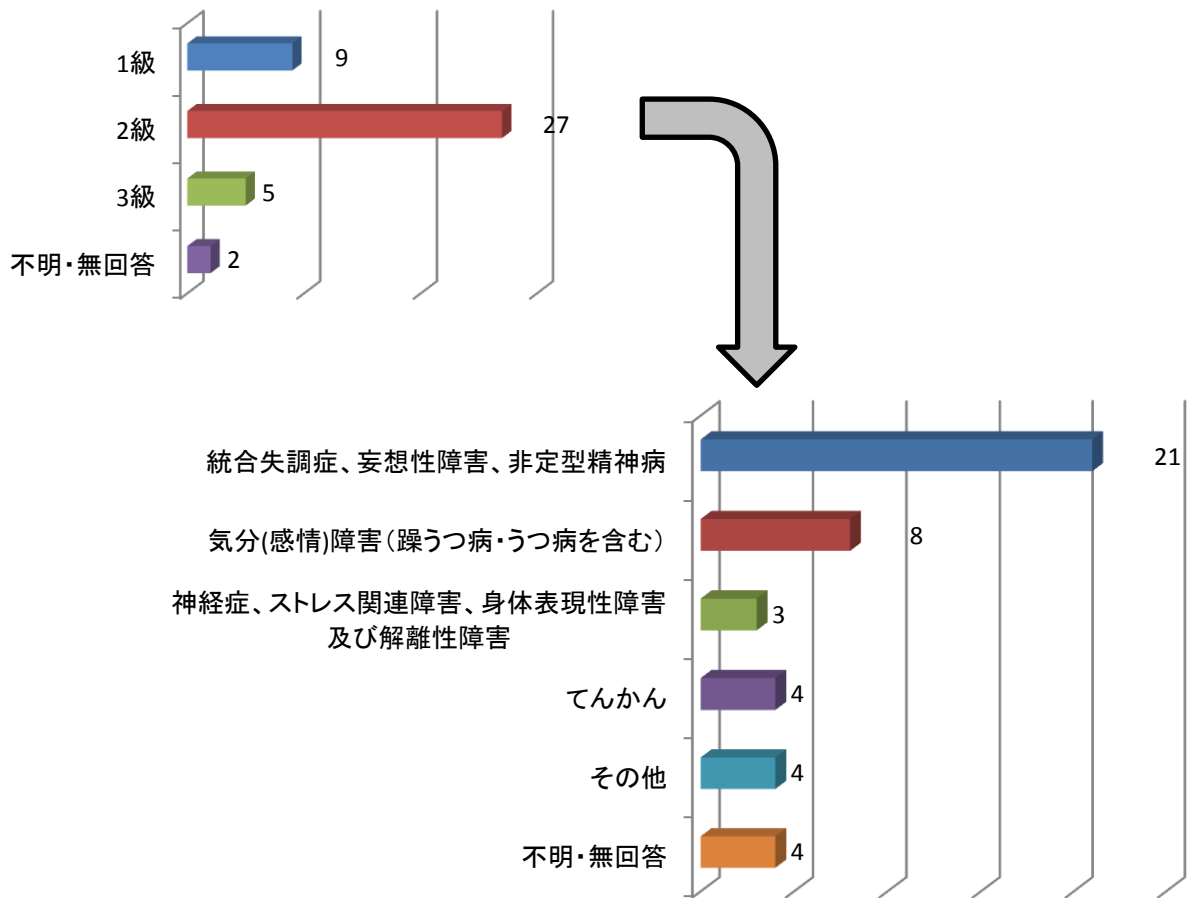
○身体障害者手帳



○療育手帳



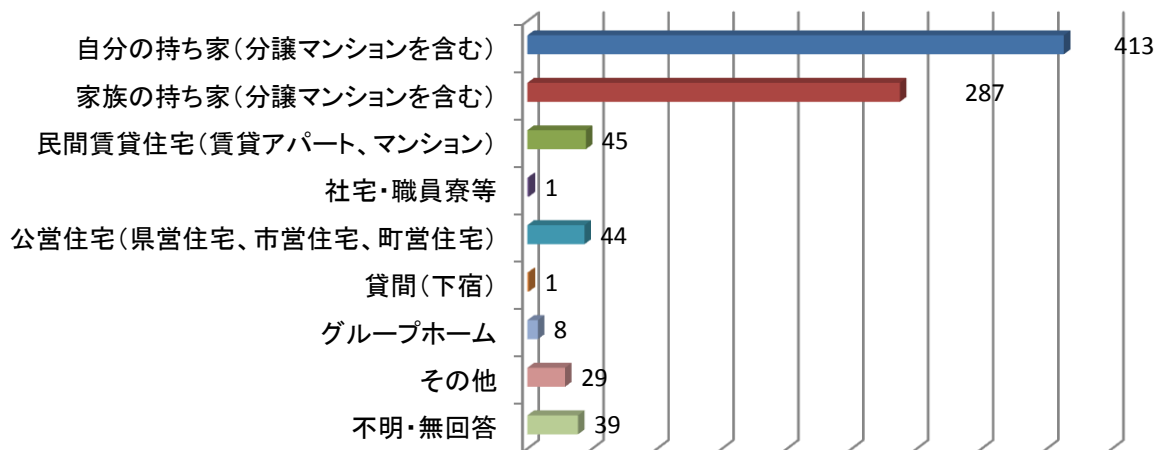
○精神障害者保健福祉手帳



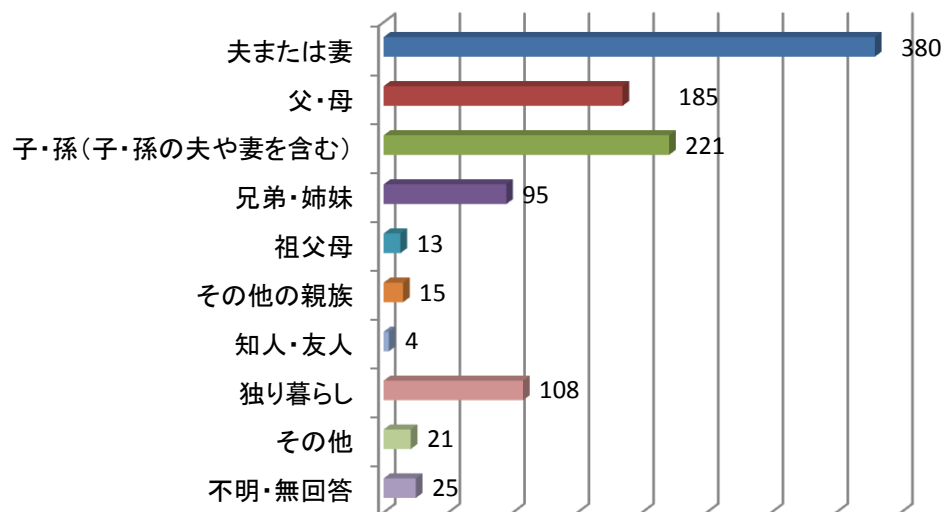
○手帳はもっていない 11

イ. 住まいに関して

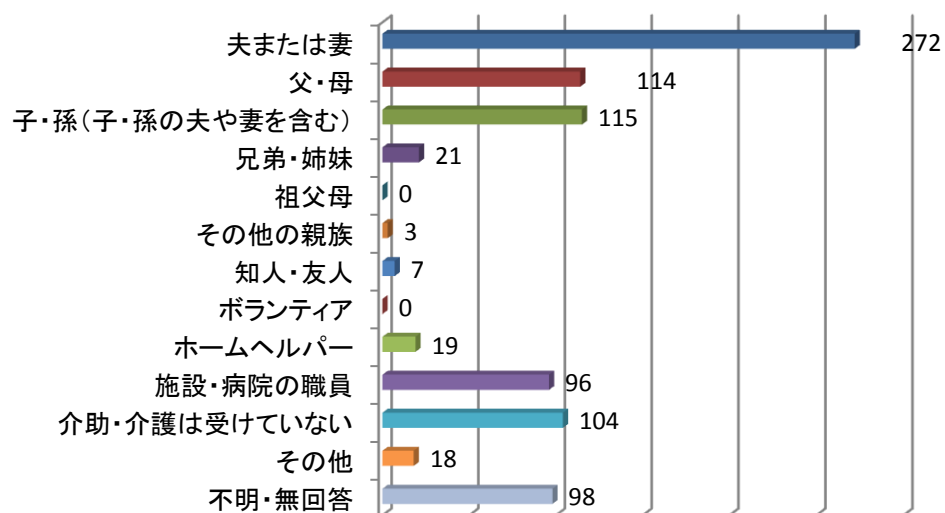
障害のある方ご本人のお住まいについて (択一回答)



障害のある方ご本人は、(現在) 誰と一緒に暮らしていますか。(複数回答)



障害のある方ご本人は、主にどなたからの援助、手助け、介護、看護を受けていますか。(択一回答)

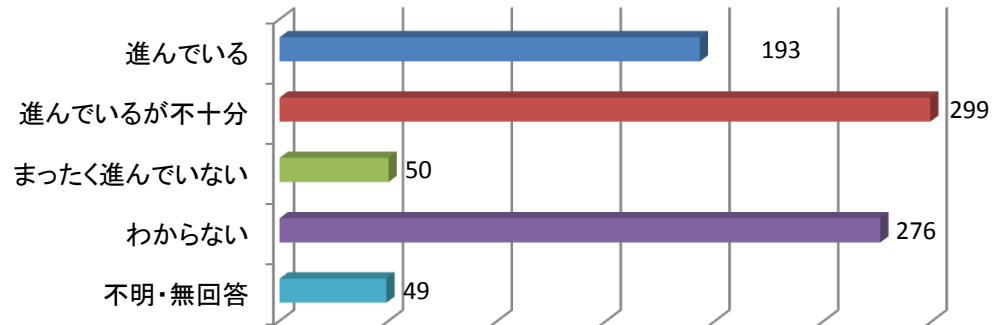


② 共生社会

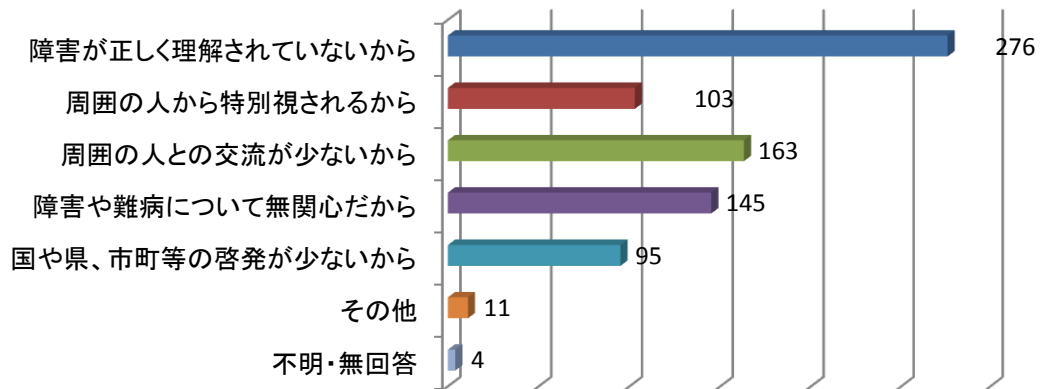
障害への理解についての認識は、「進んでいるが不十分」が35約%、次いで、「わからない」が約32%、「進んでいる」が約22%となっています。

また周りの人の理解が進まない理由は、「障害が正しく理解されていない」が約35%、次いで「交流が少ないから」が約21%、「障害や難病に無関心」が約18%、となっています。改善については、「正しく理解されるための周知啓発」が全体の約29%となっています。

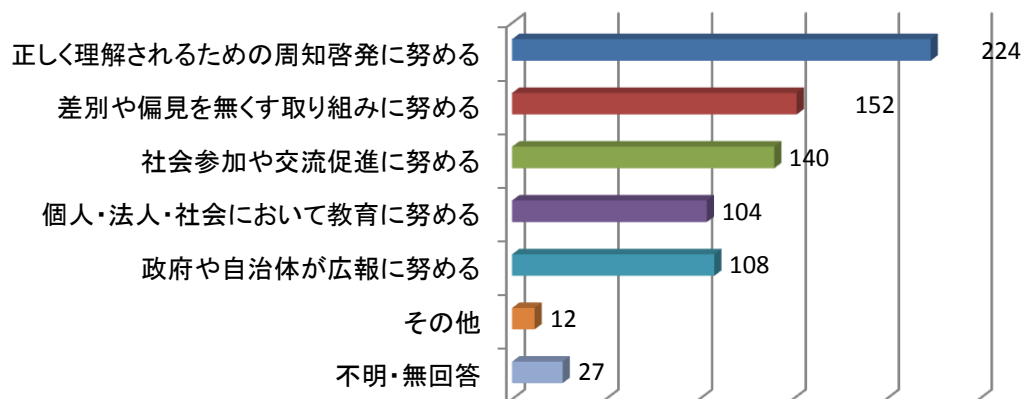
ア. 障害（者）に対する周囲の理解に関して



イ. 障害や障害のある人に対する周りの人の理解が進まない理由について



ウ. 社会全体としての今後の取り組みについて

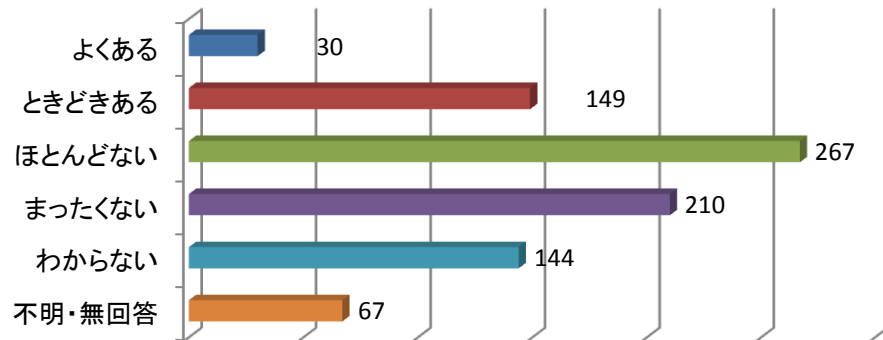


③ 共生社会

障害を理由に差別的な扱いを受けたかどうかについては、「ほとんどない」が約31%、次いで、「まったくない」は約24%となっており、合わせると約55%となっています。

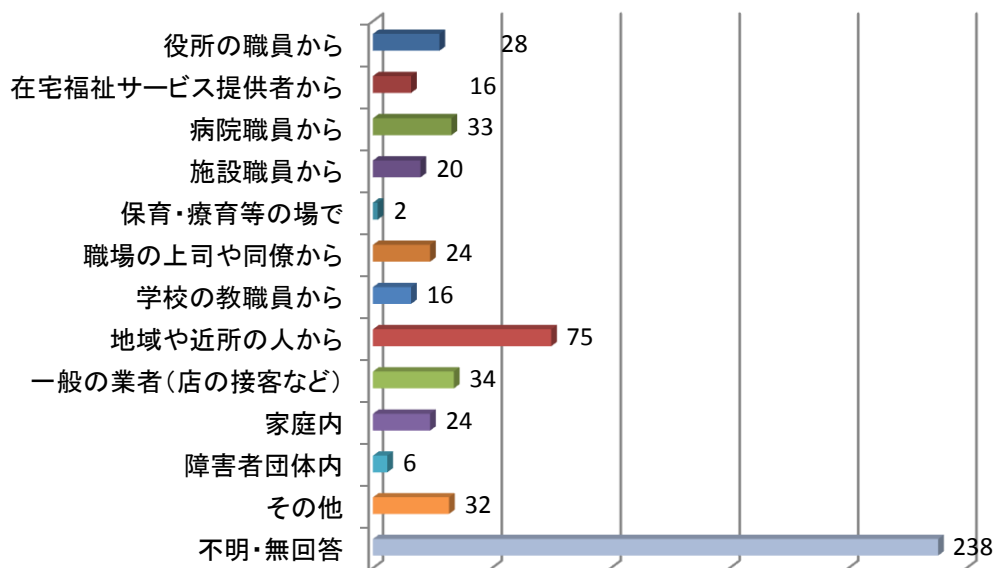
嫌な思いを感じた場面は、「地域や近所の人から」言葉や態度等で感じた人は、約14%、施設や設備の整備不足によって感じた場面は、「交通機関」約9%、「役所や公共施設」約7%、配慮がないことで感じた場面は、「買い物するとき」約18%、「役所での各種手続き」約16%となっています。

ア. 日頃の生活の中での差別的扱いに関して

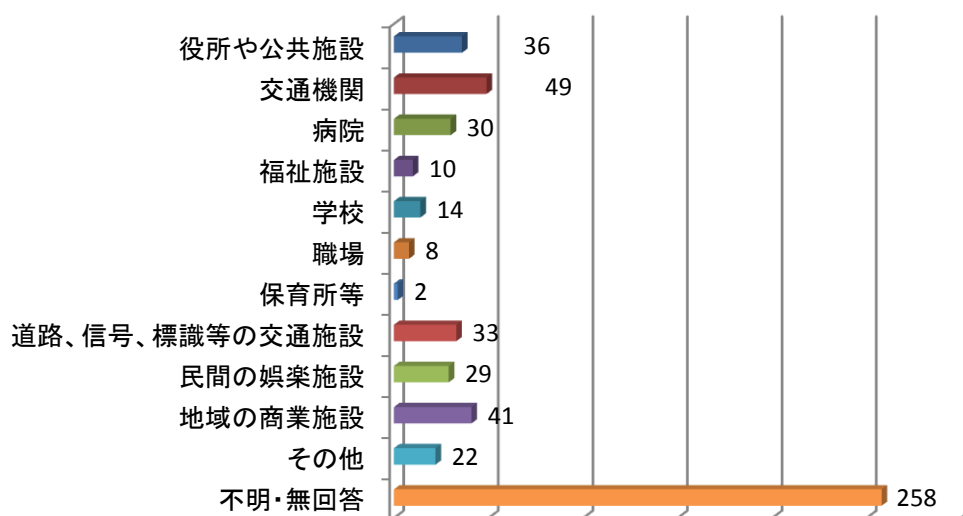


イ. 嫌な思いはどのような方から又はどのような場面で感じたかに関して

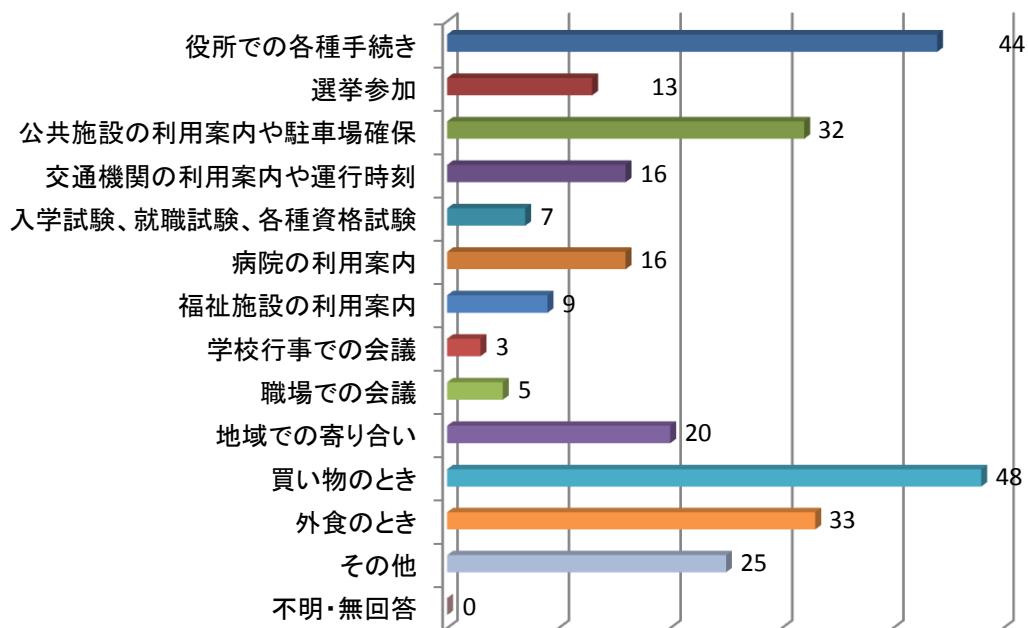
■ 人的差別



■ハード面の配慮



■ソフト面の配慮

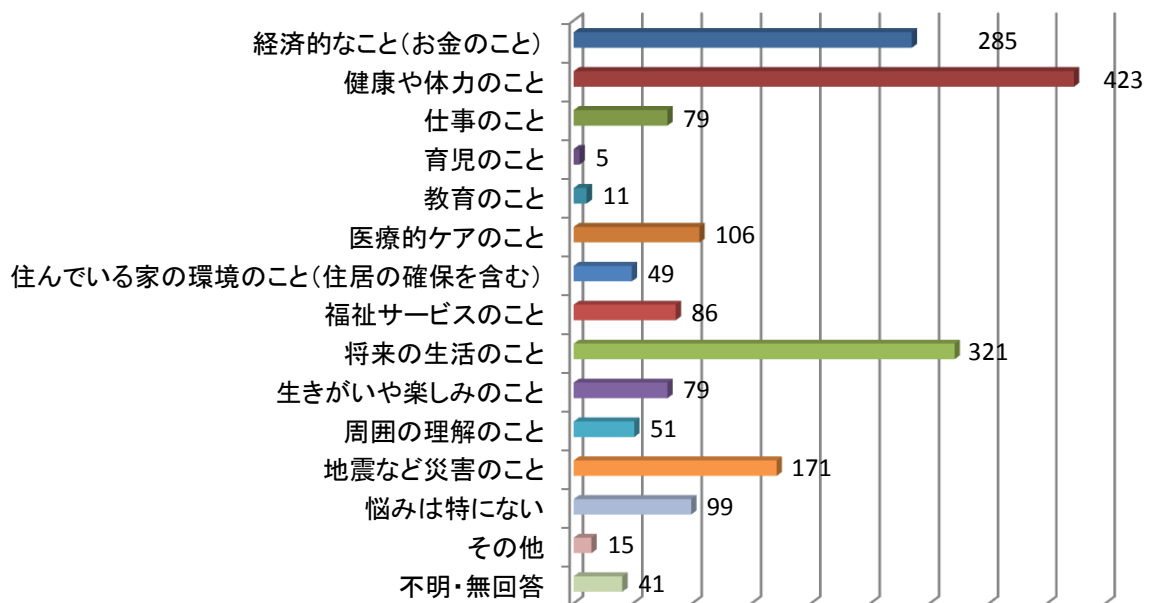


④ 悩み事、困り事

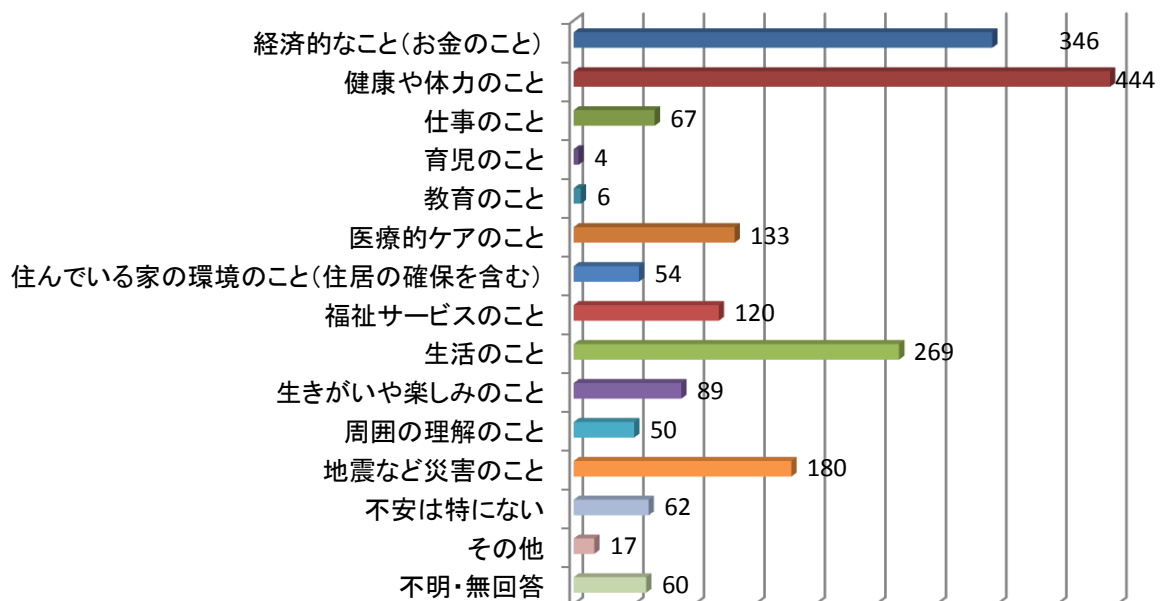
現在の悩みは、「健康や体力」が全体の約23%、次いで、「将来の生活のこと」が約17%となっており、将来についての不安は、同様に「健康や体力」が全体の約23%ですが、次いで、「経済的なこと（お金）」への不安が約18%となっています。

困りごとの相談は「家族」が全体の約26%、次いで、「病院や診療所」が約12%となっています。

ア. 悩み事に関して

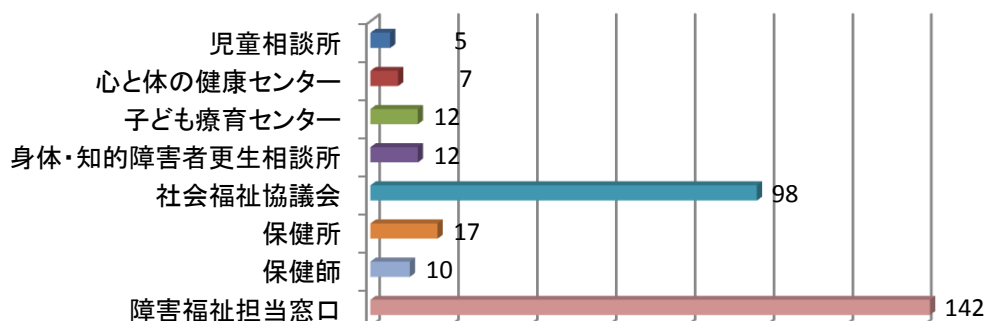


イ. 将来の不安に関して

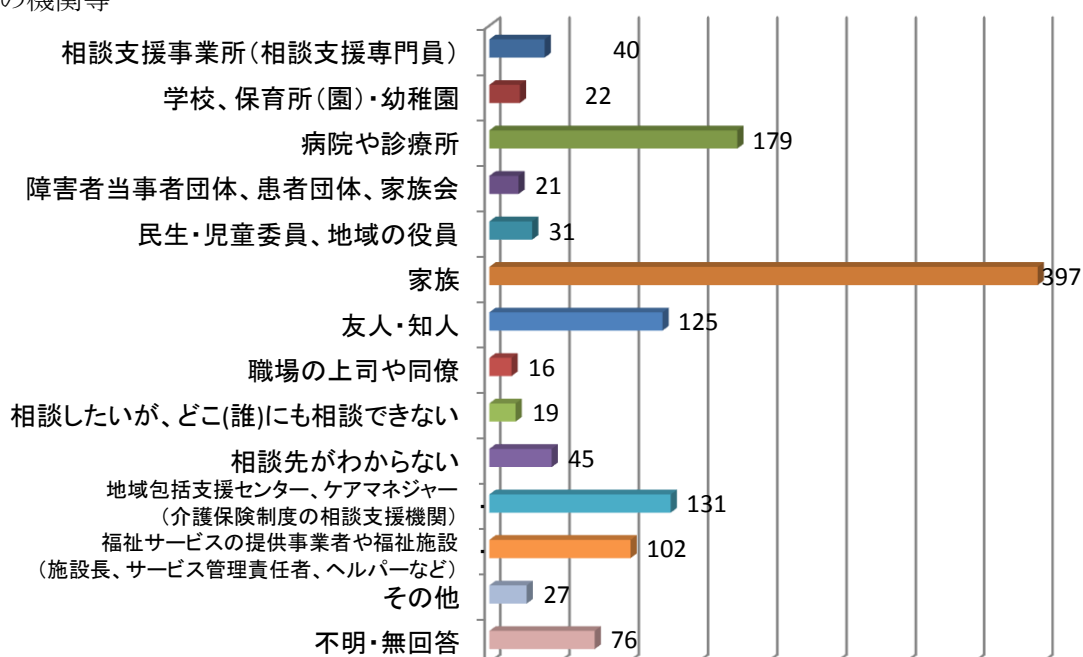


ウ. 困りごとの相談に関して

■ 県や市町の行政機関

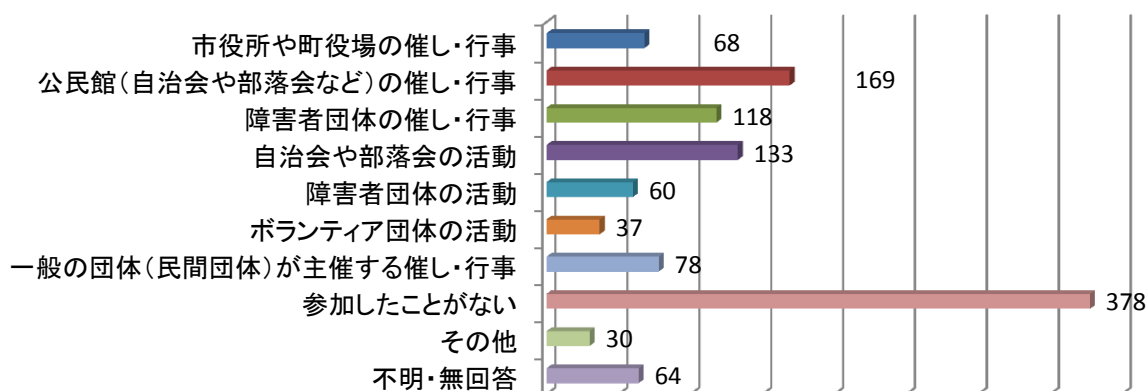


■ その他の機関等



⑤ 共生社会 (社会参加)

地域の活動や行事への参加状況は、「参加したことがない」が全体の約33%となっています。

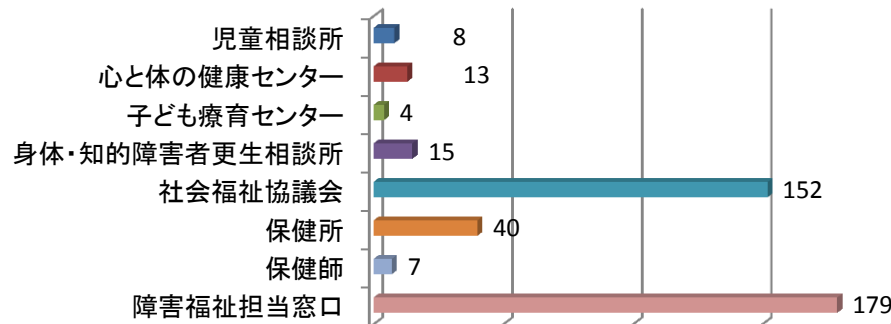


⑥ 情報提供・取得

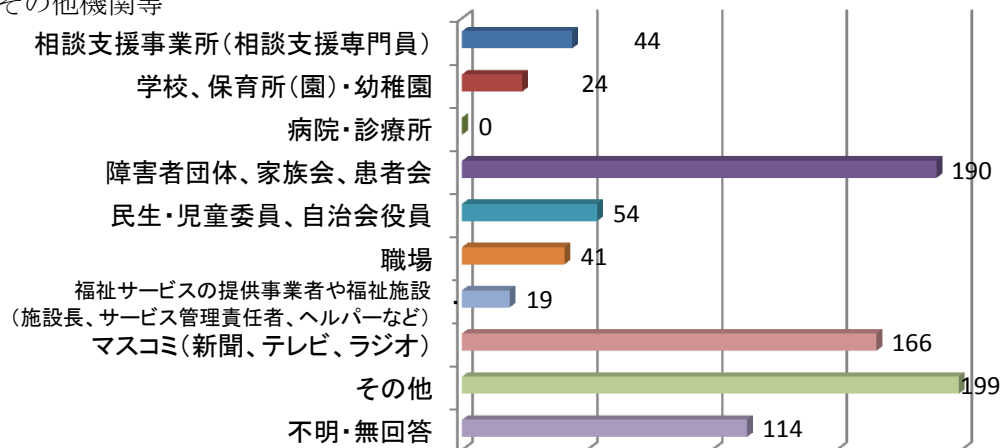
生活や福祉の情報取得の状況は、「障害者団体、家族会、患者会」からの情報取得が全体の約15%、次いで、「障害福祉担当窓口」が約14%となっています。また、取得媒体は、「テレビ」が約25%、「広報誌」が約25%、「新聞」が約20%となっています。

ア. 日頃必要としている生活や福祉に関する情報の発信源に関して

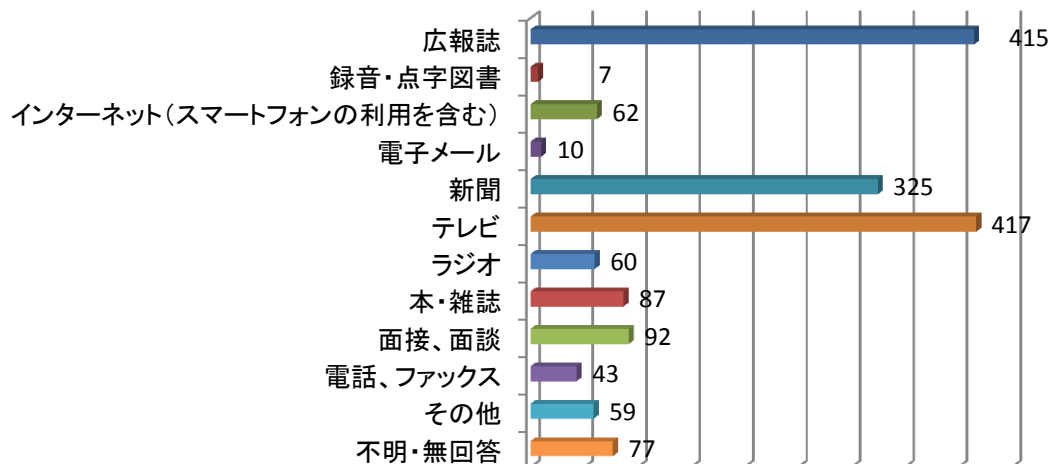
■ 県や市町の行政機関



■ その他機関等



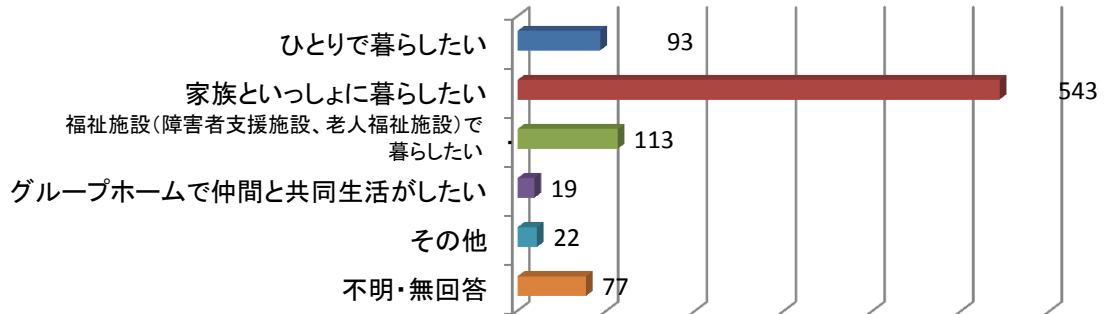
イ. 日頃必要としている生活や福祉に関する情報に関して



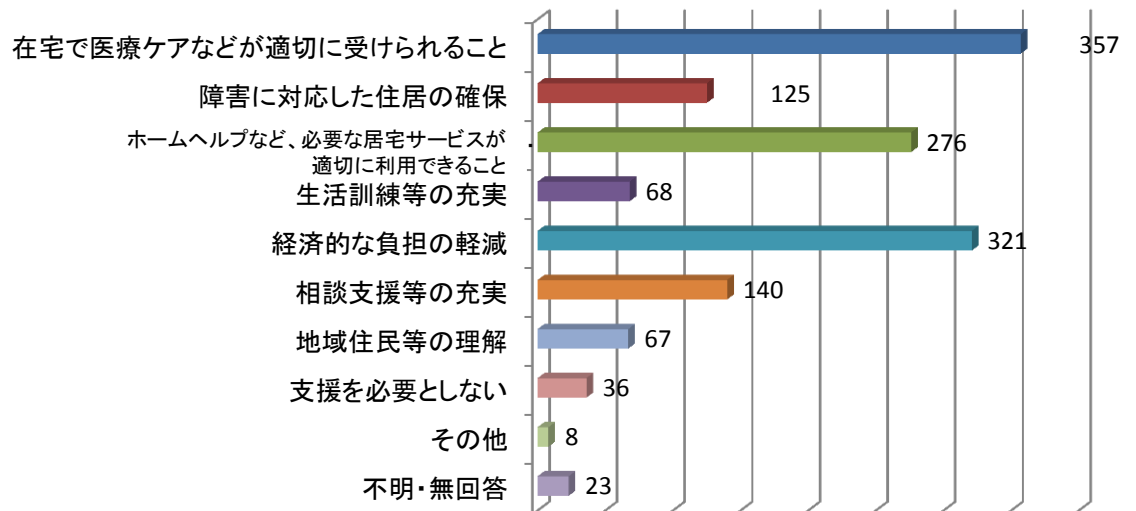
⑦ 生活環境（安心した生活）

今後の暮らし方についての意向は、どのように暮らしたいかは、「家族といっしょに暮らしたい」が全体の約63%で、その際にどのような支援を望んでいるかは、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が約25%となっています。

ア. 今後どのように暮らしたいかに関して



イ. どのような支援を望むか



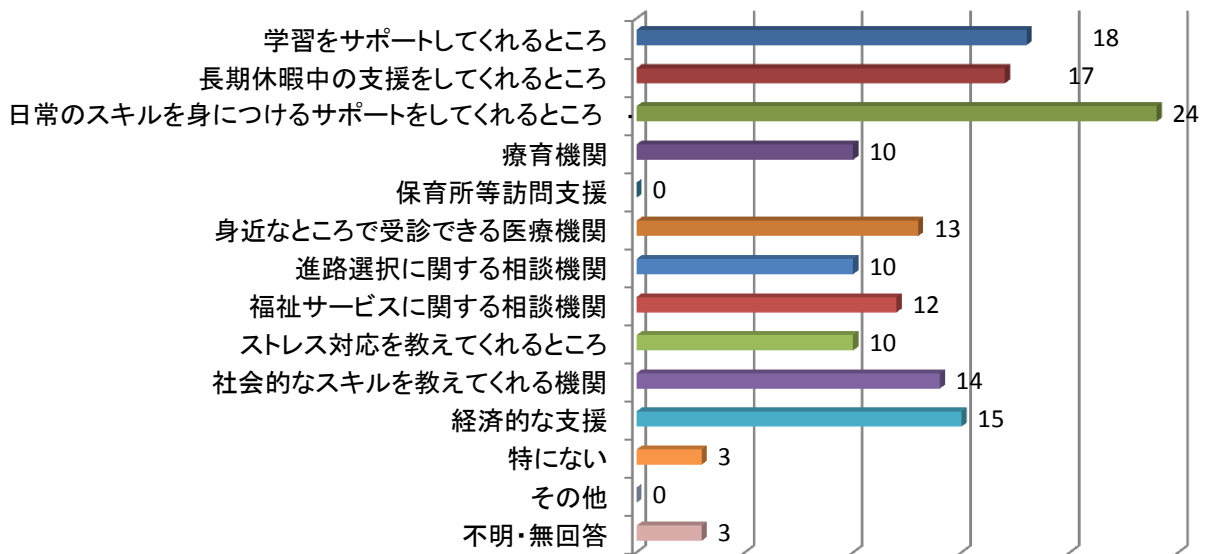
⑧ 療育・保育・教育

回答者は、小学校の特別支援学級が14人、保育園（所）、幼稚園が5人、その他となっています。療育・保育に求めるものは、「日常のスキルを身につけるサポート」が24人、「学習をサポートしてくれるところ」が18人回答しています。

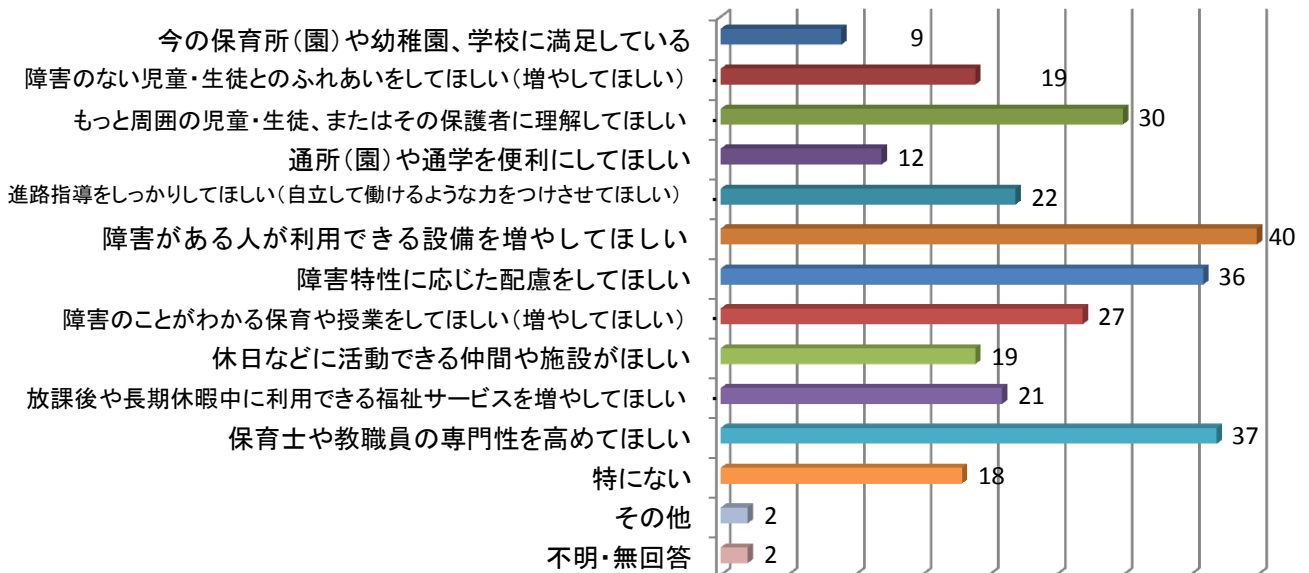
また、今後の保育や教育に必要と思っていることは、「障害のある人が利用できる施設を増やして欲しい」が40人回答しています。望ましい就学環境は、「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が30人回答しています。

休暇や放課後の過ごし方は、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が全体の約40%、次いで、「習い事や趣味を行っている」が約16%となっています。

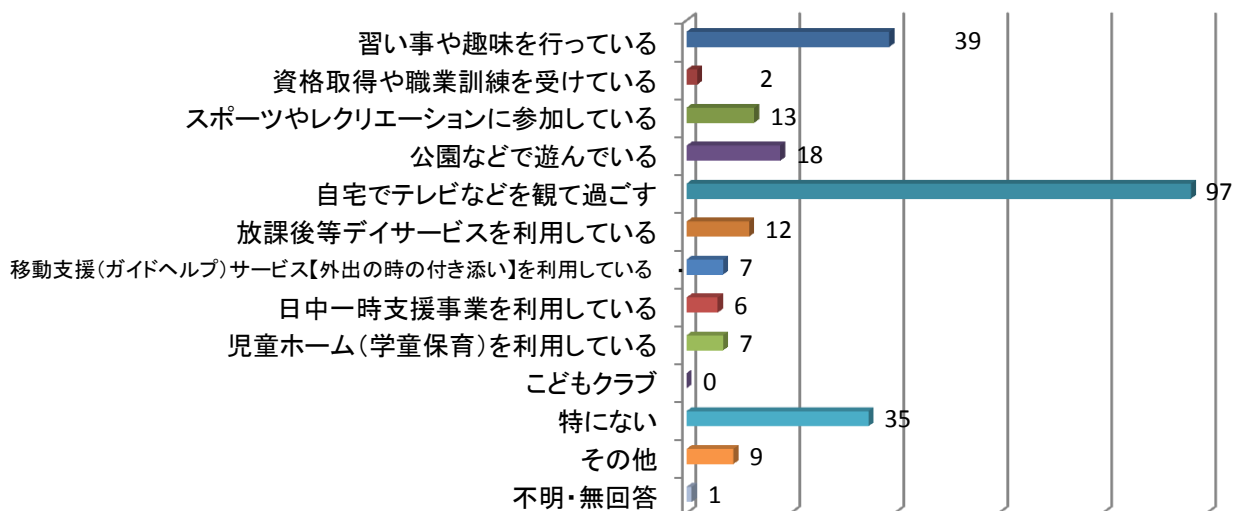
ア. 療育・保育に関する支援に関して



イ. 今後必要な支援に関して



ウ. 休暇、放課後の主な過ごし方に関して



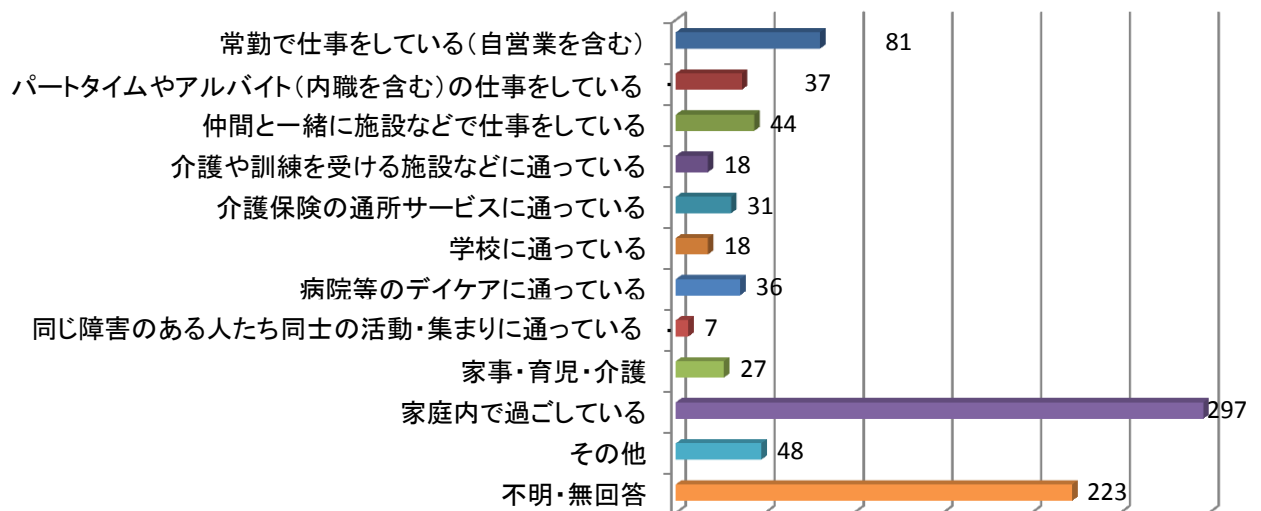
⑨ 就労

日中の生活状況は、「家庭内で過ごしている」が全体の約34%、次いで、「常勤で仕事をしている」が約9%となっています。常勤者の仕事の内容は、「作業系の仕事」が約21%となっています。仕事の見つけ方は、「ハローワーク」が約22%となっています。

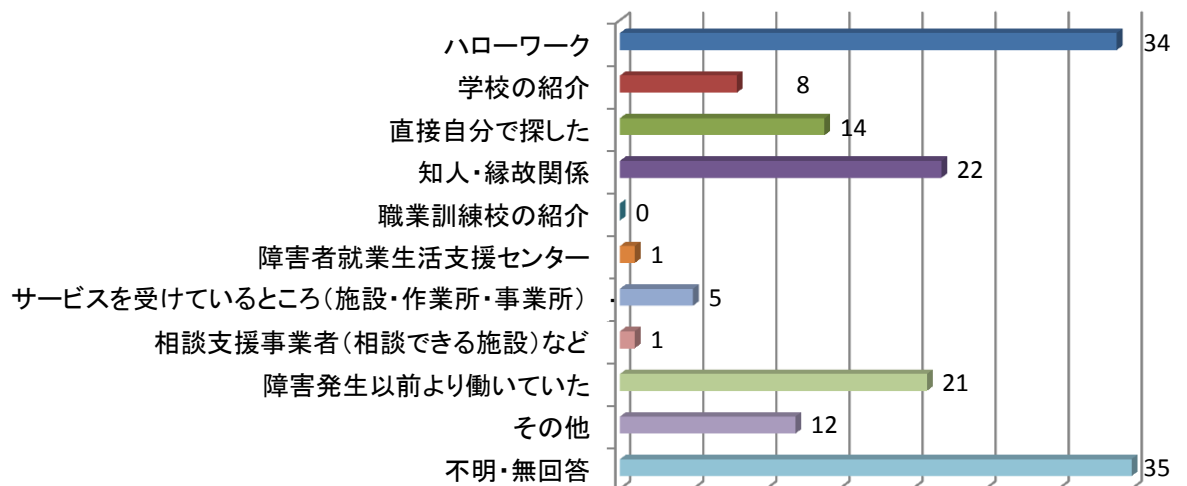
また、仕事をしていない理由は、「年齢のため」が約39%、次いで、「障害などでできる仕事がない」が約24%となっています。将来就職したいと考えている人は、一般就労を約10%の人が望んでいますが、業種については、「わからない」と考えている人が約5%となっています。

収入状況は、「年金や手当」が全体の約74%となっています。

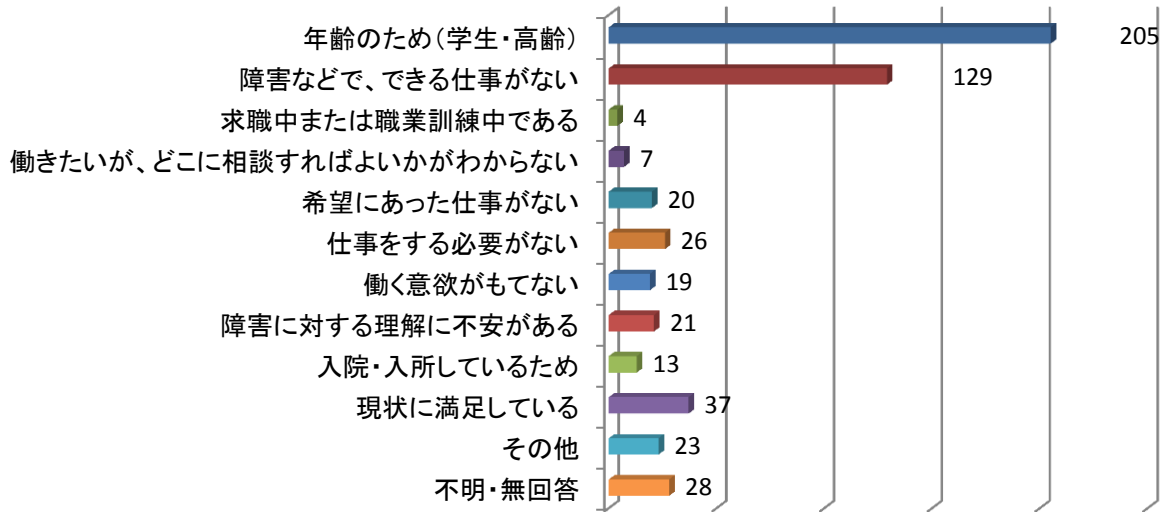
ア. 日中の生活に関して



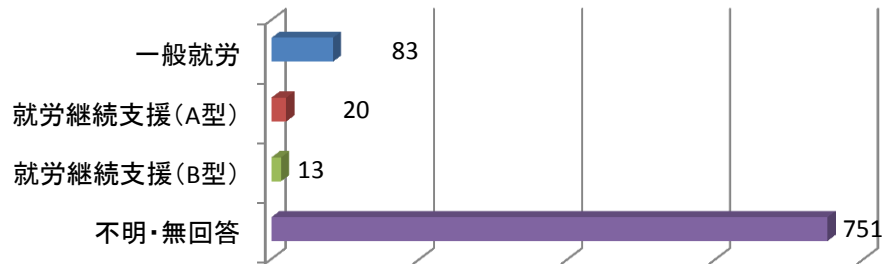
イ. 仕事の見つけ方に関して



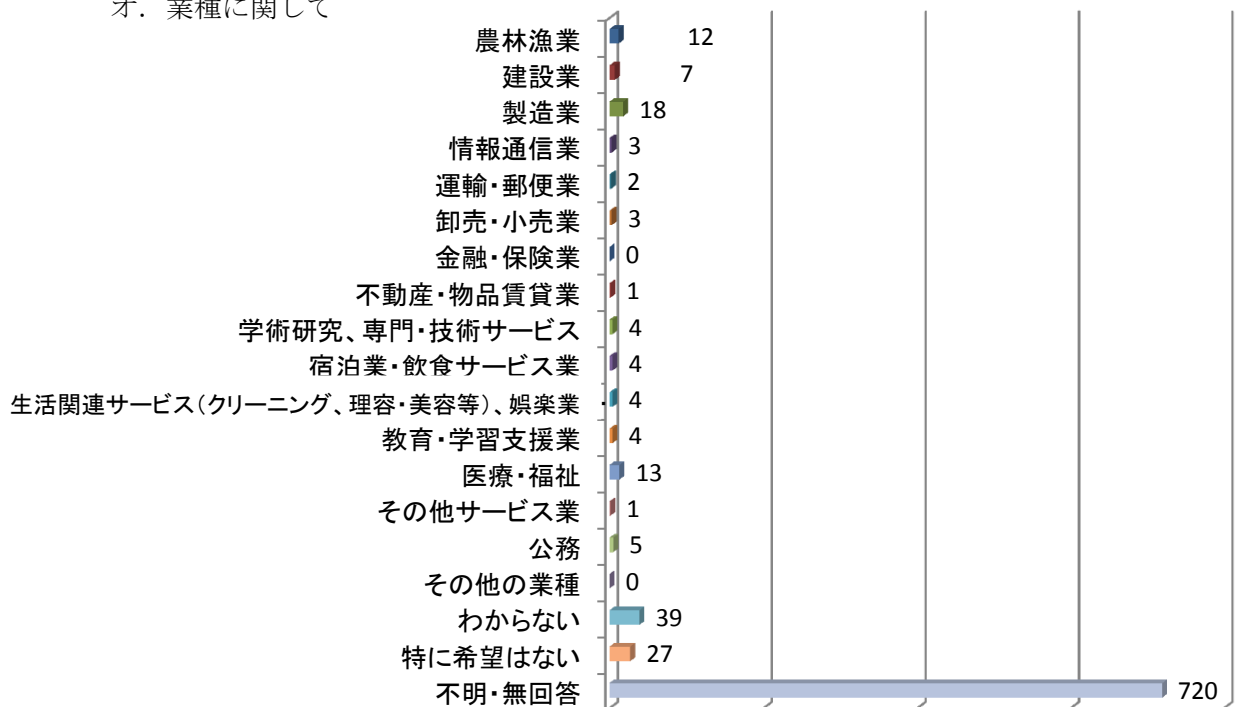
ウ. 仕事をしていない理由



エ. 就労形態について



オ. 業種に関して

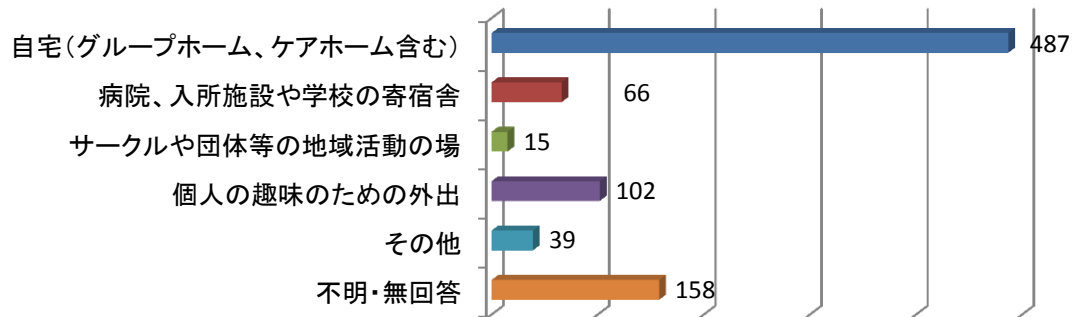


⑩ 外出等

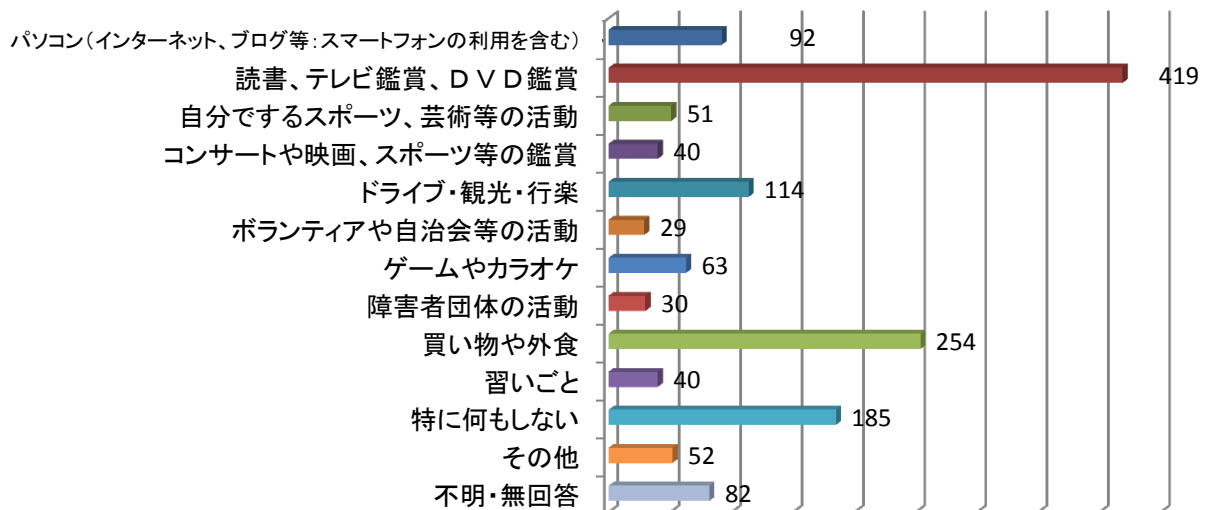
障害のある方は、自由時間は「自宅（グループホーム、ケアホーム含む）」で過ごす方が、全体の約56%で、「読書、テレビ鑑賞、DVD鑑賞」で過ごす方が約29%となっています。

休日や自由時間に外出する人は少ない状況ですが、外出頻度は、「1週間に3日程度の外出をしている」が約22%、「ほぼ毎日外出している」が約20%となっています。外出は「一人で外出している」が約27%で、移動手段は、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が約27%、「自分が運転する自動車やバイク」が約19%となっています。

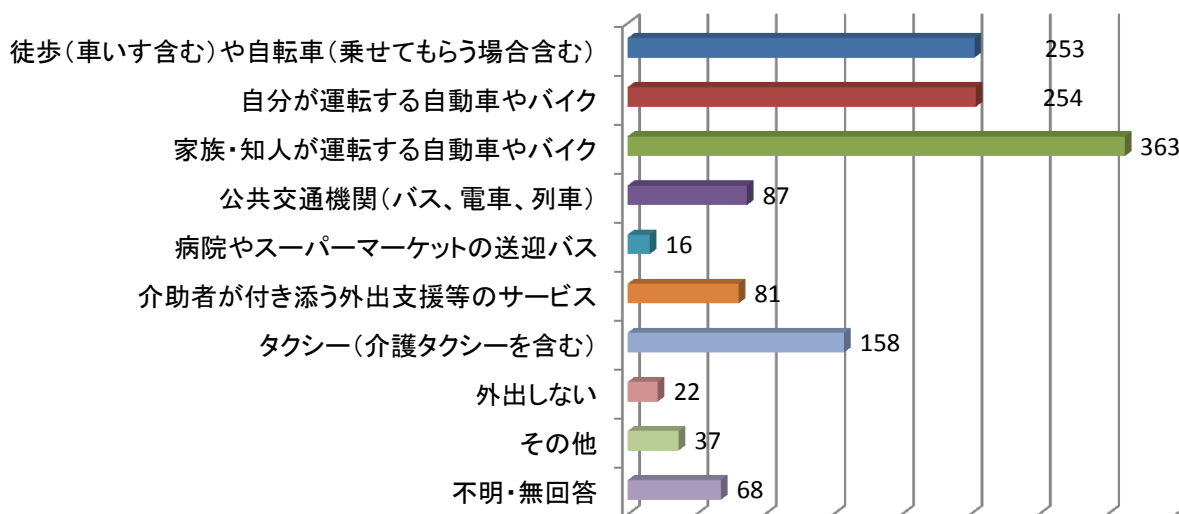
ア. 自由時間の過ごし方に関して



イ. 自由時間の活動内容に関して



ウ. 外出時の移動手段に関して

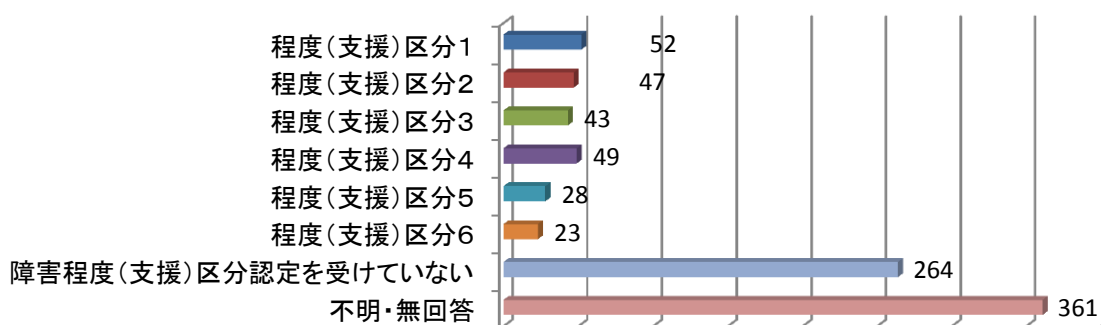


⑪ 障害福祉サービス等

現在、障害福祉サービスを受けている状況は、「施設入所」が約10%、「生活介護」が約9%、「居宅介護」が約5%と続いています。利用したいサービスは、「生活介護」が約8%、「施設入所」が約7%と続いています。

また、サービスの提供量は、「ちょうど良い」が約6%、「少ないと感じるが、決定された時間内でなんとかやり繰りしている」が約3%となっています。サービスの質は、「ちょうど良い」が約8%、「満足している」が約4%となっています。合わせると約12%となり、満足度は高い状況です。

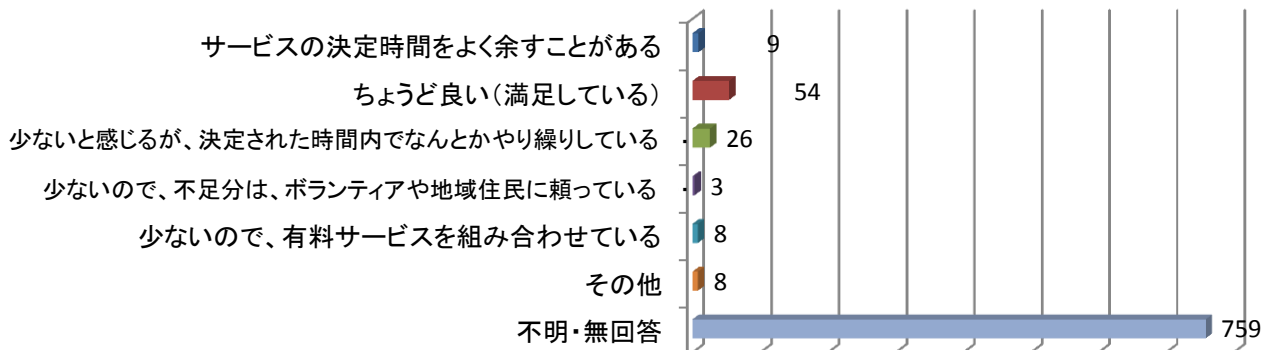
ア. 障害支援区分に関して



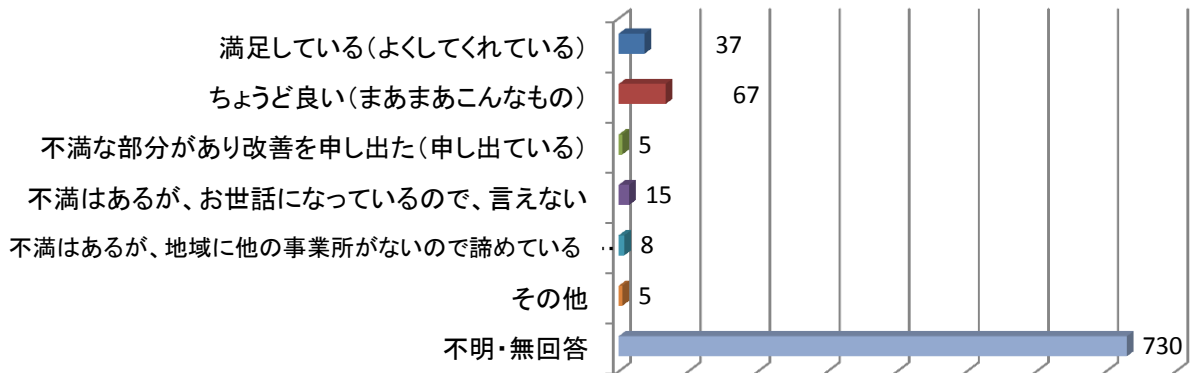
イ. 希望するサービスに関して



ウ. サービスの提供量に関して

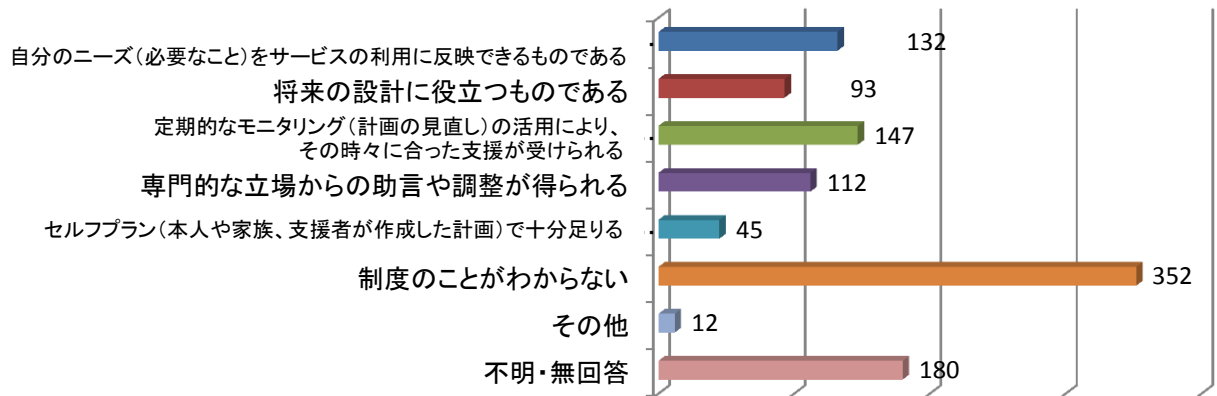


エ. サービスの質に関して



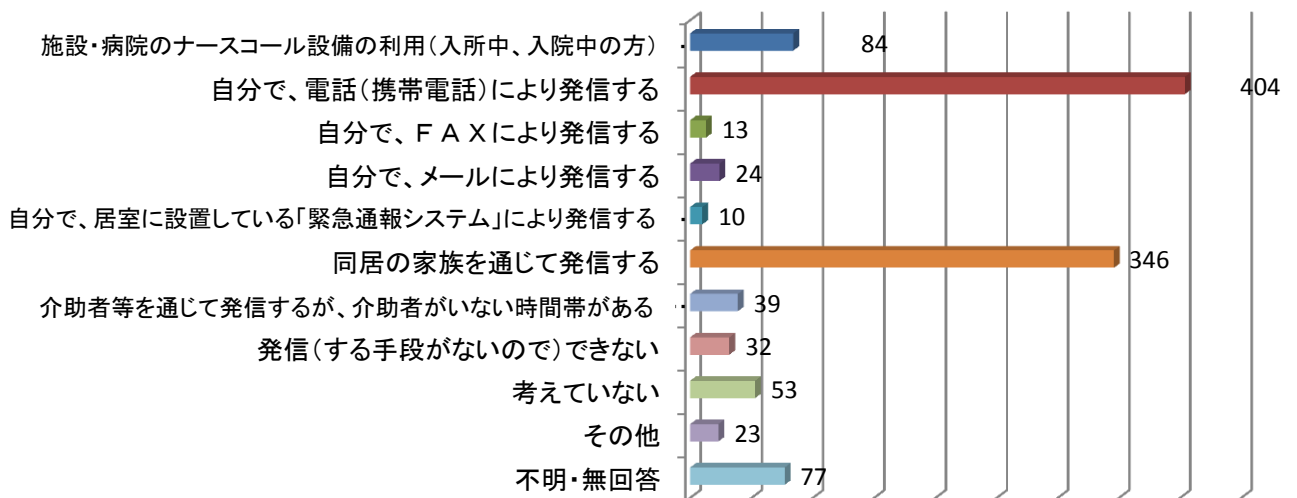
⑫ 相談支援

計画相談支援と障害児相談支援の利用については、「制度の事がわからない」が約33%となっています。



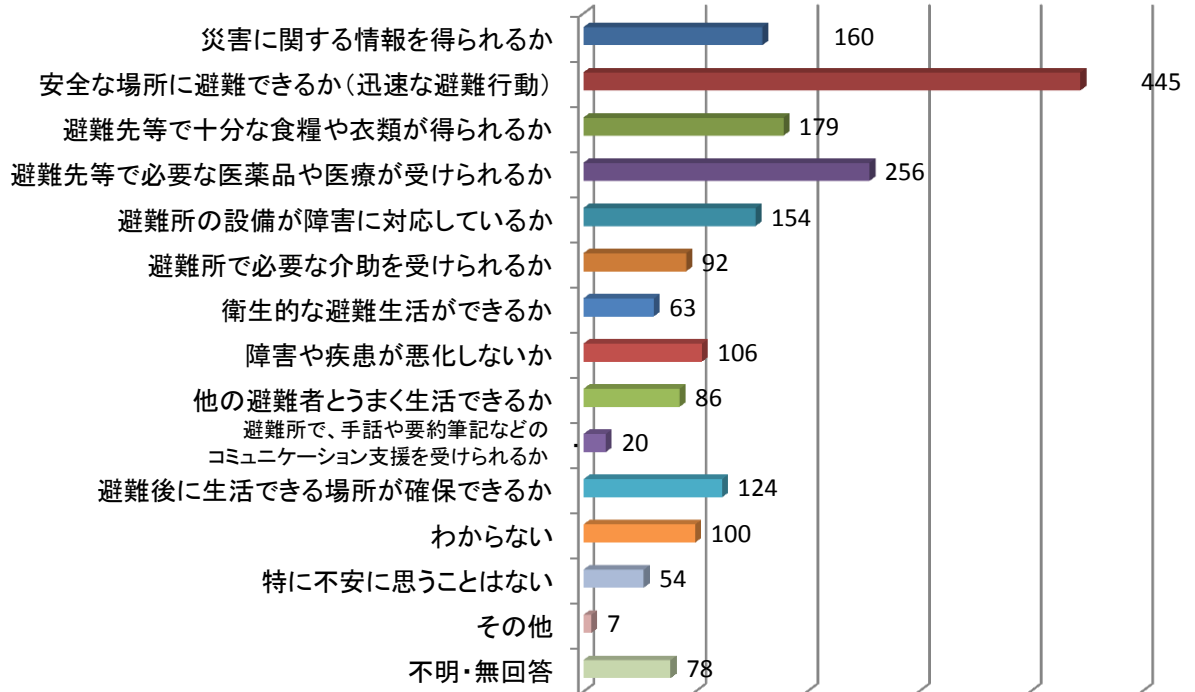
⑬ 防犯・防災(緊急通報)

緊急時の連絡手段は、「自分で電話(携帯電話)により発信する」が約37%、「同居の家族を通じて発信する」が約31%となっています。



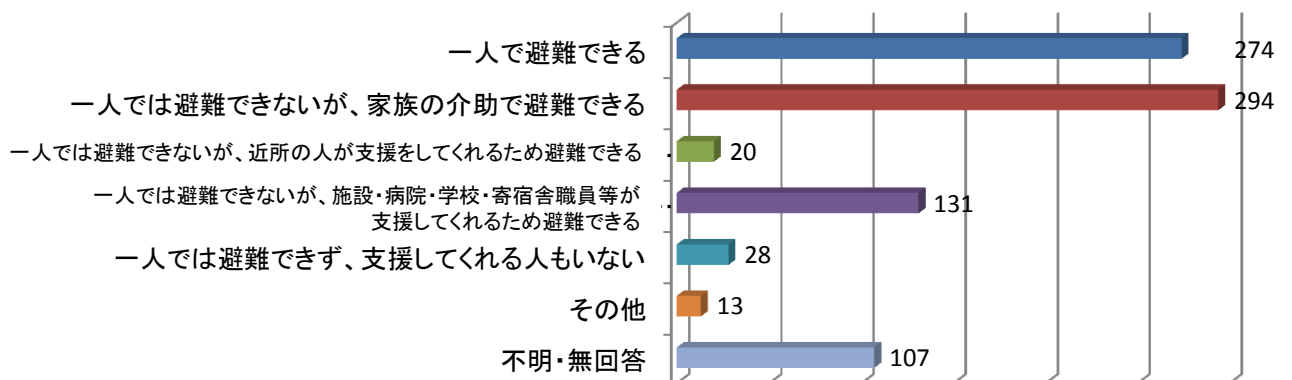
⑭ 防犯・防災（震災対応）

地震等の災害時に不安に思うことについては、「安全な場所に避難できるか」が約23%となっています。



⑮ 防犯・防災（避難対応）

避難場所や避難場所への行き方の認識は、「避難場所も行き方も知っている」が約38%となっています。一人で避難できるかについては、「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」が約34%、「一人で避難できる」が約32%となっています。



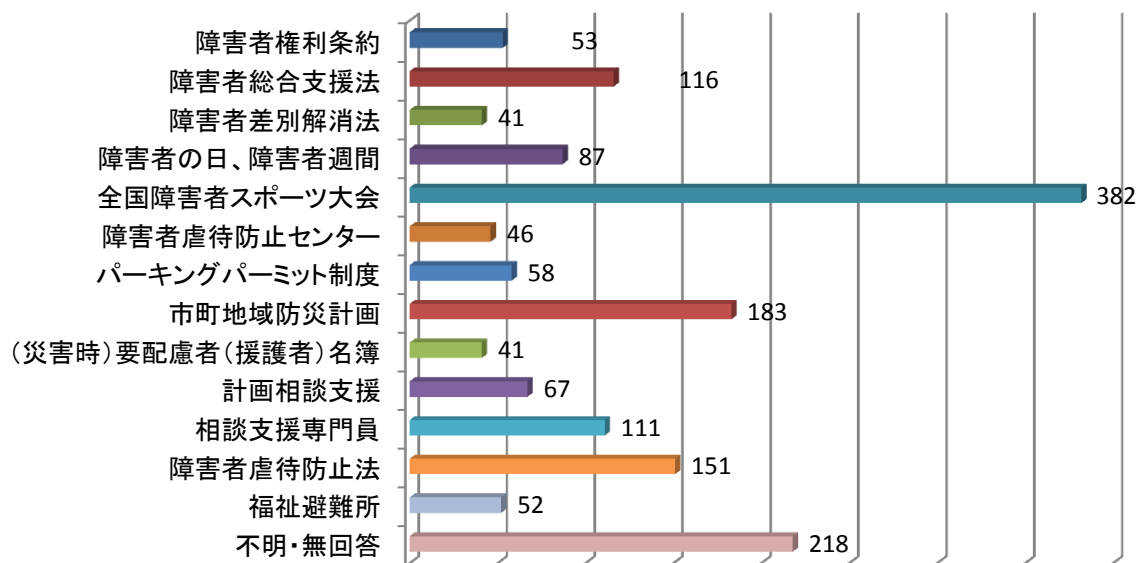
⑩ 防犯・防災（消費者被害）

消費者トラブルに巻き込まれた経験は、「ない」が約84%、「ある」が約4%となっています。



⑪ 障害福祉施策等の認知

障害福祉施策等の制度認知については、「全国障害者スポーツ大会」が約24%、反対に認知が少ないものが、「障害者権利条約」、「障害者差別解消法」及び「(災害時)要配慮者(援護者)名簿」が約3%となっています。



第2節 ヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

① 調査目的

「第4次西条市障害者福祉計画」の策定にあたり、西条市の障害福祉のニーズや課題を整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的としたヒアリング調査を実施しました。

② 調査対象

調査対象は、障害者団体、障害者サービス事業所を選定しました。

③ 実施の状況

種類	調査対象	調査時期
障害者団体調査	西条市における障害者団体	平成26年12月
障害者サービス事業所調査	西条市における障害者サービス事業所	

区分	種別	団体・事業者名
団体	身体（肢体）	白十字会
	身体（肢体）	西条市障害者団体連合会東予支部
	身体（肢体）	西条市障害者団体連合会丹原支部
	身体（肢体）	西条市障害者団体連合会小松支部
	身体（肢体）	西条市障害者団体連合会青年部
	知的	西条市手をつなぐ育成会
	身体（肢体）	肢体不自由児者父母の会
	精神	西条市精神障害者地域家族会
	身体（視覚）	西条市視覚障害者協会
	身体（聴覚・言語）	西条市ろうあ協会
	身体（聴覚）	西条市難聴者協会
	自閉症	愛媛県自閉症協会西条支部
	身体（腎臓）	西腎会
事業所	グループホーム	さくらの家
	グループホーム	ケアホームきぼう
	グループホーム	ケアホーム六軒家
	グループホーム	ケアホーム古川
	グループホーム	西条福祉園ケアホーム

グループホーム	ケアホーム世田山
障害者支援施設	東予希望の家
障害者支援施設	西条福祉園
障害者支援施設	ていずい
障害者支援施設	星の里
障害者支援施設	東予学園
障害者支援施設	道前育成園
就労移行支援＋就労継続支援B型	東予希望の家
就労移行支援＋就労継続支援B型	西条福祉園
就労移行支援＋就労継続支援B型	あけぼの
就労継続支援A型	野菜工房ていずい
就労継続支援A型	サスケ工房西条
就労継続支援B型	くろ～ば～
就労継続支援B型	とうふ工房ていずい
就労継続支援B型	ラ・スリーズ
就労継続支援B型	ピース
就労継続支援B型	さくらす
児童発達支援	かがやき園
児童発達支援＋保育所等訪問支援	ひまわり
放課後デイサービス	東予こどもデイ青空
放課後デイサービス	東予こどもデイ青空壬生川
放課後デイサービス	東予こどもデイ青空紺屋町
地域活動支援センター	萩の里
地域活動支援センター	ちゅうりっぷ
地域活動支援センター	さくらんぼハウス

(2) 障害者団体への調査結果

障害者団体への調査から見える現状及び主な課題は、次のとおりです。

①現在の活動上の問題点について（複数回答可）

	回答数	%
1. 新規メンバーの加入が少ない	11	22.0
2. メンバーに世代などの偏りがある	7	14.0
3. メンバーが仕事・家事などで忙しい	2	4.0
4. 活動メンバーの専門性が不足している	3	6.0
5. 役員のなり手がいない	9	18.0
6. 会議や活動の場所の確保に苦勞する	1	2.0
7. 活動がマンネリ化している	5	10.0
8. 活動に必要な情報が集まらない	2	4.0
9. 情報発信する場や機会が乏しい	2	4.0
10. 障害者のニーズに合った活動ができていない	3	6.0
11. 他の団体と交流する機会が乏しい	3	6.0
12. その他（高齢化により十分な活動ができていない 等）	2	4.0

②今後行いたい活動について（複数回答可）

	回答数	%
1. 地域交流	5	13.9
2. 他団体との交流	6	16.7
3. 障害福祉サービスの提供	4	11.1
4. 障害者の住まいの確保	2	5.6
5. 障害者の働く場の確保	4	11.1
6. ボランティア活動	1	2.8
7. 福祉教育活動	3	8.3
8. 会のPR活動	7	19.4
9. 活動等の発表会（会員の作品展示会や講演会、イベント含む）	3	8.3
10. その他（ちぎり絵作品の発表会の拡大）	1	2.8

③行政に期待すること（一つに○）

	回答数	%
1. 施策や事業等の情報提供	6	37.5
2. 活動資金の助成	6	37.5
3. 活動場所の提供	2	12.5
4. 活動内容の相談	2	12.5
5. その他（ ）	0	0.0

④地域の理解について（一つに○）

	回答数	%
1. 十分に理解されている	0	0.0
2. まあまあ理解されている	4	40.0
3. あまり理解されていない	6	60.0
4. まったく理解されていない	0	0.0

⑤障害がある方が地域に係わるために必要な生活支援について

■交流・社会参加■

- ・ ふれあい運動会などにも一般の人達に参加してもらえるような企画を増やしてください。一般社会の人と「ふれあい」が社会参加の第一歩ではないでしょうか。
- ・ 交流や社会参加に必要な情報が入ってこない。
- ・ 障害の程度によっては参加が難しい。

■就労支援・収入確保■

- ・ 福祉就労に力を入れて欲しい。B型も多く作って地域の障害者がみんな作業所へ通所できるようにしてほしい。
- ・ 年金制度の充実を図って下さい。
- ・ 精神障害者については特にジョブコーチなど就労支援が必要です。就労支援事業所の充実・作業工賃のアップを望みます。

■人材確保・人材育成■

- ・ ボランティア育成に力を入れて欲しい。スポーツでも指導者を育成して欲しい。
- ・ 法律によって個人情報制限され、人材確保や人材の育成が困難である。
- ・ 障害者も健常者も共に仲良く生活できる環境作りのために自分の損得に関係なく共に仲よく働ける人、ボランティア精神の育成をして欲しい。そういう人を作って欲しい。

■周知広報・情報提供■

- ・ 手帳をもっている人たちが、こういう団体があるのを知らないと思います。
- ・ 障害者差別禁止法等の周知と偏見や差別のないあたたかい地域づくりを望みます。虐待防止についても啓発してください。
- ・ 市広報等で情報をもらっているが、もっと早く情報が欲しい。

■連携■

- ・ 3 障害が常に情報を共有して、いつも話し合い、気持ちを一つにしていく事が良いと思う。
- ・ 障害者団体、事業所等とともに行政と協同で事業を実施するよう。
- ・ 障害当事者の団体と障害者の家族会とでは話が合いにくい。

⑥障害者が地域で自立した生活を送っていくための課題

- ・ 制度はいろいろありますが、十分に整っていない事と、緊急時の不安です。親なき後や親が病気になった時が一番心配です。
- ・ 移動交通費の支援・援助が精神障害者に必要です。
- ・ 段差の解消、歩道の整備、横断歩道（エスコートゾーン）、音響装置付信号機の設置など、安全確保のための設備の充実を図る。
- ・ 災害時の避難場所の数をもっと増やしていただきたい。
- ・ 仕事をする事が一番だと思う。そのために就労する場を多く作り、重度障害者も働ける場所を確保できるようにする。
- ・ 住む場所の確保と収入の確保、及び地域の理解が必要。
- ・ 愛媛県の福祉取り組みの遅れ。他県のように障害者が家族のふれあいで沢山の話を聞き、少しずつ一緒に多くの人々の参加をしてもらい対処していく。
- ・ 各親は、現場と将来を見すえて、今の直面した問題、将来の問題も今ある福祉関係の相談相手にいやでも話し合う機会を作り、相談し合う事が大切です。皆が極力支え合う。
- ・ 就労している者もあるが、そこから得られる所得だけで自立していくのは困難である。自立とは「自力」で社会生活ができる事であり障害者にそれを求めるのは過酷です。やはり所得補償の充実が望まれるところです。

⑦地域で自立した生活を送っていくために必要な福祉サービスについて

- ・ 個々さまざまな不自由が有るだろうが、相談窓口を設けきめ細かな指導対応を。
- ・ 精神障害者のケアホーム、グループホームが必要です。
- ・ 視覚障害者のためのパソコンボランティアの養成。
- ・ 通勤・通学、通院時の付き添いの送迎サービスが必要です。
- ・ 介護保険制度には制限がありすぎです。障害者家族の生活保護の観点から家庭や施設で出来ることが規則で制限があります。障害者はひげそりや爪切りなど、主にできません。できない事をしてもらい、それが福祉だと思います。規則でしぼられ、不自由な生活もあります。また、たとえ現場で本人にとってつらい事でも暴れたりすれば拘束はやむをえません。臨機応変な対応をお願いします。
- ・ 1級2級のタクシー券をもっと多くの障害者に支給できないか。自立した生活は好きな所に行くのに行けない、社会参加ができないとの声が多くあります。

(3) 障害者サービス事業所への調査結果

障害者サービス事業所への調査から見える現状及び主な課題は、次のとおりです。

①現在経営状況について（複数回答可）

	入所系	就労系	児童
1. 障害者福祉支援法施行に伴い、経営面への影響が大きい	4	3	1
2. 障害者福祉支援法施行に伴い、経営面が改善された	0	1	0
3. 施設整備などの資金繰りが困難	4	4	1
4. 労働条件などにより職員の確保が難しい	7	6	4
5. その他 (将来、社会福祉法人にも課税される方向であることに不安である 等)	2	0	0

②利用者からの相談内容について（多い順に3つまで複数回答可）

	入所系	就労系	児童
1. サービス内容に関するもの	7	5	3
2. 費用負担に関するもの	3	2	1
3. 利用手続きに関するもの	5	6	3
4. 介助者・家族からの虐待など	0	1	0
5. 職員の態度に関するもの	1	1	0
6. 施設・設備に関するもの	3	3	1
7. その他（ショートステイ等、休日等の対応をしてほしい 等）	0	3	1
8. 特に苦情や相談はない	4	1	1

③事業運営における問題点

- ・ 職員の確保・施設・設備の改善をしていきたいが定員4名で運営しているため、財政的に困難。
- ・ 支援費報酬単価が少ない
- ・ 開設間もない施設ですが、経営面を含めて事業運営は困難です。
- ・ 将来、理事会と評議会を兼務することを禁じる方向に動いているが、現状ではなかなか人材確保が難しい。情報開示もホームページの範囲にとどめて欲しい。
- ・ 施設が建設されて11年が経過して、設備の修繕が多くなり、特に水廻り、空調設備の修繕費がかさんでるのが現状です。
- ・ 職員の負担（工賃向上達成のため）が多くなった。
- ・ 正規職員の数が少ない。
- ・ 特に有資格者の人材確保が難しい。

④利用者の一般就労を進めるための取り組み

- ・ 4名の利用者様は、現在就労継続支援事業所へ通所されており、送迎を実施している。一般就労のために精神障害者への交通費支援が必要です。
- ・ バスでの通勤や自転車での通勤も考えられるが、仕事場の場所によりなかなか行けないところが多い。一番の問題は送迎である。
- ・ 雇用の拡大に向けて、法定雇用率の向上などの政策が望まれます。
- ・ 企業が障害者を必要としているのか？企業側に任せてみたい内容（仕事）があれば、利用者の中から（向き不向きを）確認して支援の中で方向付けができる場合もある。
- ・ 一応、支援学校（高等部）卒業時点で進路は決定しているようで、それらに選ばれなかった人達が生活介護施設を利用しているのが現状なので、一般就労へつなげる支援は難しいです。
- ・ 作業の能力向上に職員不足で取り組みが困難なこともあり、企業に合った人材が育たない。企業との面談機会も少なく、企業実習に結びつかない事が多い。現在ある取り組みの補助をもっと有効に使わないといけないと思う。
- ・ A型就労施設を増やして欲しい。
- ・ 利用者、事業所職員の研修、利用者、事業所ともに就職に向けて必要なことを整理するような研修会

⑤利用者がサービスを利用しやすくなるための取り組み

- ・ 西条市に精神障害者のためのグループホーム（ケアホーム）は現在さくらの家（定員4名女性）のみである。病院からの地域移行を進めるためには住居の確保が必要。ケアホームの充実整備。
- ・ 利用のしやすい成年後見制度が望まれます。
- ・ 施設利用申し込みの前に、本人と家族は施設見学をされ、作業の内容を知ってからにすべきだと考えます。多くの施設がホームページをもっているのも、そこも読んでいただくと施設側の手間が省けることも有ります。
- ・ 高齢化が進む中、施設整備等が求められていると思われます。看とりを含めて選択肢を多く考えておく必要があると思います。
- ・ 就労B型等の利用者が体調不良等で休んでいるときに、施設としては放っておくことはできずに連絡、訪問等で支援をしている。このような場合に何か利用できるサービス、支援費がないものかと思う。
- ・ 気軽に体験利用をしてもらおう。16～18歳までの高校中退者他の引きこもり状態の人で精神・発達障害の可能性のある人に対して、就労支援事業所を利用できるように働きかけて就労のチャンスを与えて意欲を引き出したい。
- ・ 利用日数を23日から増やして欲しい。

⑥障害者総合支援法施行における問題点・課題等

- ・ 身体・知的・精神と3障害一元化されているが、市役所以外に児童相談所、保健所等、窓口が色々分かれており、わかりにくい部分がある。
- ・ ケアホームを運営するためには、ある程度の職員配置が必要ですので、それを充足する財政策が望まれます。
- ・ 人が多く必要となる職員配置基準（特に夜勤体制）には問題がある。
- ・ 今までのも今回の改正も、利用者の程度区分に関係なく生活介護や就労B、入所支援やケアホームなどの希望は区分だけでは測れない。程度区分が低く判定されても困難な方も多く精神的にも不安定な人が多い現実がある。
- ・ 施設利用の前にお試し実習期間後利用を決断してもらっています。新規に申請してから受給者証が届くまで時間がかかり、利用者さんが契約までの機関の理解・納得困難な場合、意欲が減退する可能性があります。計画相談等の手続きで相談支援員さんも大変だと存じています。申請後、暫定期間での利用が可能になれば、利用者も支援側も就労に向けて早期に計画を立てられると思います。
- ・ 児童発達支援管理責任者要件の緩和

第3節 アンケート・ヒアリング調査から見える西条市の課題

- 地域との交流や障害者団体間での交流の場が少ない。
- 障害者福祉に関する情報をもっと提供してほしい。
- 障害者が就労する場を多く作ってほしい。
- 送迎・外出支援サービスの充実。
- 精神障害者のグループホームが少ない。
- 一般就労に向けた企業とのマッチングの機会が少ない。
- 福祉サービスの申請をしてから支給決定までに時間がかかる。
- 障害者が入居できる住居確保に対する支援。

第5章 障害者福祉サービスの利用状況

第1節 在宅福祉サービスの利用状況

(1) 居宅介護等事業

日常生活を営むことに支障がある在宅の身体障害者、知的障害者、障害をもつ児童及び精神障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける事業です。

平成26年度で、居宅介護等事業の平均実利用人数は188人、合計利用時間数は3,903時間／月となっています。

居宅介護等の利用実績

(単位:実人、延時間 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	利用人数	114	130	129	144
	利用時間数	2,835	2,719	2,758	2,727
重度訪問介護	利用人数	2	2	3	4
	利用時間数	541	545	700	534
行動援護	利用人数	3	7	9	9
	利用時間数	42	145	186	176
同行援護	利用人数	18	22	25	31
	利用時間数	360	365	455	466
合 計	合計利用人数	137	161	166	188
	合計利用時間数	3,778	3,774	4,099	3,903

資料:社会福祉課

(2) 生活介護事業

入浴、食事の提供、創作的活動、機能訓練等の援助を必要とする身体障害者、知的障害者が施設に通い、必要な援助を受ける事業です。また、障害をもつ児童が施設に通い、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を受ける事業です。

平成26年度で、生活介護の平均実利用人数は268人、合計利用日数は5,019日／月となっています。

生活介護の利用実績

(単位:実人、延人日 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	利用人数	145	268	275	268
	利用日数	2,597	5,214	5,219	5,019

資料:社会福祉課

(3) 短期入所事業（ショートステイ）

居宅において介護を受けることが一時的に困難になった身体障害者、知的障害者及び精神障害者が施設に短期入所し、必要な援助を受ける事業です。また、家庭において介護されることが一時的に困難となった障害をもつ児童が施設に短期入所し、必要な保護を受ける事業です。平成26年度で、短期入所の平均実利用者数は29人、合計利用日数は125日／月となっています。

短期入所の利用実績

(単位：実人、延人日 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用人数	16	18	23	29
	利 用 日 数	103	101	110	125

資料：社会福祉課

(4) 共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

地域において、障害者が日常生活上の支援を受けながら、共同生活を営む施設であり、平成26年4月からグループホームに一元化されました。

平成26年度で、平均実利用人数は52人となっています。

利用実績

(単位：実人 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ケアホーム	利用人数	21	38	38	
グループホーム	利用人数	10	14	14	52
合 計	利用人数	31	52	52	52

資料：社会福祉課

西条市内のグループホーム

施設名	所在地/電話番号	定員	設置主体
西条福祉園	西条市丹原町高松甲 1886-8 TEL：0898-68-5141	10 人	社会福祉法人いしづち会
ケアホーム古川	西条市古川乙 148-4 TEL：0897-53-2223	10 人	社会福祉法人聖風会
ケアホーム世田山	西条市楠乙 454-166 TEL：0898-66-1965	10 人	社会福祉法人聖風会
ケアホーム六軒家	西条市楠甲 203 TEL：0898-76-5672	7 人	社会福祉法人聖風会
さくらの家	西条市福武甲 577-1 TEL：0897-41-0806	4 人	NPO 法人石鎚
ケアホームきぼう	西条市三芳 1834-1 TEL：0898-76-5177	10 人	社会福祉法人白鳥会

(5) 宿泊型自立訓練施設

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。平成26年度で、平均実利用人数は3人となっています。

宿泊型自立訓練施設の利用実績

(単位：実人 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
宿泊型自立訓練	利用人数	1	0	4	3

資料：社会福祉課

第 2 節 施設福祉サービスの利用状況

(1) 障害者支援施設

施設に入所する障害者に対し、夜間は施設入所支援を行い、日中は生活介護を行います。

平成 24 年度から、旧体系の入所施設は障害者支援施設に移行しました。

障害者支援施設の利用実績

(単位：実人 / 月)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者支援施設	入所	108	197	196	192

(2) 身体障害者福祉施設

身体障害者（満18歳以上）が入所することにより、適切な指導及び訓練等を行い、社会適応に必要な援助、その更生に必要な指導訓練を行います。

平成24年度からは、入所は障害者支援施設に移行しました。

身体障害者福祉施設の利用実績

(単位：実人 / 月)

区 分		平成 23 年度
身体障害者更生施設	入所	0
	通所	0
身体障害者療護施設	入所	2
	通所	0
身体障害者授産施設	入所	0
	通所	0
身体障害者通所授産施設		0
身体障害者福祉工場（通所）		0
身体障害者小規模通所授産施設		0
合 計	入所	2
	通所	0

資料：社会福祉課

(3) 知的障害者福祉施設

知的障害者（満18歳以上）が入所することにより、適切な指導及び訓練等を行い、社会適応に必要な援助、その更生に必要な指導訓練を行います。

平成24年度からは、入所は障害者支援施設に移行しました。

知的障害者福祉施設の利用実績 (単位：実人 / 月)

区 分		平成 23 年度
知的障害者更生施設	入所	122
	通所	0
知的障害者授産施設	入所	4
	通所	2
知的障害者福祉工場（通所）		0
知的障害者小規模通所授産施設		0
合 計	入所	126
	通所	4

資料：社会福祉課

西条市内にある障害者入所施設

施設名	所在地/電話番号	定員	設置主体
ていずい	西条市禎瑞 385 TEL：0897-52-5300	40 人	社会福祉法人聖風会
東予希望の家	西条市三芳 1839-5 TEL：0898-66-4656	40 人	社会福祉法人白鳥会
西条福祉園	西条市丹原町高松甲 1887-2 TEL：0898-68-5141	40 人	社会福祉法人いしづち会
星の里	西条市大浜 6324 TEL：0897-53-1112	40 人	社会福祉法人あおい会
道前育成園	西条市楠乙 454-59 TEL：0898-66-1959	60 人	社会福祉法人聖風会
東予学園	西条市楠乙 438-21 TEL：0898-66-5078	50 人	社会福祉法人聖風会

(4) 児童福祉施設

児童が入所することにより、適切な指導及び訓練等を行い、社会適応に必要な援助、その更生に必要な指導訓練を行います。

児童福祉施設の利用実績

(単位：実人 / 月)

区 分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年
知的障害児施設	入所	2	3	4	4
肢体不自由児施設	入所	3	2	2	2
重症心身障害児施設	入所	3	5	5	5
合 計	入所	8	10	11	11

注) 平成 24～26 年度は各年 4 月 1 日の人数、平成 27 年は 1 月 1 日の人数

資料：東予児童相談所

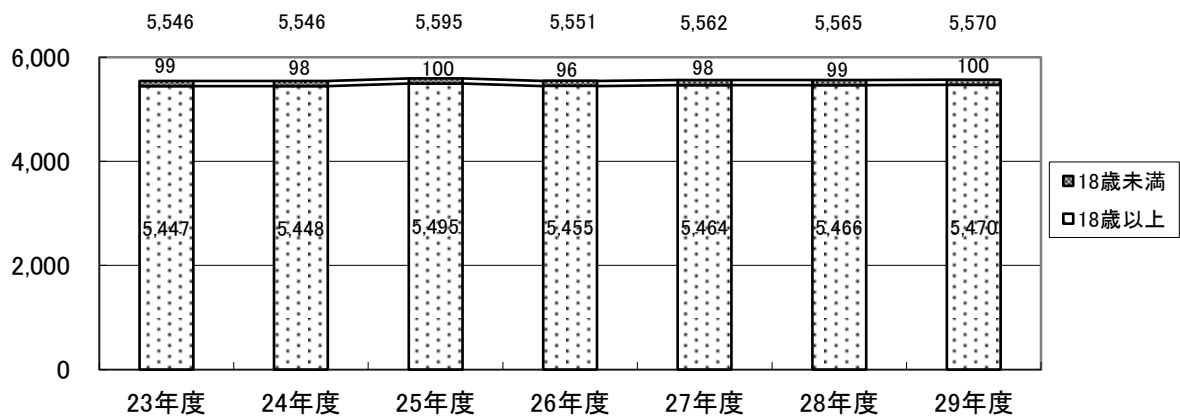
西条市にある児童福祉施設

施設名	所在地/電話番号	施設内容・定員	設置主体
東予学園	西条市楠乙 438 番地 21 TEL：0898-66-5078	知的障害児施設・ 10 人	社会福祉法人聖 風会

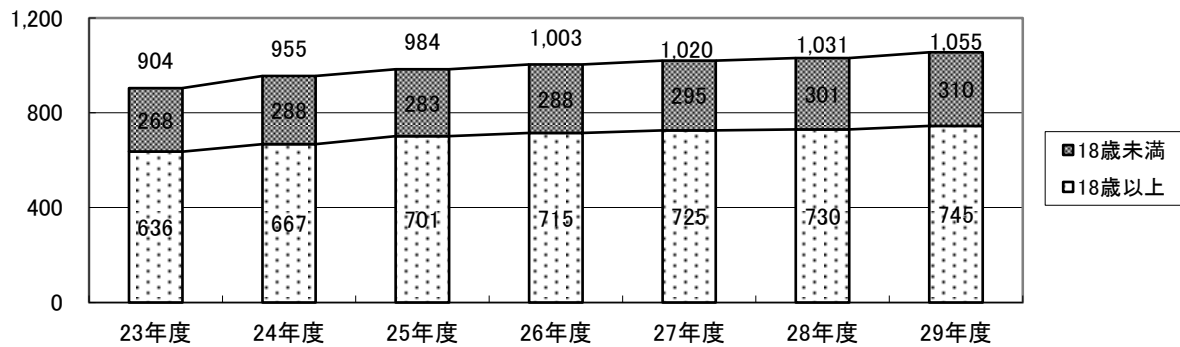
第6章 障害者数の推移と将来推計

平成26年9月末の障害者手帳所持者は、身体障害者手帳所持者数が5,551人、療育手帳所持者数が1,003人、精神保健福祉手帳所持者数が466人です。過去の推移に基づき、平成29年度末時点の人数を推計すると、身体障害者手帳所持者数は5,570人、療育手帳所持者数は1,055人、精神保健福祉手帳所持者数は561となります。

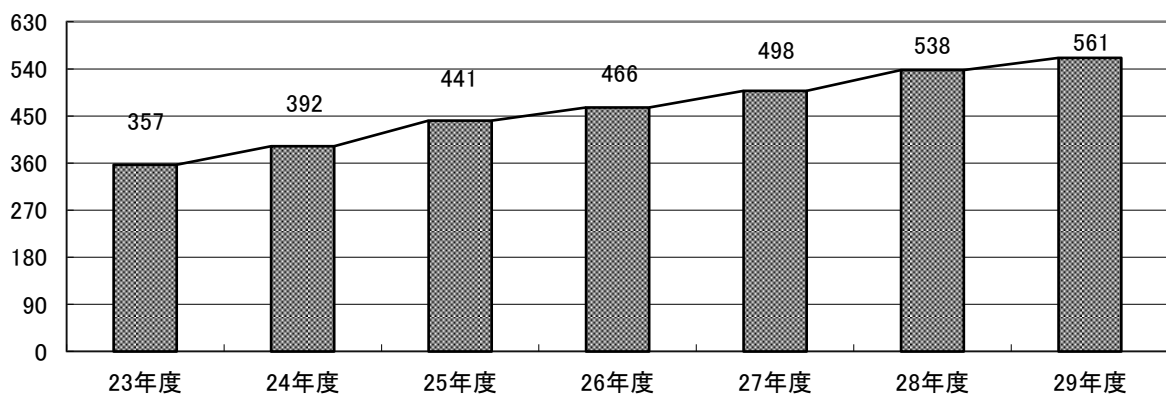
身体障害者手帳所持者の推移と将来推計



療育手帳所持者の推移と将来推計



精神障害者保健福祉手帳所持者の推移と将来推計



第7章 障害者施策の重点課題

第1節 ライフステージに沿った分野横断的な施策展開

障害者施策は、保健・医療・福祉、生活環境、就労など、分野ごとに細分化され、多様な担い手によって提供されています。障害者が、ライフステージの各段階において、適切な支援を受けるためには、支援する側の担い手が各分野間の調整を行い、迅速・的確なサービス提供につなげていくことが重要です。

障害者のライフステージに沿った分野横断的な施策展開の推進が求められます。

ライフステージごとの施策イメージ

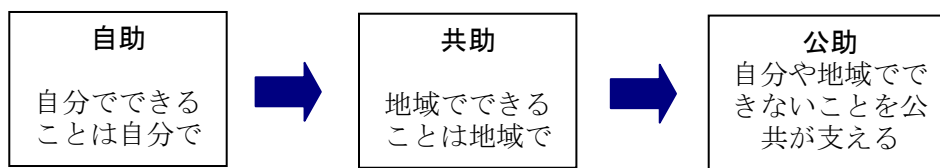


第2節 地域で支えるしくみづくり

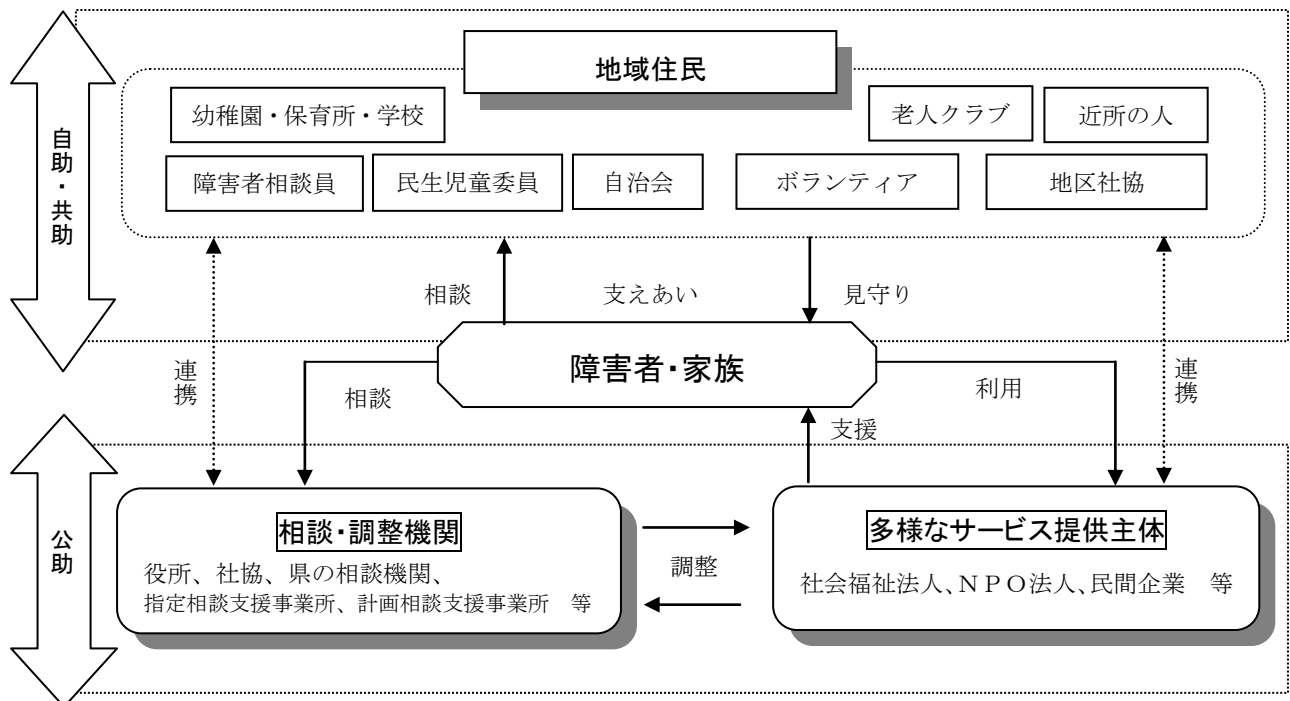
障害者をめぐる生活課題が増大、多様化する中、公的サービスだけでは、障害者の自立と社会参加を支えていくことはできません。

「自分でできることは自分で」、「地域でできることは地域で」、「自分や地域でできないことを公共が支える」という「補完性の原則」を基本にまちづくりを進めていくことが求められます。

補完性の原則



自助・共助・公助のネットワーク



第8章 計画の基本的方向

第1節 基本理念

基本理念

だれもが生きるよろこびをもてる、自立と共生のまち西条

本計画では、住民と行政が共にまちづくりを推進していくための基本理念（前提とする考え方）を、「だれもが生きるよろこびをもてる、自立と共生のまち西条」とします。

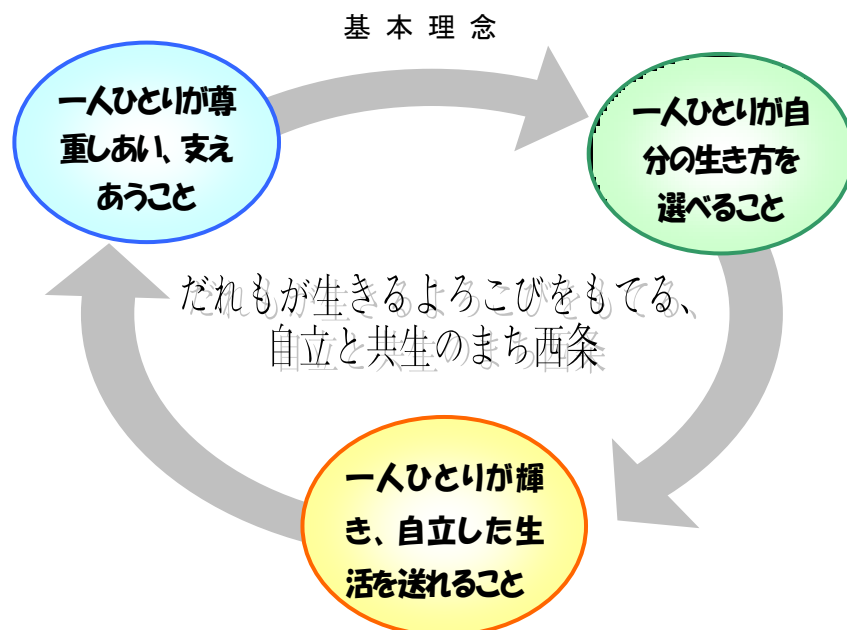
この基本理念は、旧西条市障害者計画（平成9年3月策定）の基本理念である「ノーマライゼーション※とリハビリテーション」、その目標である「共に生きる地域社会づくり」を踏襲したもので、具体的には「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」「一人ひとりが自分の生き方を選べること」「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」を意味します。

「一人ひとりが尊重しあい、支えあうこと」とは、障害のある人もない人も、すべての人がお互いの人権を尊重し、地域で助けあい、支えあうまちづくりのことです。

「一人ひとりが自分の生き方を選べること」とは、すべての障害者が、自分の望む生き方を主体的に選び、決めることができるまちづくりのことです。

「一人ひとりが輝き、自立した生活を送れること」とは、すべての障害者が、自分の個性を発揮して地域で活躍し、きめ細やかな支援を受けながら自立した生活を送れるまちづくりのことです。

この基本理念に基づき、誰もが安心して、自分らしくいきいきと暮らせる西条をめざします。



※ノーマライゼーション：障害者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

第2節 基本方針

1 啓発・広報の推進

障害の有無に関わらず、地域で共に生きる「ノーマライゼーション」の理念は、本市においても徐々に浸透してきていますが、まだまだ障害者への差別や偏見は根強く残っています。

家庭や地域、学校、会社などあらゆるところで、子どもから大人に至るまで、すべての住民が互いに尊重しあい、障害への正しい理解を深めるため、今後とも、様々な媒体を活用し、多様な機会を通じて、啓発活動を推進していきます。

2 保健・医療の充実

障害などの予防と早期発見、療育、治療、医学的リハビリテーションは、健やかな暮らしを支えます。

障害の原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見・早期療育・治療を図るとともに、障害者の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションの的確な提供に努めていきます。

3 教育・育成の充実

障害のある子どもが地域で共に学び、育つことは、その子の将来の生活を豊かにするためにとても重要です。

そのため、特別支援学校（平成19年度から）と地域の学校・幼稚園・保育所が連携しながら、障害の状況や特性等に応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばす教育の推進を図ります。また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。

4 雇用・就業の確保

障害者が地域でいきいきと働くことは、経済的自立のためだけでなく、主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

行政自らが障害者の雇用に努めるとともに、各種適応支援制度の活用を図りながら民間事業所での雇用を積極的に促進し、障害者の就業の拡大を図ります。また、一般企業などへの就職が困難な方への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、労働部門と福祉部門が連携しながら、障害者が就業や通所を安定的に続けていくための生活支援に努めます。

5 生活支援サービスの充実

障害者ができる限り住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害者の日々の生活を支援するとともに、介護者の負担軽減を図ることが重要です。

障害者自立支援法による自立支援給付・地域生活支援事業や、その他の各種生活支援サービスの充実を図り、障害者の心身の状況やニーズに応じた多様な支援サービスを提供し、障害者一人ひとりの「生活の質（QOL）の向上」※を図っていきます。また、関係機関が相互に連携しながら、相談体制の充実に努めます。

※生活の質（QOL）の向上：Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。この場合は、患者の日常生活をどれだけ苦痛の少ないものにするかという意味で用いられる。

6 生活環境の整備充実

障害者が、地域で安全に安心して暮らしていくためには、防犯や交通安全、防災などの面での障害者への配慮や、バリアフリー※・ユニバーサルデザイン※の生活空間づくりが欠かせません。

地域ぐるみで障害者の安全を見守る支えあいのネットワークづくりを図るとともに、住宅や公共施設、道路、交通機関などの環境整備に努めます。

※バリアフリー：障害者や高齢者などが暮らしやすくなるために、道路の段差など障壁をなくすことをいう。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサルデザインは、すべての人にやさしいデザインが、障害者や高齢者などにとっても最も優しいデザインであるという考え方で、バリアフリーのさらに進化した概念といえる。

7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

多様な場に社会参加し、活躍できるしくみづくりは、地域で暮らす障害者の大きな願いです。

外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、幅広い活動に参加するための条件整備を進め、障害者一人ひとりの個性や能力をまちづくりに最大限に生かします。

第3節 施策の体系

基本理念

施策の体系

だれもが生きるよろこびをもてる、自立と共生のまち西条	1 啓発・広報の推進
	1 啓発活動の推進
	2 広報媒体・手段の充実
	3 交流機会の拡大
	4 福祉教育の推進
	5 地域福祉の推進
	2 保健・医療の充実
	1 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進
	2 心と体の健康づくりの推進
	3 乳幼児期の適切な保健・療育の確保
	3 教育・育成の充実
	1 特別支援学校の充実促進
	2 特別支援教育の推進
	3 就学前保育・教育の充実
	4 雇用・就業の確保
	1 一般就労の促進
	2 行政自身の障害者雇用対策の強化
	3 福祉的就労の促進
	5 生活支援サービスの充実
	1 相談体制の充実
	2 権利擁護の推進
	3 在宅生活への支援の充実
	4 日中活動への支援の充実
	5 居住の場への支援の充実
6 生活環境の整備充実	
1 障害者にやさしい公共空間の整備	
2 暮らしやすい住宅づくりの促進	
3 外出手段の確保	
4 円滑なコミュニケーションの支援	
5 生活安全対策の推進	
7 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進	
1 生涯学習機会の拡大	
2 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進	
3 障害者団体の活性化	
4 まちづくり活動への参画の促進	

第2編 障害者基本計画

第1章 啓発・広報の推進

第1節 啓発活動の推進

【現状と課題】

昭和56年の「国際障害者年」とその後の「障害者のための国連10年」を契機として、障害者や障害者福祉についての関心や理解が高まり、「ノーマライゼーション」の理念も徐々に普及してきました。

平成16年には障害者基本法が改正され、障害者への差別禁止規定の明文化や、「障害者の日」（12月9日）の「障害者週間」（12月3日～9日）への拡充がなされるなど、法制度の整備も進みつつあります。

具体的には、障害者の日を記念した事業として、障害者に対する理解を深めることを目的として、毎年市内小学校の5・6年生を対象に障害者福祉やボランティアに関する標語を募集するとともに、優秀作品に対して市長表彰、市障害者団体連合会長表彰を行うとともに、横断幕を作成し市民啓発を推進しています。

また、西条市手をつなぐ育成会（知的障害者の保護者）に委託して行っている「自発的活動支援事業」（地域生活支援事業）では、市内美化活動として取り組んでいる公園の清掃等の業務に、知的障害者が積極的に参加するとともに、地元自治会や老人クラブ等と連携することにより、障害者福祉の輪が市民に広がってきています。

このほか、各障害者福祉施設、地域活動支援センター及び障害者団体では、種々のセミナーを開催するとともに、地域で開催される文化祭等のバザーに積極的に参加するなど、障害者福祉の啓発に努めています。

【施策展開の方向】

今後も、市民との交流や、パンフレットの配布、各種団体との連携などあらゆる機会をとらえ、市ぐるみで啓発活動に努め、障害者への理解を一層深めていきます。

第2節 広報媒体・手段の充実

【現状と課題】

障害者や障害者福祉のことを市民に知ってもらい、関心や理解を高める媒体・手段としては、マスメディアによる間接的な伝達と、障害者との交流・ふれあいによる直接的な体験があります。

このうち、マスメディアについては、全国・世界の情報が瞬時に伝わるテレビ・ラジオの全国放送・ローカル放送、新聞、インターネットなどと、CATVや広報誌などのコミュニティ媒体、さらにはインターネットを利用した市ホームページによる広報があります。

本市では、障害者に必要な情報を適宜、市の広報紙「広報さいじょう」に掲載し、周知啓発に努めています。「広報さいじょう」はオンライン版（PDF版）も作成し、市ホームページ上で見ることもできます。

また、「点字・声の広報発行事業」（地域生活支援事業）として、視覚障害者に対し市の様々な行政サービスの情報を的確に伝えるため、西条点訳奉仕会、西条朗読奉仕会及び朗読グループ木精（こだま）の協力を得て、毎月発行する広報紙の点訳、朗読を行い、各障害者の自宅へ送付しています。

一方、市社会福祉協議会では、「社協だより」を年間4回発行し、各行事や社協事業等の報告・紹介・説明等を掲載し、社協活動に対する理解を得るとともに、種々の福祉サービスの情報提供を行っています。

【施策展開の方向】

コミュニティ媒体である、「広報さいじょう」や「さいじょう市議会だより」、「社協だより」「障害者相談支援センター機関紙 オンリー・ワン」などで、障害者福祉制度の紹介や、市内の障害者の声を積極的に掲載するとともに、音読・点訳広報など障害に配慮した伝達手段の一層の充実を図ります。

また、CATVやインターネットなどを通じて、地域における福祉情報を積極的に発信していきます。

第3節 交流機会の拡大

【現状と課題】

現在、本市では、市内各小中学校において、小中学生が地元の障害者施設や高齢者施設を訪問し、清掃奉仕等のボランティア活動を行うとともに、音楽等の慰問活動も積極的に実施しています。

また、各小中学校においては、文化祭に地元の障害者施設が参加してバザーを行うなど施設側も積極的に社会にとけ込む努力をしています。

さらに、市社会福祉協議会では、障害者・ボランティア等が参加協力し相互の理解を深める「福祉フェスティバル」や、市内ボランティアフェスティバル実行委員会と市社会福祉協議会が共催して毎年開催している「ボランティアフェスティバル」が、障害者と地域住民や障害者同士の交流の場として定着しています。この他にも、毎年「障害者福祉のつどい」や「ふれあいの運動会」を開催し、障害者間の融和と親睦を図るとともに、老人クラブやボランティア団体との交流を推進しています。

これらイベントの開催の一方で、手話通訳、点訳等の各種ボランティア講座を開催し、障害者が社会参加をしやすい社会づくりを推進するとともに、聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するためのボランティア育成に努めています。

障害者や障害者福祉のことを市民がより深く理解するためには、今後とも障害のある人となない人の日常的な交流・ふれあいをさらに拡大していくことが必要です。

【施策展開の方向】

今後、市内各小中学校において、総合的な学習の時間や特別活動を通じ、人権意識の醸成を目的とした障害者や高齢者との交流事業を継続して計画的に実施していくこととします。

また、各施設が実施している行事や、市社会福祉協議会が実施している「福祉フェスティバル」や「ボランティアフェスティバル」を積極的に支援し、地域住民や障害者同士の交流を図っていきます。さらに、あいさつ運動や地域での見守り活動などにより、公共の場などでの日常的なふれあい・支えあいを促進するとともに、いろいろな行事・イベントについては、内容や対象者の範囲等について実情に応じた検討を踏まえて、障害者が参加しやすい仕組みに改善していきます。

第4節 福祉教育の推進

【現状と課題】

本市では、小学校25校のうち22校で162人、中学校10校のうち10校で69人、合計32校で231人の特別支援学級在籍者がいます。福祉教育については、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、共に学ぶ学校づくりや、共生の態度や能力を育成し、福祉の心を育てていくことが最大の課題といえます。

現在、各学校が立案する「総合的な学習の時間」の年間計画に、福祉教育を位置づけ、地域に根ざした創意ある教育活動を展開しており、地域にある「障害者支援施設」等との交流を積極的に推進するとともに、障害について理解するため、授業の中で手話や点訳等の体験学習を取り入れている学校も見受けられます。

さらに、市社会福祉協議会では、市内全小・中・高校を福祉協力校として指定し、児童・生徒の福祉活動への理解と関心を深めています。

なお、福祉教育は、学校や幼稚園、保育所などでの実施だけでなく、地域の公民館等で行われている社会教育としての福祉教育や専門職の養成教育もあわせて推進していく必要があります。

【施策展開の方向】

学校や幼稚園、保育所での福祉教育については、今後も、総合的な学習の時間などを活用しながら、障害者の置かれている社会的な課題や、障害者福祉の理念、制度などの理解を深め、「人にやさしい思いやりのある心」が養われるよう、関係職員の意識や知識・技術の向上に努めながら、教育を実践していきます。

また、障害者福祉分野に一人でも多くの人材が育つことをめざし、中学校や高等学校での福祉関係の進路をめざす生徒への適切な相談・指導や、広く大学生等の実習受け入れを検討していきます。

一方、市社会福祉協議会では、あらゆる世代の人々を対象に、福祉の問題を自らの問題と受け止め、福祉のまちづくりに向けた実践力、参画力を養う本格的な学習課外活動へつなげてゆきます。さらに、車椅子や補聴器など、体験学習関連用具についても整備拡充を行っていきます。

第5節 地域福祉の推進

【現状と課題】

障害者が地域で安心して暮らせるためには、地域住民が日頃から障害者を見守り支えていくことが重要です。

現在、本市では、自治会、民生児童委員、身体・知的障害者相談員、老人クラブをはじめ各種団体や隣近所の住民により、日頃から支えが必要な方への地域見守り活動が展開されています。

特にボランティア活動の充実を図るため、福祉基金事業の一つとして、市内で福祉ボランティアを行っている団体に対し、その事業費の一部を補助し、積極的に支援しています。(平成26年度の登録団体38団体のうち25の団体に補助金を交付)

また、ボランティアセンター設置事業においては、平成25年度実績で、講座回数88回、延べ参加者1,010人におよぶ各種ボランティア講座(点訳奉仕員養成講座、朗読奉仕員養成講座、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座及び精神保健ボランティア養成講座等)を開催し、福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるとともに、団体に対しては必要な知識や技術の習得、リーダーの養成等の育成支援を行っています。

さらに、ボランティアに関する相談窓口、情報交換の拠点としてボランティアセンターを市内2箇所(西条市社会福祉協議会本所、西条支所)に設置してボランティア活動の総合機能としての役割を果たしています。ボランティアセンターにおいては、団体、個人登録を行うとともにボランティア養成講座や窓口相談(市民生活課、ボランティアセ

ンター)等を通してリーダーの育成や支援手法の向上に努めています。また、市社会福祉協議会では、毎年ボランティアフェスティバルを開催し、市民に対しボランティアの必要性について啓発活動を行っています。

なかでも、精神障害者への理解を深め、ボランティアの人材育成を目的とする精神保健ボランティア養成講座(平成26年度より「西条ボランティア塾」となり3障害対象となる)では、講座修了者が地域や地域活動支援センターなどで活躍しています。

一方、中・高校生を対象として、ボランティアに関する講話、市内の福祉施設での体験学習や手話体験学習を実施し、社会福祉の理解を深めるとともに、地域で実践できる青少年ボランティアの育成を図っています。

【施策展開の方向】

市社会福祉協議会(ボランティアセンター)などと連携しながら、これまで以上に幅広い活動と様々な個人・団体との連携・協働等広い視野が求められます。

また、種々のボランティア入門講座等を開催することにより、これまでボランティア活動に参加したことのない住民の参加を促進し、活動の輪を広げるとともに、マンパワーの拡充に努めていきます。

ボランティア連絡協議会加盟団体

グループ名	活動内容
朗読グループ木精(こだま)	声の広報、朗読図書づくり
精神保健福祉あやとり	精神障害者の社会復帰を支援
手話サークルひまわり	手話通訳、各福祉行事への支援
東予点訳サークル	点字図書作成
東予・周桑VYS連合協議会	人形劇、キャンプ等を通じた児童の健全育成
西条BBS会	青少年の社会復帰を支援
ボランティアしらさぎ	独居高齢者への給食サービス、施設訪問
東予陶芸クラブやきやき会	高齢者や障害者を対象とした焼き物教室開催
要約筆記オリーブとうよ	難聴者への要約筆記サービス
手話学習会スマイル	子供たちへの手話の指導
環境美化の会	市内の緑化及び美化運動
国際交流21st. センチュリー	外国人との交流会開催等
美窯会ボランティア	高齢者等を対象とした陶芸教室の開催等
オレンジペコ	童謡やナツメロを通じて高齢者との交流
パソボラネット西条	パソコンを通して高齢者や障害者と交流
絵手紙描こう会	絵手紙を通して高齢者や障害者と交流
読み語りお話しポケット	子どもたちに絵本や童話の読み聞かせ
布絵	布の絵本、リサイクルおもちゃの作成等
傾聴ボランティア イリス	施設の高齢者等の話し相手
陶芸ボランティア みなみ	高齢者等を対象とした陶芸教室の開催等
丹原にほんごの会	地域の外国人に対し日本語を普及
子育てつくしんぼの会	行事等開催時の託児支援
おはなし会TANBARA	おはなし会を中心とした読み聞かせボランティア
茶道ボランティア松柏会(しょうはくかい)	茶道にちなんだ福祉活動を実施

道前太鼓L A・BANT A	太鼓による施設などへのボランティア訪問演奏
西条朗読奉仕会	声の広報、朗読図書づくり、各福祉行事への支援
西条点訳奉仕会	点字広報、点字図書づくり、各福祉行事への支援
西条サークルコスモス	手話通訳、施設訪問、各福祉行事への支援
OHP西条	要約筆記技術の習得と難聴者への情報提供
グループつゆ草	高齢者や障害者を友愛訪問等
西条市生きがい研究会	公共施設や道路の清掃奉仕、施設訪問等
西条市総合文化会館友の会	自主事業、団体の支援活動等
出逢いの会	施設訪問、障害者スポーツの支援
西条おもちゃ図書館 ぼけっと	障害児のための手作りおもちゃの作成等
エリス	国際交流イベントの支援、英語通訳等
ボーイスカウト（愛媛県連盟）西条地区	青少年の健全育成
西条高校JRC	老人ホーム慰問、募金活動等
西条北中学校JRC委員会	募金活動、牛乳パック回収等
西条ひかりの子文庫	子どもを対象とした読み聞かせ等
精神保健グループ ふぁみりー	精神障害者の社会復帰を支援
ハーモニー	ハンディをもつ人が普通の生活ができるよう支援
絵手紙彩々(いろいろ)会	絵手紙教室の開催等
西条PC要約筆記 聴聴	難聴者のためのPC要約
手話サークルかけ橋	手話を通じたボランティア活動
心心倶楽部(ころころくらぶ)	卓球を通じた視覚障害者とのスポーツ交流
愛媛県退職公務員連盟西条支部	伝統文化の継承等
西条退職女教師の会	福祉施設の慰問等
西条家庭教育研究会	子育て相談、青少年健全育成に関する諸問題の相談
さくら日本語の会	外国人の大人と子供に日本語を指導

平成26年12月現在

第2章 保健・医療の充実

第1節 地域医療・医学的リハビリテーションの充実促進

【現状と課題】

現在、本市では、休日及び夜間における一次救急医療※を、西条市医師会の協力のもとと休日夜間急患センターや開業医等による在宅当番医制により対応しているほか、二次救急医療※についても、救急病院である済生会西条病院、西条中央病院、村上記念病院、市立周桑病院、横山病院、西条市民病院が病院群輪番制により対応しています。

今後の障害児・者に対する医療・医学的リハビリテーションについては、妊娠・出産期の母子の障害の防止・軽減に向けた周産期医療や、様々な障害(症状)へのきめの細かい治療・リハビリテーション、交通事故等による中途障害の軽減のための高次救急医療(特殊な疾患に対する施設)などを充実していくことが求められています。

また、「心身障害者医療費助成制度」や、障害者自立支援法に基づく「自立支援医療(更生医療の給付、育成医療の給付、精神通院公費負担)」の適切な利用を図っていくことが求められます。

現在、本市では、「重度障害者医療費助成制度」として、身体障害者手帳を有し、その「障害が1級・2級に該当する方」、「知的障害者で療育手帳Aの方」、並びに「療育手帳BのうちIQが36～50かつ身体障害者手帳3級～6級までの方」を対象として、医療費を助成しています。費用負担は県2分の1、市2分の1の割合となっています。

また、「市単独心身障害者医療費助成制度」として、身体障害者手帳を有し、その障害が3級に該当する方又は知的障害者で療育手帳Bの交付を受けている方で、所得税非課税相当世帯の方を対象として医療費を助成しています。

「更生医療(育成医療)給付事業」は、腎臓機能障害、心臓機能障害及び肢体不自由等の障害者(児)がその障害を軽減するための治療(手術)を受けるにあたり、その治療費を公費で支援(給付)するもので、対象者の自己負担については、これまでは応能負担であったものが、平成18年度からは定率負担となり、原則1割負担となっています。実施主体は、更生医療、育成医療ともに西条市となっています。

「精神障害者通院公費」は、躁鬱(そううつ)病や統合失調症等の精神疾患(障害)の患者で、通院でその治療を受けるにあたり、その治療費を公費で支援(給付)するもので、対象者の自己負担については、これまで5%負担であったものが、平成18年度からは原則1割負担となっています。実施主体は愛媛県となっています。

※一次救急医療：入院治療の必要がなく、外来で対処しうる帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療。

※二次救急医療：入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

【施策展開の方向】

障害のある人に必要な医療が適切に確保されるよう、地域医療体制の充実を図るとともに、医療機関に対しては、医師会等を通じて、十分な説明、人権やプライバシーの尊重など、常に患者本位の医療が提供されることを求めています。そのため、県などと連携しながら、医療従事者への障害者医療の知識・技術の普及に努めるとともに、医師不足問題の解消に向け、国へ働きかけていきます。また、休日及び夜間における一次救急医療体制の充実を図ります。

リハビリテーションについては、医療機関と県・市が連携しながら、脳血管疾患後遺症の機能回復訓練や、身体障害者や難病患者のリハビリテーション、心の病気のデイケアなどの充実を図ります。

また、障害の軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進していきます。

第2節 心と体の健康づくりの推進

【現状と課題】

現在、在宅障害者の訪問健康診査事業として、県実施の難病医療相談事業における医療相談、療育相談への協力、成人保健事業としては、生活習慣病健診の充実、知識の普及・啓発活動を行っています。

また、リハビリテーション体制の整備事業としては、県実施の地域リハビリテーション支援体制整備事業におけるリハビリテーション提供体制の整備に協力しています。

精神保健事業としては、精神科医師による月1回のこころの相談や、家族会において、毎月1回の相談会を定期的で開催しており、精神障害者の保健福祉の向上に大変役立っています。

障害者施策としての地域保健には、障害の原因となる病気を予防すること、障害を早期に発見して早期治療やリハビリテーションにつなげること、障害者自身の健康づくりを支援することなどの役割があります。いずれも、様々な障害や病気の特性、状況に対応し、きめ細かな支援を行っていくことが大切です。

現在の本市の健康関連事業については次のようになっています。

①健康診査事業

生活習慣病の予防及び介護を要する状態等の予防の一環として、危険因子をもつ者をスクリーニングするとともに、健康についての認識と自覚の高揚を図ることを目的として、総合健診（集団検診）や医療機関での個別健康診査等を実施しています。

平成20年度からは、国保加入者（40歳～74歳）の方に対しメタボリックシンドローム

の該当者やその予備軍の方の生活習慣の改善支援を目的として、特定健康診査を実施しています。また、75歳以上等の方で後期高齢者医療加入の方には、後期高齢者健康診査を実施しています。

健康診査受診者数 (平成 25 年度実績)

診査・検診名	種別	受診者数(人)
健康診査	18歳～39歳・生活保護	1,369
	特定健康診査	6,249
	後期高齢者健康診査	1,349
	計	8,967

検診受診者数 (平成 25 年度実績)

検診名	受診者数 (人)	検診名	受診者数 (人)
肝炎検診	1,045	子宮がん検診	5,099
肺がん検診	8,352	乳がん検診	4,456
肺がんCT検診	388	超音波検診	4,731
胃がん検診	7,012	前立腺がん検診	1,181
大腸がん検診	9,168	骨粗しょう症検診	488

特定健康診査後は、結果に基づいてグループに分け、リスクの程度に合わせた特定保健指導を行っています。

特定保健指導 (平成 25 年度実績)

対応	種別	参加者数(人)
特定保健指導	動機付け支援	125
	積極的支援	14
	計	139

②健康教育推進事業

集団健康教育として、生活習慣病の予防・健康増進の知識の普及を目的に、医師・栄養士・運動指導士等による健康教室や講演会等を実施しています。

健康教育受講者数 (平成 25 年度実績)

健康教育名	内容	受講者数 (人)
集団健康教育	生活習慣病・歯周疾患・骨粗鬆症・薬・食生活等	12,844

③運動推進事業

メタボリックシンドロームの有所見者や予備軍を対象に、メタボリックシンドロームの重症化及び発症を予防することを目的として、筋力アップ運動や有酸素運動を中心とした各運動教室を実施しています。また、教室以外に市民の健康づくりを目的として、40歳以上の市民を対象に、自発的に運動ができるようトレーニングルームや水浴訓練室を開放しています。

加えて、障害者が自分のペースで運動できるよう、障害者トレーニングの日を設け、運動指導を行っています。

参加者数 (平成 25 年度実績)

教室名	開催回数 (回)	参加者数 (人)
すっきりスリム教室	298	3,768
フォローアップ教室	204	3,720
高地運動教室	52	567
ウォーキング教室	122	1,502
自由トレーニング		30,160
障害者トレーニング		1,050

④ 健康相談事業

保健師・栄養士等による、心身の健康相談窓口を開設し、総合健康相談として定期健康相談、重点健康相談として高血圧・脂質異常・糖尿病・骨粗しょう症等についての相談を行っています。また、地域活動支援センター等健康相談として、さくらんぼハウス、ラ・スリーズ、くろ～ば～等で実施しています。

健康相談受診者数 (平成 25 年度実績)

訪問対象者	開催回数 (回)	相談者数 (人)
総合健康相談	1,216	3,769
重点健康相談	154	827

⑤ 訪問指導事業

心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として、健康診査受診者を中心に心身の状況、環境等により、保健指導が必要と認められる方に対して、家庭訪問を実施しています。

訪問指導被訪問者数 (平成 25 年度実績)

訪問対象者	被訪問者数 (人)	訪問対象者	被訪問者数 (人)
健診後要指導者	446	閉じこもり予防	18
認知症者	1	国保適正受診指導	53
精神疾患	113	その他	177

【施策展開の方向】

疾病予防については、住民の主体的な健康づくり活動を促進するとともに、各種健(検)診や健康教育・相談、家庭訪問など、保健事業の充実を図ります。特に、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム※)予防対策と、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策に重点的に取り組みます。

※メタボリックシンドローム(代謝症候群):内臓脂肪型肥満(内臓肥満・腹部肥満)に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態。

第3節 乳幼児期の適切な保健・療育の確保

【現状と課題】

現在、母子保健事業としては、保健・医療・福祉のネットワーク化を図りながら、事業を実施しています。

少子化の時代にあつて、次世代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが重要となっています。乳幼児期における発育・発達の確認及び疾病・異常の早期発見、保護者への育児支援を目的として乳幼児健診・相談等を実施しています。疾病や障害の早期発見や早期療育は、機能の改善に効果があるだけでなく、子どもたちの健全な発育・発達を促すためにも重要です。

現在の本市の母子保健関連事業については次のようになっています。

①母子健康診査事業

妊娠から乳幼児期までの適切な時期に健康診査を受け、疾病等の早期発見を行っています。

母子健康診査受診者数 (平成25年度)

診査・健診名	健診の対象	交付枚数(枚)	受診者数(人)
個別健診	妊娠第1回目	900	856
	妊娠第2回目	900	857
	妊娠第3回目	900	879
	妊娠第4回目	900	897
	妊娠第5回目	900	626
	計	4,500	4,115
	健診の対象	対象者数(人)	受診者数(人)
	乳児前期	900	784
	乳児後期	900	743
	計	1,800	1,527

診査・健診名	健診の対象	開催回数	対象者数(人)	受診者数(人)
集団健診	3か月児	36	917	885
	1歳6か月児	24	956	906
	3歳児	24	953	909
	計	84	2,826	2,700

②乳幼児発達相談事業

健診等で心身の発達に問題がある乳幼児に対し、専門医師による個別相談を行い、早期支援に努めています。

乳幼児発達相談開催回数・相談人数 (平成 25 年度)

相談名	開催回数 (回)	相談人数 (人) ※
精神発達相談	6	9 (16)
身体発達相談	6	16 (16)

※相談人数の()内の数は延べ人数を表します。

④ 子保健指導事業 (育児支援教室)

健診・相談等で経過観察の必要な幼児や育児不安のある保護者に対して、生活及び療育等の指導・助言を行うことにより、幼児の健やかな成長・発達を支援しています。

母子保健指導育児支援教室実施回数・相談人数 (平成 25 年度)

育児支援教室	実施回数 (回)	指導組数 (組) ※
4 教室	87	120 (786)

※指導組数の()内の数は延べ組数を表します。

④ 母子保健指導事業 (両親学級)

妊娠・出産に関して正しい知識を身につけ、妊婦同士の仲間づくりや子育てに関する意識の高揚を図っています。

母子保健指導両親学級実施回数・相談人数 (平成 25 年度)

両親学級	実施回数 (回)	指導組数 (人) ※
両親学級 (初妊婦とその夫)	32 (1 コース 4 回× 8 コース)	妊婦 176 (516)、夫 154

※指導組数の()内の数は延べ人数を表します。

⑤ 母子保健指導事業 (乳幼児相談)

身体発育、生活指導、離乳食等の栄養に関することなどの相談に応じて、育児不安の軽減に努めています。

母子保健指導乳幼児相談人数 (平成 25 年度)

乳幼児相談	実人数 (人)	延べ人数 (人)
乳児	261	531
幼児	166	442

⑤ 子保健指導事業 (訪問指導)

子どもを出産した全ての家庭を対象に、赤ちゃんの体重測定やお母さんの体調確認、子育てなどについて質問し、また、健診等の結果、有所見等で経過観察を必要とする方にも家庭訪問し、生活指導等を行っています。

母子保健指導訪問指導被訪問者数 (平成 22 年度)

訪問対象者	被訪問者数 (人)	訪問対象者	被訪問者数 (人)
妊婦	2	産婦	739
新生児	14	未熟児	74
乳児	752	幼児	45
その他	6		

⑦子育て総合相談（ぽかぽか広場）

妊娠・出産から子育てに関する相談に応じています。また、子どもたちが遊んだり、保護者が気軽におしゃべり出来る場を提供し、仲間と交流したり情報交換を行うことで育児のストレス緩和等に努めています。

子育て総合相談来所者数（平成 17 年 10 月から実施） （平成 25 年度）

子育て総合相談	実人数（人）	延べ人数（人）
ぽかぽか広場	378	1,536

【施策展開の方向】

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子保健事業の充実に努めるとともに、発達の遅れや障害などの心配がある方については、専門療育機関での適切な訓練・療育、相談につながるよう、各関係機関と連携し指導や助言を行います。

第3章 教育・育成の充実

第1節 特別支援学校の充実促進

【現状と課題】

現在、本市では、特別支援学級児童生徒の野外活動や児童生徒相互の交流を深めることで、社会生活体験・生活自立・機能訓練等を進める一方、就学前の幼児、障害のある児童生徒の教育相談に応じ、適正な就学指導を行っています。

また、支援員の配置等により、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、安心して学校生活を送れるよう環境整備を図っています。

学習障害（LD）※、注意欠陥・多動性障害（ADHD）※、高機能自閉症※など、発達障害をもつ子どもたちが増えています。こうした中、盲・聾・養護学校と小中学校の障害児学級というこれまでの障害児教育のあり方が根本的に見直され、教育や療育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育」（special support education）が平成19年度から本格実施されました。

※学習障害（LD）：Learning Disorders。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

※注意欠陥・多動性障害（ADHD）：Attention Deficit / Hyperactivity Disorder。多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害の一つ。じっとしている等の社会的ルールが増加する小学校入学前後に発見される場合が多いが発症は生まれつきであることが多い。

※高機能自閉症：アスペルガー症候群の定義や、アスペルガーと高機能自閉症は同じものかどうかについては諸説あるが、一般的には高機能自閉症（知的障害のない、あるいはほとんどない自閉症）と同じものとされる（アスペルガーは知的障害の有無を問わず、言語障害のない自閉症を指すという人もいる）。

主な特別支援学校等における本市の在学者数

区 分	小学部		中学部		高等部		合 計	
	全数	本市	全数	本市	全数	本市	全数	本市
県立今治特別支援学校（今治市）	74	18	56	18	137	38	267	74
県立新居浜特別支援学校（新居浜市）	75	10	51	13	78	13	204	36
県立松山盲学校（松山市）	7	0	6	1	21	1	34	2
県立松山聾学校（松山市）	14	0	4	0	13	1	31	1
県立しげのぶ特別支援学校（東温市）	78	5	44	3	59	5	181	13
県立みなら特別支援学校（東温市）	93	2	70	0	177	1	340	3
合 計	341	35	231	35	485	59	1,057	129

平成26年4月1日現在

【施策展開の方向】

制度改正に対応するため、県に対し、近隣の盲・聾・特別支援学校の機能の強化を要望していくとともに、障害のある子ども一人ひとりの状況や特性、希望等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、市内の小中学校、特別支援学校における実施体制の確立に努めます。

第2節 特別支援教育の推進

【現状と課題】

本市には、市立小学校25校、市立中学校10校、県立高等学校5校があります。各学校では、障害や発達に遅れのある児童生徒を受け入れており、平成26年4月1日現在の在籍児童・生徒数は、小学生が162人(22校)、中学生が69人(10校)となっています。

また、「就学前児童ことばの教室開催事業」として、健康医療推進課等で実施する乳幼児検診において言語の発達の遅れ等が懸念される児童に対し、早期に訓練・指導を行っています。

ほかに、平成26年5月1日現在、放課後児童健全育成事業は、25校の小学校で実施しており、その中で障害児の受け入れは14校で行っており、63人の児童が利用しています。

市内小中学校における特別支援学級の設置状況

■小学校（4地区25校中22校設置162人在籍）

学校名	特別支援学級	人数	学校名	特別支援学級	人数	学校名	特別支援学級	人数
【西条地区】9校中9校設置64人在籍			浦山	無	(休校中)	三芳	無	0
飯岡	有	13	【東予地区】9校中8校設置58人在籍			【丹原地区】5校中3校設置18人在籍		
玉津	有	7	壬生川	有	17	丹原	有	10
西条	有	12	多賀	有	7	田野	有	7
大町	有	9	吉岡	有	5	中川	有	1
神拝	有	11	庄内	有	5	田滝	無	0
神戸	有	4	吉井	有	3	徳田	無	0
禎瑞	有	3	国安	有	10	【小松地区】2校中2校設置22人在籍		
橘	有	2	楠河	有	2	小松	有	18
氷見	有	3	周布	有	9	石根	有	4

平成26年4月1日現在

■中学校（4地区10校中10校設置69人在籍）

学校名	特別支援学級	人数	学校名	特別支援学級	人数	学校名	特別支援学級	人数
【西条地区】4校中4校設置27人在籍			【東予地区】3校中3校設置25人在籍			東	有	4
東	有	6	東	有	10	西	有	1
西	有	5	西	有	10	【小松地区】1校中1校設置12人在籍		
南	有	6	河北	有	5	小松	有	12
北	有	10	【丹原地区】2校中2校設置5人在籍					

平成26年4月1日現在

市内児童クラブ児童数

クラブ名	児童数	障害児再掲(障害別)			
		身体障害者手帳	児童相談所の意見書	医師の意見書	計
西条児童クラブ	126	3	—	2	5
神拝児童クラブ	185	2	—	—	2
大町児童クラブ	147	—	—	5	5
玉津児童クラブ	111	1	—	3	4
飯岡児童クラブ	81	2	—	1	3
神戸児童クラブ	47	—	—	—	0
橘 児童クラブ	26	2	—	—	2
禎瑞児童クラブ	25	—	—	—	0
氷見児童クラブ	33	—	—	—	0
壬生川児童クラブ	86	5	—	5	10
国安児童クラブ	43	—	—	—	0
庄内児童クラブ	34	—	—	—	0
周布児童クラブ	52	5	—	5	10
吉井児童クラブ	41	2	—	1	3
多賀児童クラブ	43	1	—	2	3
吉岡児童クラブ	31	—	—	—	0
三芳児童クラブ	23	—	—	—	0
楠河児童クラブ	26	—	—	—	0
丹原児童クラブ	70	1	—	3	4
田野児童クラブ	34	—	—	2	2
中川児童クラブ	33	—	—	—	0
徳田児童クラブ	13	—	—	—	0
田滝児童クラブ	9	—	—	—	0
小松児童クラブ	87	4	—	5	9
石根児童クラブ	24	—	—	1	1
合計	1,430	28	0	35	63

平成26年5月1日現在

【施策展開の方向】

今後も、「特別支援教育コーディネーター」を中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努め、児童・生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進していきます。支援が必要な子すべてに対して、教育指導面の「個別の指導計画」、進路指導と卒業後のフォローについての「個別移行支援計画」、福祉、医療などとの連携計画である「個別の教育支援計画」を三位一体で作成し、多面的な支援にあたります。

また、学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。

第3節 就学前保育・教育の充実

【現状と課題】

平成26年4月1日現在の障害児保育実施状況は、受け入れが公立保育所11園、私立保育園10園で行っており、全体では166人の児童（重度26人、中軽度140人）が通園しています。いずれの園においても、障害や発達の遅れのある児童を可能な限り積極的に受け入れ、健常児とともに地域で育てる環境づくりに努めています。

今後保育所や幼稚園への障害児の受け入れについては、児童（幼児）に対する総合的な支援の観点から、保育所、幼稚園、児童相談所、保健師等が連携していくことが求められています。

市内障害児保育の対象者

区分	保育所名	障害の種別						計
		身体障害児		知的障害児		その他の障害		
		重度	中軽度	重度	中軽度	重度	中軽度	
公立	禎瑞保育所	2				5	8	15
	東予南保育所	1				2	11	14
	東予中央保育所		1				9	10
	東予北保育所					2	11	13
	河北保育所				2		11	13
	庄内保育所						6	6
	丹原保育所						21	21
	田野保育所				1		5	6
	小松東保育所	1				3		4
	小松西保育所	1			5	2	12	20
	石根保育所					1	15	16
	合計	5	1	0	8	15	109	138
私立	みのり保育園					1		1
	西条保育所					1	1	2
	神拝保育園						2	2
	めぐみ保育園	1					3	4
	古川保育園						8	8
	中川さくら保育園					1	3	4
	橘保育園						1	1
	みどり保育園					1		1
	わかば保育園						1	1
	富士保育園					1	3	4
	合計	1	0	0	0	5	22	28

平成26年4月1日現在

【施策展開の方向】

児童（幼児）の障害も多様化し、個別の対応が不可欠になっていることから、受け入れ体制の充実を図っていかねばなりません。今後も、教員や保育士、指導員などの人員の充実や、研修等による教育・保育内容の充実を促進するとともに、幼稚園・保育所と、小学校、市関係各課、ウイングサポートセンター、市社会福祉協議会の連携を強化して、一貫した支援に努めていきます。

第4章 雇用・就業の確保

第1節 一般就労の促進

【現状と課題】

現在、本市では、ハローワークをはじめとする関係機関と障害者雇用に関する情報交換、連絡調整等を積極的に行うなど連携を深め、就業、安定雇用に向けた支援に加え、法定雇用率達成に向けた啓発を行っています。

障害者の一般雇用については、働く意欲や能力がありながら就労になかなか結びつかないことが多く、ハローワークや、障害者就業・生活支援センター、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構「愛媛障害者職業センター」などが主体となり、雇用の底上げや職場適応への支援などが行われています。

雇用の促進及び安定を図るため「障害者の雇用の促進等に関する法律」により常用労働者数50人以上規模の民間企業には障害者雇用率が常用労働者数の2.0%と定められています。平成26年6月1日現在の障害者の実雇用率は全国1.82%、愛媛県1.74%であるのに対し、ハローワーク西条管内においては1.56%となっており、ハローワーク西条において継続的に事業主指導等を行っています。

職場適応への支援については、雇用促進、職場適応、職場定着のために各種援助制度が設けられており、①ハローワークの受講指示により事業所内で職業訓練を実施する「職場適応訓練」、②試行雇用を行う「トライアル雇用」(事業主に奨励金の支給あり)、③雇用前から雇用後にわたって人的支援を行う「職場適応援助者(ジョブコーチ)」の制度、④正式雇用された場合の「特定求職者雇用開発助成金」の制度などがあります。また、ハローワーク・福祉施設等を中心として「障害者就労支援基盤整備事業」が体系化され、福祉的就労から雇用への移行促進が図られるようになっています。

障害者雇用についての事業所の理解はまだ十分とはいえず、こうした各種制度の活用を促進しながら、障害者雇用の一層の強化を図っています。

【施策展開の方向】

企業の雇用では、障害者の雇用者数が増加するなど着実な進展が見受けられるものの、まだまだ低い水準であることから、本市においても、雇用促進に継続的に取り組んでいく必要があります。そのため、今後、本市では、県やハローワークなどと連携し、「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、障害者雇用に関わる制度・施策の周知徹底を図るとともに、各種雇用促進制度を活用し、事業者には雇用や就労移行支援への積極的な協力を要請していきます。

また、市独自の障害者の現状や就労意向データを集積活用することで、障害者の就労をサポートしていき、障害者が就業している事業所に対しては、従業員の意識の啓発や、働きやすい施設・設備など、受け入れ体制の充実を依頼し、雇用の維持を図っていきます。

さらに、西条市において、ジョブコーチの確保や、就業面と生活面の一体的な支援を図る「障害者就業・生活支援センター」の設置について関係機関に要請するなど、支援のための基盤の強化を図っていきます。

加えて、商工会議所(商工会)や社団法人「愛媛高齢・障害者雇用支援協会」と連携を図りながら、相談や情報提供などを通じて、自営業や在宅就労の支援や起業の促進を図ります。

障害者の雇用状況

区 分	法定雇用率	実雇用率		
		ハローワーク 西条管内	愛媛県	全国
民間企業	2.00%	1.56%	1.74%	1.82%
地方公共団体	都道府県の機関	-	2.32%	2.57%
	都道府県等の 教育委員会	2.20%	2.20%	2.09%
	市町村の機関	2.30%	2.51%	2.38%

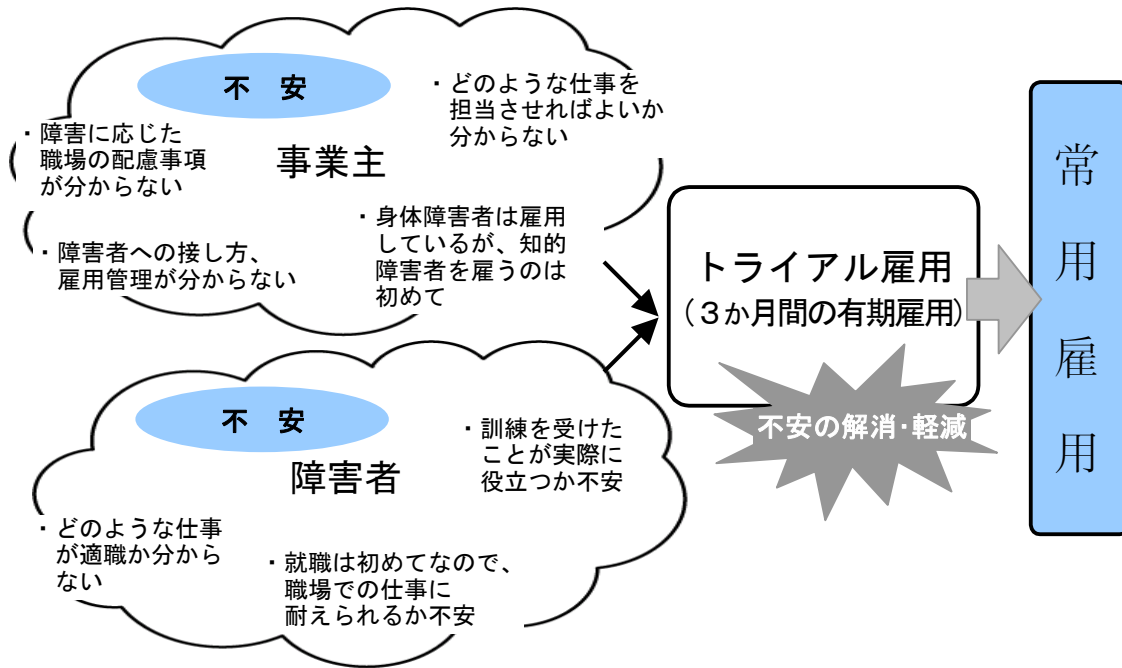
資料：ハローワーク西条（平成26年6月現在）

ハローワーク西条の障害者職業紹介状況

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
期末現在登録者数 (求職中の方)	124人	136人	131人	153人	129人
年間紹介件数	259件	140件	137件	179件	105件
年間就職件数	63件	59件	63件	62件	59件

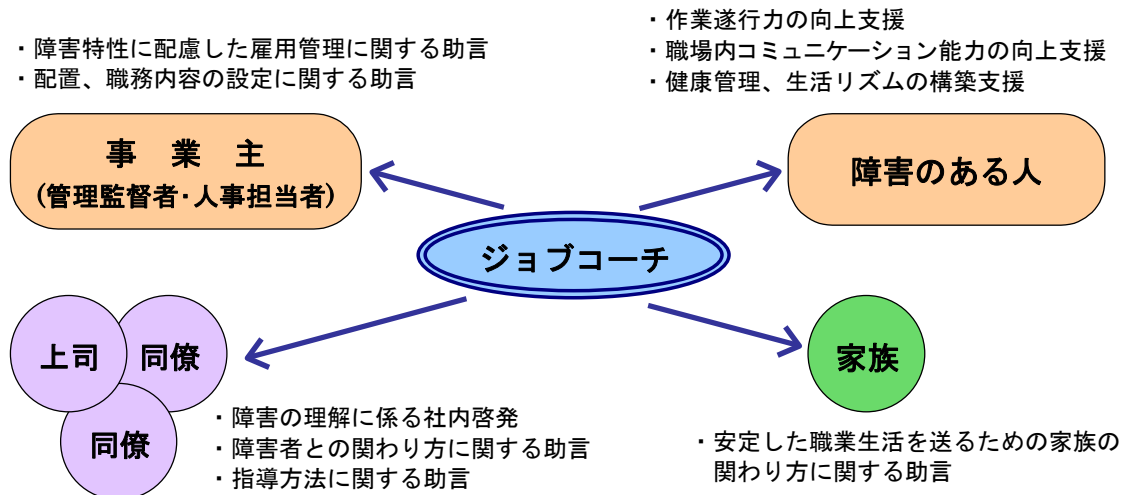
資料：ハローワーク西条（各年度3月末現在、平成26年度は12月末現在）

「トライアル雇用」がめざすもの



資料：内閣府「障害者白書（平成18年版）」

「ジョブコーチ」の役割



資料：内閣府「障害者白書（平成18年版）」

第2節 行政自身の障害者雇用対策の強化

【現状と課題】

役所をはじめとする公的機関は、障害者の雇用について、先導的役割を果たすことが求められます。職員数48人以上の地方公共団体の障害者法定雇用率は、常用労働者の2.3%以上(重度者は週20時間以上の就労で1人分と算定。30時間以上で2人分と算定)となっていますが、平成26年6月1日現在、西条市役所の障害者雇用率は2.44%となっており、法定雇用率を充足しています。

【施策展開の方向】

今後も、役所自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、障害者が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

第3節 福祉的就労の促進

【現状と課題】

西条市の福祉的就労は、就労移行支援事業所として「東予希望の家」、「西条福祉園」、「あけぼの」、就労継続支援A型事業所として「野菜工房ていずい」、「サスケ工房西条」、就労継続支援B型事業所として「西条福祉園」、「東予希望の家」、「くろ～ば～」、「とうふ工房ていずい」、「ラ・スリーズ」、「あけぼの」、「ピース」、「さくらす」、地域活動支援センターとして「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」があり、様々な作業訓練が行われています。

今後は、作業収益金の安定と向上を図るとともに、地域活動支援センターの利用者に対する固定給の導入等が課題となっています。

【施策展開の方向】

本市の就労状況を考慮し、各施設において、障害者本人の心身の状況や希望に沿った福祉的就労が今後も展開され、障害者の自立と社会参画につながっていくよう、支援に努めていきます。

そのために、障害者優先調達推進法に基づき、障害者が働く施設等から優先的に業務を発注したり商品を買うことを目的とする調達方針を策定し、受発注の拡大への取り組みを行います。

また、施設や、特別支援学校、ハローワークなどと連携しながら、新卒者や、一般就労に自信をなくしている方、高齢障害者などの受け入れを促進していきます。

さらに、就労継続支援や就労移行支援等の福祉的就労の場の設置や拡大を検討している法人に対して、相談・助言や市の遊休施設の貸与など、可能な支援に努めていきます。

市内施設利用者の就職状況

(単位：人)

施設名	種別（分類）	民間企業等への就職の状況				備考
		23年度	24年度	25年度	26年度	
道前育成園	障害者支援施設	0	0	0	0	知的障害者入所更生施設時を含む
東予学園	障害者支援施設	0	0	0	0	知的障害者入所更生施設時を含む
星の里	障害者支援施設	0	0	0	0	知的障害者入所更生施設時を含む
西条福祉園	障害者支援施設	0	0	0	0	
東予希望の家	障害者支援施設	0	0	0	0	
ていずい	障害者支援施設	0	0	0	0	
西条福祉園	就労移行支援	0	0	0	0	
東予希望の家	就労移行支援	2	1	2	0	
あけぼの	就労移行支援	0	0	0	0	地域活動センター時を含む
野菜工房ていずい	就労継続支援A型	0	2	1	0	
サスケ工房西条	就労継続支援A型				0	
西条福祉園	就労継続支援B型	0	0	0	0	
東予希望の家	就労継続支援B型	0	0	0	0	
くろ～ば～	就労継続支援B型	0	0	0	0	
とうふ工房ていずい	就労継続支援B型	0	0	0	1	
ラ・スリーズ	就労継続支援B型		0	1	1	
あけぼの	就労継続支援B型	1	0	0	1	地域活動センター時を含む
障害者事業所ピース	就労継続支援B型	0	0	0	3	
さくらす	就労継続支援B型				0	
萩の里	地域活動支援センター	0	0	0	0	
ちゅうりつぶ福祉作業所	地域活動支援センター	0	0	0	1	
さくらんぼハウス	地域活動支援センター	0	0	0	1	

第5章 生活支援サービスの充実

第1節 相談体制の充実

【現状と課題】

障害者や家族、介助者等が、身近な地域で気軽に悩みや生活課題を相談でき、障害者施策やサービスの情報をよく理解して、適切な支援を受けることは、自立生活のための基本です。市では、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から市社会福祉協議会と(社福)あおい会に相談支援事業を委託し、随時住民にかかわる問題、不安を解決するために、身近に、いつでも気軽に相談できる体制づくりが図られています。

さらに平成24年4月から始まった計画相談支援は、すべての障害福祉サービス受給者にサービス等利用計画を作成することが義務付けられており、現在、新規利用者及びすでにサービスを利用している方にサービス等利用計画を作成するべく努めています。

また、平成23年11月に、東部ウイングサポートセンター、平成26年8月に西部ウイングサポートセンターが開設され、成長・発達に不安のある子の相談支援、教育支援、就労支援等を行っています。

このほか、毎年恒例の市社会福祉協議会が「福祉フェスティバル」や「ボランティアフェスティバル」を開催し、介護・福祉相談、ボランティア相談・体験等を実施しています。

さらに、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生児童委員、人権擁護委員なども個別に相談を受け、適切な支援につながるよう努めています。

【施策展開の方向】

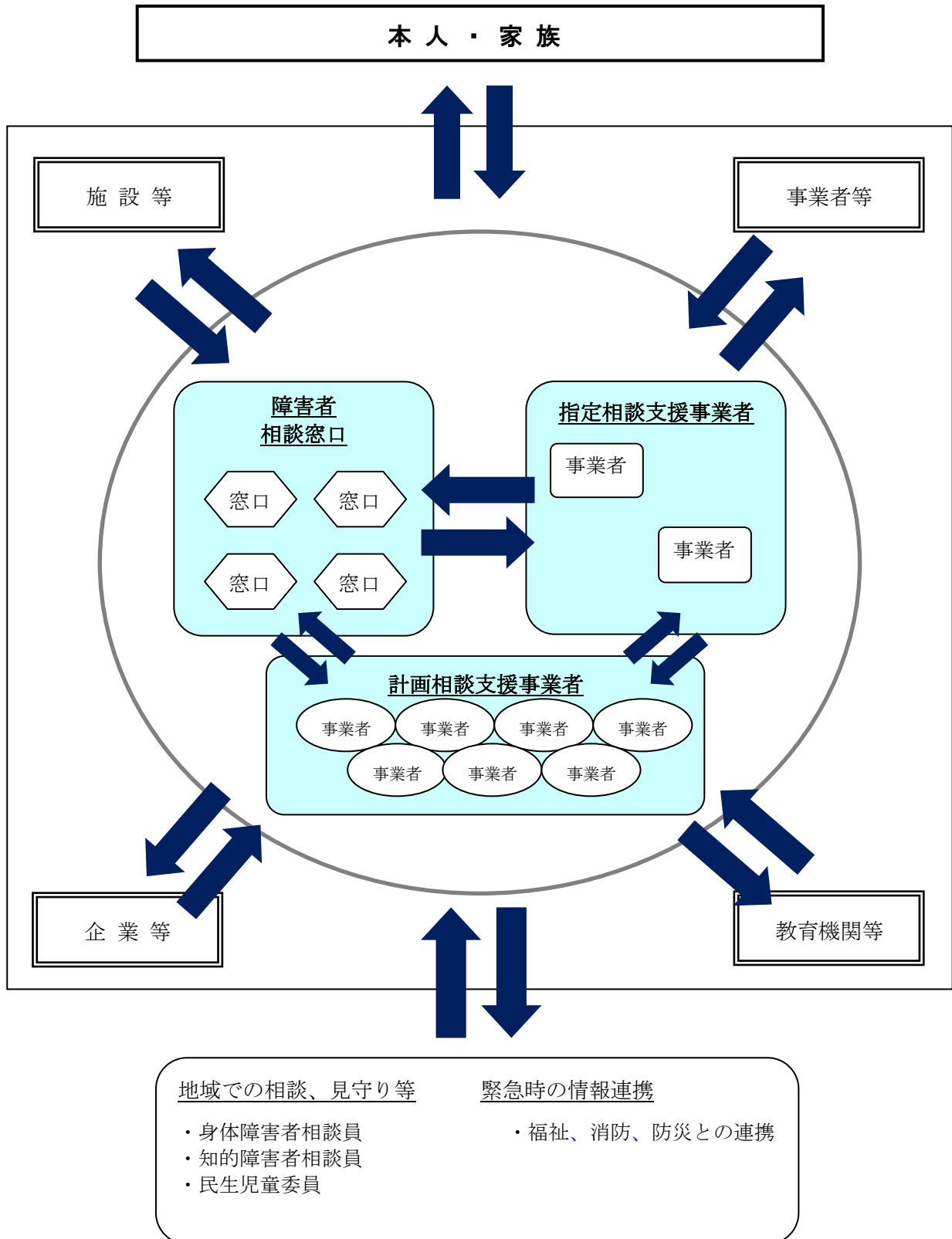
障害者や家族、介助者等が抱える様々な問題の解決に向け、各部門が一層連携を強化しながら、助言や情報提供、他機関との調整など総合的な相談体制づくりに努めていきます。

そのために、「障害者相談支援事業」(地域生活支援事業)では、在宅の障害者の相談、要望に対し専門的な見地からの的確な指導助言を行い、個々の障害者に合致した福祉サービスが提供できるようにしていきます。なお、実施にあたっては、社会福祉士や精神保健福祉士が常駐する市社会福祉協議会、社会福祉法人あおい会に委託しています。

今後は、平成24年度から開始された、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援体制の充実を図っていきます。

また、各相談場所では、様々な状況の障害者が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、手話の習得や、絵記号の活用、プライバシーに配慮した対応やそのための相談場所の確保などに努めます。

障害のある人のための相談支援ネットワークのイメージ



主な相談機関

主な分野	名称	所在地	電話・FAX
障害者福祉全般	西条市役所保健福祉部 社会福祉課障害者福祉係	西条市明屋敷 164	TEL 0897-52-1214 FAX 0897-52-1294
	東予総合支所市民福祉課	西条市周布 349-1	TEL 0898-64-2700 FAX 0898-65-4363
	丹原総合支所市民福祉課	西条市丹原町池田 1733-1	TEL 0898-68-7300 FAX 0898-68-4769
	小松総合支所市民福祉課	西条市小松町新屋敷甲 496	TEL 0898-72-2111 FAX 0898-72-4048
保健全般	市役所保健福祉部 健康医療推進課	西条市神拝 324-2 西条市総合福祉センター2階	TEL 0897-52-1215 FAX 0897-52-1293
地域福祉・困りごと (相談支援事業)	西条市社会福祉協議会本所	西条市周布 606-1 西条市東予総合福祉センター内	TEL 0898-64-2600 FAX 0898-64-3920
	社会福祉法人あおい会	西条市大浜 6324	TEL 0897-53-1112 FAX 0897-53-1113
就業・生活支援	えひめ障害者就業・生活支援センター	松山市道後町 2-12-11	TEL 089-917-8516 FAX 089-917-8518
	障害者就業・生活支援センター「あみ」	今治市北宝来町 2-2-12	TEL 0898-34-8811 FAX 0898-34-8833
	障がい者就業・生活支援センター「エール」	新居浜市泉池町 8-40	TEL 0897-32-5630 FAX 0897-32-5630
精神障害者支援	精神障害者地域活動支援センター「まごころの会」	新居浜市北新町 1-40	TEL 0897-35-2223 FAX 0897-35-2223
	今治市精神障害者地域活動支援センター「ときめき」	今治市天保山町 2-2-1	TEL 0898-34-3081 FAX 0898-34-3082
精神保健・難病	愛媛県心と体の健康センター	松山市本町 7-2	TEL 089-911-3880 FAX 089-923-8797
	愛媛県難病・相談支援センター	松山市本町 7-2 愛媛県心と体の健康センター内	TEL 089-917-8784 FAX 089-923-8797
児童相談	東予児童相談所	新居浜市星原町 14-38	TEL 0897-43-3000 FAX 0897-43-3004
障害者福祉全般	障害者 110 番	松山市道後町 2-12-11 愛媛県身体障害者福祉センター	TEL 089-925-0133 FAX 089-923-3717
就業	ハローワーク 西条	西条市大町受 315-4	TEL 0897-56-3015 FAX 0897-56-3001
発達障害等	東部ウイングサポートセンター	西条市大町 68-6	TEL 0897-56-8114 FAX 0897-56-8186
	西部ウイングサポートセンター	西条市丹原町池田 1561-3	TEL 0898-68-1520 FAX 0898-68-1524

第2節 権利擁護の推進

【現状と課題】

知的障害者や精神障害者等の権利を擁護するしくみには、福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などを援助する「地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用支援事業)」と、後見人などが法律行為を代理する「成年後見制度」があります。

このうち、福祉サービス利用支援事業は、市社会福祉協議会が愛媛県社会福祉協議会からの一部委託事業として、判断能力が十分でない人を対象に、利用者との契約に基づ

き、福祉サービスに関する相談に応じ、助言や情報提供などによりサービス選択・契約を支援するとともに、福祉サービスの支払いをはじめとした日常的な金銭管理や預金通帳など重要書類を預かり、利用者が安心して自立した生活が送れるようにすることを目的として実施しています。

本市では市社会福祉協議会が平成11年度から「地域福祉権利擁護事業」（厚生労働省は平成19年度から名称を「日常生活自立支援事業」に変更）を実施しています。

また、平成20年度から、精神障害者や知的障害者の権利を擁護することを目的として、「成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)」を開始し、平成25年度は5人の障害者がこの制度を利用しています。

さらに平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行され、市社会福祉課に「西条市障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組みを行っています。

加えて、平成28年4月の「障害者差別解消法」の施行により、障害を理由とする差別を解消するための措置として、差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の不提供の禁止が法的義務となり、社会的障壁の除去の実施のため、施設や設備の整備、関係職員に対する研修など必要な環境を整備する必要があります。

権利擁護に関する事業

区 分	内 容	
1 日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や日常生活上の金銭管理などの援助	
2 成年後見制度	(1)法定後見 (判断能力が衰えた後)	①後見 ：ほとんど判断できない人が対象 ②保佐 ：判断能力が著しく不十分な人が対象 ③補助 ：判断能力が不十分な人が対象
	(2)任意後見 (判断能力が衰える前に、将来のことを決めておく)	
3 西条市障害者虐待防止センター	・障害者虐待の予防及び早期発見・解決に向けた取り組み (24時間受付)	

【施策展開の方向】

第三者評価の実施促進などにより、福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るとともに、福祉サービス等に関する苦情についての相談窓口を設置し、県などと連携しながら解決に努めます。

さらに、家庭・福祉施設等での虐待や金銭詐取などに対して、地域自立支援協議会を中心とする、防止ネットワークの強化に努めます。

また、障害者差別の解消については、国において今後定める基本方針や対応要領等に準じて、差別解消の取り組みを推進していきます。

第3節 在宅生活への支援の充実

【現状と課題】

在宅生活での障害者本人の生活の質（QOL）を高めるとともに、家族介護者の負担の軽減を図るため、平成7年からの国の障害者プランに基づき、身体障害者（児）や知的障害者（児）のいる家庭で、日常生活を営むのに支障がある世帯を対象として、ホームヘルパーの派遣、施設での生活介護、短期入所、市や市社会福祉協議会による児童発達支援などを実施しており、障害者（児）の生活の安定に努めています。

また、市社会福祉協議会では、訪問介護員養成研修を行い、継続的なホームヘルパーの派遣、福祉サービスの充実・質の向上を図っています。

平成15年度には支援費制度が導入され、身体障害者、知的障害者、障害児のホームヘルプサービス、ショートステイについて、提供体制の強化（措置制度から契約制度への移行、株式会社、NPO法人等への規制緩和）が図られ、利用の拡大が進みました。また、精神障害者のホームヘルプサービス、ショートステイについても、平成14年度から精神障害者居宅生活支援事業により、市町村事業としてスタートしましたが、平成18年の障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）施行により、現在では3障害及び難病の方に対し一元化されたサービスが提供される体制が整い、利用しやすい制度になっています。

市社会福祉協議会では、生活援護事業として、障害に起因する生活困窮世帯等に対する金銭的な貸付を行う「生活福祉資金の貸付」や「歳末たすけあい運動募金配分」などを実施しています。

また、国の制度として、身体障害者への「補装具費の支給」や「日常生活用具の給付」があります。その他年金や手当の支給では、障害基礎年金、特別児童扶養手当等があり、税の優遇措置でも、相続税・贈与税の控除、新マル優制度、自動車税の減免等が実施されています。

さらに、NHK受信料の減免、公共施設の利用料減免に加え、JR運賃、バス・電車運賃、旅客船運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引があり、障害者の社会参加を積極的に支援しています。

なお、「補装具費の支給」や「日常生活用具給付」については、障害者自立支援法の施行により、平成18年10月から原則として1割の定率負担となりました。

このように、平成18年度の障害者自立支援法の施行など、法制度の改革により、これらのサービスは助成・控除等の金額や適用要件等がめまぐるしく変化しますが、今後も制度の適切な運用を図るとともに、市独自の事業についてもその確保・充実に努めていくことが求められます。

なお、その他の在宅生活支援サービスについては、次のようなものがあります。

その他の在宅生活支援サービス

《生活支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	障害児				
○				○	人工肛門受便器給付事業	人工肛門を造設している方で、身体障害者手帳の取得が出来ない者に対し、ストマ装具の購入費を月額2,000円を限度に給付	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	人工ぼうこう受尿器給付事業	人工ぼうこうを造設している方で、身体障害者手帳の取得が出来ない者に対し、ストマ装具の購入費を月額2,000円を限度に給付	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	聴力障害者用電話設置扶助費支給事業	聴覚言語障害者の役員及びボランティアの自宅に設置したファクシミリの利用料金の一部(基本料金部分)を助成	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○	○	○		○	障害者結婚祝金支給事業	当市に住所を有する障害者が結婚するにあたり、一組につき10,000円の祝金を支給	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	補聴器相談会開催事業	聴覚障害者の利便の向上を目的として、補聴器業者協力のもと、毎月1回以上補聴器に対する相談受付と修理会を実施(年間18回実施)	市単独事業	市
○	○	○		○	心身障害者(児)公衆浴場無料開放事業	市内の浴場を無料で開放することで心身のリラクセスの場及び健常者とのふれあいの場を提供	市単独事業	市
○	○	○		○	在宅ねたきり等心身障害者(児)紙おむつ給付事業	在宅でねたきり状態が6か月以上の障害者で常時紙おむつを使用している者に対し、月額6,000円を限度に紙おむつを支給	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	料理教室開催事業	在宅の視覚障害者と聴覚言語障害者に対し毎月1回料理教室を開催することにより、当該障害者の生活訓練を実施し、在宅で生活できる能力を身に付けようとするもの	地域生活支援事業	市
○				○	視力障害者歩行訓練事業	中途失明者の社会参加を促進するため、屋内外での歩行訓練を実施する。	市単独事業	市
○				○	訪問理美容サービス事業	重度の在宅身体障害者で、理容室や美容室に行くことが困難な者に対して、自宅へ訪問してサービスを提供	市単独事業	市
○	○	○	○	○	障害者日中一時支援事業	在宅の障害者が保護者の用事等で日中一時的に介護できないときに障害者福祉施設に支援を依頼するもの	地域生活支援事業	市
			○	○	障害児タイムケアサービス事業	特別支援学校及び特別支援学級に通学している児童・生徒について、放課後一時的に障害者福祉施設において支援するもの。	地域生活支援事業	市

《社会参加支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	障害児				
○	○	○	○	○	移動支援事業	障害者が社会参加や買い物等で外出するとき、当該障害者の安全を図りながら、目的地までの間誘導するもの。ただし、平成18年9月までは、居宅介護（ホームヘルプサービス）の一つとして位置づけられてきたが、今後は地域生活支援事業の一つのメニューとして独立	地域生活支援事業	市
○	○	○	○	○	障害者訪問入浴サービス事業	身体的な理由により自宅の風呂を利用することが困難な者に対して自宅まで入浴車を派遣し、ヘルパーが付いて安全かつ快適に入浴していただくもの	地域生活支援事業	市
○					身体障害者自動車運転免許取得費補助金	身体障害者が就職等のために普通自動車1種免許を取得するにあたり、取得に要した経費の1/2を補助するもの(限度額1件100,000円)	地域生活支援事業	市
○					身体障害者自動車改造費助成事業補助金	身体障害者が運転できるよう障害部位に合わせてハンドル、ブレーキ、アクセル等を改造するにあたり、改造に要した経費を補助するもの(限度額1件100,000円)	地域生活支援事業	市

《交通関連支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	障害児				
				○	養護学校等帰省扶助費支給事業	養護学校等の寄宿舎(寮)を利用している児童、生徒が帰省するにあたり、その経費(バス代、電車代、ガソリン代)を年間7回を限度に助成	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○	○	○		○	重度障害者(児)タクシー利用助成事業	重度障害者の社会参加の促進と利便の向上を図るため、市内タクシー業者を利用する場合、基本料金部分を年間24回を限度に助成	市単独事業 (福祉基金事業)	市
○				○	重度障害者移動支援事業	在宅の重度障害者で常時車椅子を利用している者に対して、外出の手段として車椅子やストレッチャーに対応したタクシーの利用を提供するもの。年間24枚を限度に3,000円のタクシー券を支給	市単独事業	市

《経済的支援》

対象					名称	概要	事業の分類	実施主体
身体	知的	精神	難病	障害児				
○	○	○	○	○	在宅ねたきり等心身障害者(児)介護手当支給事業	在宅でねたきり状態が6か月以上の障害者を介護している者に対し、その労苦に対し月額5,000円を支給	市単独事業	市
○	○	○	○	○	心身障害者扶養共済制度推進事業	身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神保健福祉手帳を所持している障害者(児)の保護者が自分の死亡した後の障害者の経済的な安定を考へて加入する年金保険制度であり、同制度の加入者が死亡または重度障害者になった場合は、対象となっている障害者に対し終身年金	他の法律に基づく事業	市
○	○	○	○	○	障害関係手当支給事務	在宅の重度障害者(児)に対し、特別障害者手当(経過的福祉手当)、障害児福祉手当を支給することにより、障害者の属する世帯の経済的負担を軽減することを目的として支給	他の法律に基づく事業	市

【施策展開の方向】

障害者総合支援法に基づき、自立支援給付の訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護）や補装具費の支給の円滑化を図るとともに、地域生活支援事業である日常生活用具給付の充実に努めます。

また、障害者総合支援法以外の事業・サービスについては、市独自の事業を利用者ニーズに基づき柔軟に運営していくとともに、手当支給など国・県の生活支援サービスの迅速・的確な提供を図ります。

第4節 日中活動への支援の充実

【現状と課題】

障害者の福祉的就労や訓練、作業、交流などを行う日中活動の場としては、「福祉的就労の促進」の項で記した就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、地域活動支援センターなどがあります。このほか、地域における市民の交流の場、学習の場として、「西条市総合福祉センター」や各地域の「福祉センター」、「地域交流センター」等があります。これらは、要援護高齢者をはじめ障害者に対する在宅介護サービスの充実と地域福祉の推進を図る拠点施設としての機能を併せ持っています。

また、本市では、地域活動支援センター（「ちゅうりっぷ福祉作業所」、「さくらんぼハウス」）の運営に係る経費の一部を助成することにより、当該センターの経営を安定させ、障害者の社会参加と創作活動、交流及び訓練の場の確保に努めています。

これらの通所施設以外の入所施設についても、障害者総合支援法により、制度上、「日中活動の場と夜間の住まいの分離」や、「入所していない障害者の日中活動への受け入れ」が原則となったことから、障害者の日中活動での利用が進むものと考えられます。

日中活動の場は、障害者の自立と社会参加、そして家族等の介護負担の軽減のために重要です。また、今後、特別支援学校卒業生や、長期入院後の精神障害者などの利用希望が増加することが予想されることもあり、一層の充実が求められます。

また、重症心身障害児（者）の日中活動の場も本市を含む東予地域で不足していることから、関係自治体等とも連携した取り組みを展開していく必要があります。

【施策展開の方向】

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、「3障害及び難病等の受け入れ」や、「地域活動支援センター」事業の導入など、障害者総合支援法の理念に基づき、通所型サービスの充実に努めます。

障害者総合支援法のサービスとしては、介護給付としての「生活介護」、「療養介護」、訓練等給付としての「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続

支援（A型・B型）」、地域生活支援事業の「地域活動支援センター」、「日中一時支援」があり、市内外の社会福祉法人やNPO法人、障害者団体、その他住民などと連携しながら、既存の法定施設の新体系サービスへの移行などを促進していきます。

特に、「西条市総合福祉センター、西条市東予総合福祉センター、西条市丹原福祉センター、西条市小松地域福祉センター」は、本市における地域福祉の拠点として、また、市社会福祉協議会の活動、災害時や福祉ボランティア等のボランティアセンターとして整備充実を図ります。

また、重症心身障害児（者）の日中活動の場については、県や関係機関、東予地域の他市町とも連携・協力をしながら、そのあり方について検討を進めていきます。

第5節 居住の場への支援の充実

【現状と課題】

平成26年11月時点で、本市の入所施設や生活施設の利用者は、「障害者支援施設」が192人、「グループホーム」が52人となっています。

障害者総合支援法では、居住系サービスは、介護給付としての「施設入所支援」と、訓練等給付としての「共同生活援助（グループホーム）」、地域生活支援事業の「福祉ホーム」などに区分されます。

【施策展開の方向】

利用者ニーズと施設の意向を尊重しながら、既存の施設サービスの適切な実施を積極的に促進していきます。

また、軽度の障害者は、施設入所が困難であるため、グループホームの開設を積極的に社会福祉法人等に対し働きかけます。特に、精神障害者の受け入れ可能な施設の開設を推進していきます。

さらに、在宅生活を希望する障害者の方が住居を借りる際に支障がないようにするために、公的保証人制度創設等の検討も進めていきます。

第6章 生活環境の整備充実

第1節 障害者にやさしい公共空間の整備

【現状と課題】

公共、民間施設のバリアフリー化については、平成6年度に「ハートビル法」、平成9年4月に「人にやさしいまちづくり条例」が施行され、法律及び県条例に基づき福祉施設をはじめ不特定多数の人が利用する公共・公益施設については建物用途・規模により、建物内外にわたって整備基準が決められています。建物の所有者は建築確認申請を行う際、基準に適合するか確認を受けることになっています。

また、平成18年12月には、公共公益施設についての「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合した「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」も施行されています。

本市においても、公共空間の整備にあたっては、上記を踏まえ、歩道などの段差解消等を実施するなど、可能な限り、バリアフリー、ユニバーサルデザインへの配慮に努めてきましたが、さらに、住民の声を聴きながら、障害者が安心して外出し、身近な場所で憩い、ふれあうことができるまちづくりを一層進めていくことが求められています。

現在、本市では、交通事故が多く発生している区域において、あんしん歩行エリアを指定し、カラー舗装と誘導標識の設置など歩行者の交通安全のための各種事業を施行しています。

また、歩道の切り下げによる段差解消を行い、車いす等の通行に支障のない歩道空間の確保に努めています。

【施策展開の方向】

道路や公園、公共建築物などについて、障害者にやさしい公共空間づくりに努めるとともに、駅や商店など民間公益施設についても、改善への協力を要請していきます。こうしたバリアフリー、ユニバーサルデザインの導入に際し、積極的に障害者の意見を聞き、整備計画に反映させるよう努めます。

第2節 暮らしやすい住宅づくりの促進

【現状と課題】

暮らしやすい住宅は、在宅の障害者にとって地域で安心して暮らしていくために最も大切なものです。今後も、障害者が生活する住宅をより安全で快適な場所に改修していくことが求められます。

現在、本市の公営住宅整備事業では、住宅に困っている高齢者・障害者に対応するため段差の解消等のバリアフリー化を進めています。なお、本市の現在の管理戸数は、43

団地、1,580戸で、バリアフリー化戸数は284戸で、その整備率は18.0%となっています。

また、市営住宅の入居者の選定にあたっては、毎年度7月の一斉募集において、障害者世帯、老人世帯、母子世帯等について市営住宅への優先的な入居を認めることで、これらの方々の居住の安定を図っています。

【施策展開の方向】

民間住宅の改造について、改造費助成制度の利用を促進するとともに、公営住宅については改修や建て替えの際にバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れたものになるように努めます。

また、市内の社会福祉法人等に対し、知的障害者や精神障害者のグループホームの設置についての働きかけを行います。

第3節 外出手段の確保

【現状と課題】

本市の交通機関は、JR四国（四国旅客鉄道株式会社）予讃線が身近にあり、瀬戸内海を大阪、神戸へ航行するオレンジフェリー（東予港）、松山自動車道のいよ西条、いよ小松インターチェンジ、今治小松自動車道の東予丹原、いよ小松北インターチェンジなどのアクセスも整備されています。公共交通機関は、障害者の日常生活のための重要な交通手段であり、施設面や運行面での一層の障害者への配慮が求められます。

一方、障害者の外出手段については、地域生活支援事業での移動支援事業があり、障害者の社会参加を積極的に支援しています。

また、タクシー利用助成券交付、ストレッチャー装着ワゴン車（車椅子対応車両を含む）による外出支援等、障害者の自立と社会参加を促進しています。

さらに、経済的支援では、「鉄道・バス・タクシーの運賃、有料道路通行料金」の割引制度などがあります。障害者の社会参加を促進するため、こうした制度の一層の活用が求められます。

【施策展開の方向】

公共交通機関については、関係機関とともに、路線の維持・確保・充実や利便性の向上、バリアフリー化、安全対策の充実などに努めていきます。

また、障害者の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業における「移動支援事業」の充実を図っていきます。

第4節 円滑なコミュニケーションの支援

【現状と課題】

視覚や聴覚、言語障害や知的障害、精神障害の方が地域で生活していくためには、円

滑なコミュニケーション手段の確保が不可欠です。

現在、本市では「意志疎通支援事業」（地域生活支援事業）として、聴覚言語障害者のコミュニケーション手段を確保し、社会参加を促進するため、市に手話通訳者を常駐させるとともに、手話通訳者及び要約筆記者を市に登録し、必要なときに派遣しています。

また、「奉仕員養成研修事業」（地域生活支援事業）として、障害者のコミュニケーション手段を確保するため、点訳、朗読、要約筆記及び手話通訳奉仕員の養成講座を、市社会福祉協議会に委託して開催しています。

【施策展開の方向】

地域生活支援事業の「意志疎通支援事業」などを活用しながら、在宅でのコミュニケーションを支援するファックス、パソコン等の機器の給付等を行います。

また、市社会福祉協議会によるボランティア養成・研修講座の活性化を促進するとともに、他の機関で開催される講座や研修の参加についても情報を提供します。

さらに、行事・イベントなどでの手話奉仕員などの活用を積極的に促進し、障害者のコミュニケーション手段の確保に努めます。

第5節 生活安全対策の推進

【現状と課題】

阪神・淡路大震災以降、障害者など避難行動要支援者対策の重要性が、全国的に大きな課題となっています。特に大規模災害時における初期活動は、地域で日頃からの見守り活動が大切です。本市においても、地域防災体制の強化は不可欠であり、平成17年度には、平成16年度の台風災害におけるボランティアセンター設置の経験を基に、災害時における対応について関係者による意見交換を行い、非常時における行動の在り方について集約し、今後の災害発生時に役立てるための行動指針を策定いたしました。

加えて、平成18年度以降、土砂災害を想定して、国、県、市、地元が連携して、情報伝達や避難勧告の発令などの模擬訓練を実施するとともに、障害者施設でも避難誘導訓練を実施しています。

また、住民の危機管理意識の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを目的として、住民との意見交換会（ワークショップ）を開催し、地域の危険箇所、避難所、避難経路、啓発情報を掲載した「地域防災地図」を作成するとともに、ワークショップの中で、避難行動要支援者の避難誘導についての検討も行いました。現在DIG（災害図上訓練）、HUG（避難所運営訓練）等を通じて、更なる対策、検討を行っています。

「西条市地域防災計画」の中では、避難所の見直しを実施するとともに、避難所看板の設置、福祉避難所の指定を行い、福祉避難所の避難所看板には避難所のピクトグラム（マーク）のほか車椅子のピクトグラムを表示しました。

このような活動を通じて住民の防災意識が高揚し、地域の高齢者や障害者は地域が連携して守るといった「自主防災組織」が市内の自治会ごとに組織されつつあり、地域で安心して安全な生活が送れる体制が整ってきています。

障害者福祉施設における消防訓練（消火、通報、避難）は各施設の防災計画等に基づき実施されていますが、消防署では職員の派遣指導要請に応じ、施設に出向き指導しています。

消防署による訓練指導回数（東消防署） （平 25 年度）

訓練内容	訓練・指導回数（回）
障害者福祉施設の訓練指導回数	3
その他の福祉施設の訓練指導回数	27
障害者福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	5
その他の福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	11

消防署による訓練指導回数（西消防署） （平成 25 年度）

訓練内容	訓練・指導回数（回）
障害者福祉施設の訓練指導回数	9
その他の福祉施設の訓練指導回数	24
障害者福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	1
その他の福祉施設の救急訓練回数（人工呼吸、応急手当）	12

このほかに、聴覚障害者では、通常の電話による音声119番通報では相互の意思疎通ができないため、ファックスによる文字通信で119番通報を受け付けており、平成26年12月現在で、利用世帯は27世帯となっています。

また、消防へ届け出をしている世帯へは専用の通報用紙を配布しており、年に一度通報訓練を行っています。

さらに、独居高齢者等を対象とした、緊急通報システムでは、緊急ボタンを押すことにより、自動的に第1・第2協力者及び消防緊急通報専用電話に通報が行われます。現在223戸に取り付けており、平成25年度中には、2件の救急出動要請がありました。

【施策展開の方向】

障害者が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、地域ぐるみで安心・安全のネットワークづくりを推進します。

防災については、消防署や自主防災組織などと連携しながら、緊急時の情報伝達や避難誘導、救助体制の充実を図ります。また、障害者施設や障害者の日中活動の場での防災対策の強化を促進するとともに、在宅の避難行動要支援者については、個々に地域住民や関係機関との情報伝達手段の確保を図ります。

防犯については、防犯知識の周知徹底や悪質商法等の被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、地域防犯活動を促進し、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図りながら、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

第7章 学習・スポーツ、まちづくり活動への参加の促進

第1節 生涯学習機会の拡大

【現状と課題】

障害者が地域の生涯学習活動に参加することは、障害者自身の生活の質（QOL）の向上や自己実現につながるだけでなく、市民同士の交流の拡大が図られることから、現在、市では、障害者差別をなくする交流事業「スプーンクラブ」において、障害のある方たちと地域住民がお菓子作りを通して交流を深めたり、その試食の時間を利用したミニ研修の中で、障害に関する学習や交流を深め相互に理解し、共に支え合う地域づくりを進めています。

また、同和問題をはじめ、障害者問題等様々な人権問題を解決するため、市民を対象に人権・同和教育講座、人権・同和教育リーダー養成講座、差別をなくする市民の集い等も開催しています。

その他、すべての人が充実した人生を送るための生涯学習の一環として、西条市・西条市教育委員会主催による文化講演会を開催するとともに、各地区公民館においても、各種サークル活動を実施し、交流等を通してお互いの理解と認識を深めるとともに、自ら学ぶといった学習意欲の向上を図っています。

一方で、障害者団体が会員の研修用の機器やスポーツ用具等を購入するにあたり、「心身障害者団体研修機器購入費補助金」（福祉基金事業）として、その経費の一部を助成しています。

しかし、施設までの距離や交通の便、施設設備のバリアフリーの未整備、開催情報の周知の不徹底など、参加にあたって配慮すべき事項があり、今後の検討課題となっています。

【施策展開の方向】

地域における多様な学習機会に障害者が気軽に参加できるよう、障害者に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めます。

また、障害者の学習ニーズに応じた講座等を開設するとともに、市のホームページや「公民館だより」などを有効に活用し、情報提供に努め、積極的な参加を呼びかけます。

第2節 スポーツ・レクリエーションへの参加の促進

【現状と課題】

各地域の公民館講座や自主グループ活動などで、障害の有無を問わず楽しめるスポーツ・レクリエーション活動が行われるとともに、総合体育館をはじめ、西条西部体育館、ひうち体育館、東予体育館、丹原体育館、小松体育館など施設のバリアフリー化に努め

ています。また、障害者一人ひとりが心身の状況やニーズに応じて、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる環境づくりを図っています。

現在行われているものでは、西条市障害者団体連合会東予支部との共催による「障害者団体スポーツ教室」があります。これは、年2～3回、スポーツ指導員を講師として招き実施しているもので、軽スポーツを中心に障害者の健康増進、交流と親睦を図るものとなっています。

西条市で開催されている主な障害者のスポーツ・レクリエーション (平成25年度)

事業名	内容	回(人)数
障害者福祉のつどい開催事業	障害者間の融和と親睦を図るとともに、市民に対して障害者問題への関心と理解を深めるための啓発として行うもので、市と西条市障害者団体連合会との共催により、市内の障害者が一堂に会しての表彰式典、体験発表、作品発表、その他演芸大会等です。	380名参加
障害者(児)対外福祉活動事業費補助金(福祉基金事業)	障害者が県外の研修やスポーツ大会に参加するもの。旅費の2分の1を限度に補助します。	7回利用
ふれあいの運動会開催費補助金事業	ふだんスポーツに親しむ市内の障害者が一堂に会し、軽スポーツに親しむもの。高齢者やボランティアとの交流へ経費の一部を補助します。	630名参加
障害者団体活動費補助金事業	市障害者団体連合会に対し活動費の一部を補助することにより、障害者自身が社会参加、スポーツ活動、文化活動、研修活動を積極的に企画し、自立更生の意欲を高めます。	会員約1,100名

他に、「福祉プール開放事業開催費補助金」(福祉基金事業)、「心身障害者団体スポーツ大会開催費補助金」(福祉基金事業)なども活用されています。

【施策展開の方向】

障害者が、より気軽に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設・公園等の整備・改修や、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施の促進、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成などに努めます。

第3節 障害者団体の活性化

【現状と課題】

本市には、障害者の当事者の会や家族会として、「西条市障害者団体連合会」(会員数約1,100人)、「西条市手をつなぐ育成会」(会員数約70人)、「西条市精神障害者家族会」

(会員数約50人)、「西条市肢体不自由児者父母の会」(会員数約70人)、その他各特別支援学校の在学中・卒業後の親の会などがありますが、各団体の自主的な活動に対する支援を積極的に行っています。

また、団体の活動は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流などにとどまらず、住民への福祉意識の啓発や福祉制度・サービスの改革を要望し、実現していくといった役割もあります。今後は、各団体が自主財源を確保し、自主的な活動を積極的に行うことが課題となってきます。

【施策展開の方向】

障害者団体は、障害者の自立や社会参加を促進する組織として重要であり、今後も障害者や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。

また、精神障害者や家族に対し医療・保健機関と連携して支援を行い、家族会への参加を働きかけていきます。

さらに、身体障害、知的障害とあわせて精神障害者関係者も含めた相互交流を促進し、団体の活性化を図ります。

第4節 まちづくり活動への参画の促進

【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の実現のためには、障害者一人ひとりが自身の経験や能力を生かしてまちづくりに参画し、障害のある人となない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

【施策展開の方向】

市で実施される各種施策・事業について、障害者の参画を積極的に促進します。特に、各種審議会や委員会など、政策検討の場への積極的な参画を図ります。

また、特定非営利活動法人石鎚が運営している地域活動支援センター「さくらんぼハウス」及び就労継続支援B型事業所「くろ～ば～」で実施している「ピアサポート※」「ピアカウンセリング※」活動や、障害者が自らの経験や能力を生かして行う社会貢献活動の振興を積極的に支援します。

※ピアサポート：peer support。当事者がかかえる諸問題に対して、仲間が相談相手になり、支えていく活動。ピア（peer）は「仲間」という意味。

※ピアカウンセリング：peer counseling。同じ障害をもつ者がカウンセラーとして相談にのったり、様々な自立支援を行うこと。

第3編 障害福祉計画

第1章 基本目標

障害福祉計画においては、障害者基本計画の基本理念や基本方針との調和に配慮しつつ、以下の3つの基本目標を掲げ、その実現をめざします。

第1節 自己選択・自己決定ができる環境づくり

「ノーマライゼーション」の理念のもと、障害の種別や程度に関わらず、障害者が自ら居住場所や受けるサービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていきける環境づくりを進めます。

第2節 市を主体とする3障害及び難病等共通の多面的なサービスの提供

市が中心の実施主体となり、社会福祉法人、医療法人、企業・組合、NPO、個人など、地域の福祉資源を最大限に活用しながら、身体障害、知的障害、精神障害の3障害及び難病等共通の多面的なサービスを提供します。

第3節 地域生活移行の推進と就労支援の強化

身近な地域における日中活動の場や生活の場を充実することにより、入院者・入所者の地域生活への移行を進めるとともに、自立支援の観点から、就労支援の強化を図ります。

第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標

特に、地域生活移行と就労支援については、第4次障害福祉計画の計画終了年度である平成29年度にむけて以下の数値目標を掲げ、その達成をめざした施策誘導を図ります。

第1節 「福祉施設入所者の地域生活移行」の目標

「福祉施設入所者の地域生活移行」については、国は、「平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減すること」と、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。本市では、第4次計画においては、入所者数の削減目標を8人、入所から地域生活に移行した人数の目標を24人と設定します。

「福祉施設入所者の地域生活移行」の数値目標

項目	数値目標	備考
平成25年度末時点の入所者数 (A)	196人	平成25年度末(3月31日)の施設入所者数
計画目標年度の入所者数 (B)	188人	平成29年度末時点
入所者数の削減目標 (A - B)	8人 (4.1%)	A - B の人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の基本指針は4%以上)
地域生活移行者数	24人 (12.2%)	施設入所からグループホーム等へ移行した者の数 (国の基本指針は12%以上)

第2節 「福祉施設から一般就労への移行」の目標

「福祉施設から一般就労への移行」については、国は、「就労移行支援事業」を導入することなどにより、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成29年度時点には平成24年度時点の2倍以上になること」を目標として設定しています。本市では、第4次計画においては、平成29年度時点において、「福祉施設の入所・通所者のうち一般就労に移行する延べ人数」を6人と設定します。

「福祉施設から一般就労への移行」の目標

項目	数値目標	備考
平成24年度の一般就労移行者数	3人	平成24年度に福祉施設から一般就労移行した人の数
目標年度の一般就労移行者数	6人	平成29年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数

第3節 「就労移行支援事業の利用者数」の目標

「就労移行支援事業の利用者数」については、国は、「平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数が平成29年度末には6割以上増加すること」を目標として設定しています。本市では、第4次計画においては、平成29年度時点において、就労移行支援事業の利用者数を26人と設定します。

「就労移行支援事業の利用者数」の目標

項目	数値目標	備考
平成25年度末の 就労移行支援事業利用者数	16人	平成25年度末における就労移行支援事業の利用者数
目標年度の 就労移行支援事業利用者数	26人 (162.5%)	平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数

第4節 「就労移行率3割以上の事業所」の目標

「就労移行率3割以上の事業所」については、国は、「平成29年度末において就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率3割以上の事業所を全体の5割以上とすること」を目標として設定しています。本市では、第4次計画においては、平成29年度時点において、就労移行率3割以上の事業所を1ヶ所と設定します。

「就労移行率3割以上の事業所」の目標

項目	数値目標	備考
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標 (B) / (A)	33.3%	平成29年度に就労移行率3割以上の就労移行支援事業の割合
平成29年4月1日現在の 就労移行支援事業所数 (A)	3ヶ所	平成29年4月1日時点の 就労移行支援事業所数
平成29年度において就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数 (B)	1ヶ所	平成29年度において4月1日現在の利用者のうち、当該年度中に3割以上が一般就労へ移行した事業所の数

第5節 「地域生活支援拠点数」の目標

「地域生活支援拠点」については、国は、「障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度までに各市町又は各圏域に少なくとも一つを整備すること」を目標として設定しています。本市では、第4次計画においては、平成29年度末時点において、少なくとも一つの「地域生活支援拠点」が整備されるよう、市内の社会福祉法人等に働きかけを行います。

第3章 サービス事業量の見込みと提供体制の確保策

第1節 サービスの種類と事業量の見込みの総括

現在、自立支援事業及び地域生活支援事業により、サービスを提供しています。

障害福祉サービスの種類

○自立支援給付事業

訪問系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 同行援護 ・ 重度障害者等包括支援
日中活動系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護 ・ 自立訓練（機能訓練/生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型/B型） ・ 療養介護 ・ 短期入所
居住系サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 施設入所支援

○地域生活支援事業

相談支援事業
成年後見制度利用支援事業
意思疎通支援事業
日常生活用具給付等事業
移動支援事業
地域活動支援センター機能強化事業
訪問入浴サービス事業
更生訓練費
日中一時支援事業
社会参加支援
自発的活動支援事業
奉仕員養成研修事業
生活訓練等

現在サービスを利用している方の数や、ニーズを勘案して利用者数及び必要なサービス量を見込みました。

サービス事業量の見込み（一カ月当たり）

○訪問系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障害者等包括支援	4,132 時間	4,625 時間	4,850 時間
	196 人	209 人	216 人

○日中活動系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	5,022 人日	5,024 人日	5,024 人日
	270 人	270 人	270 人
自立訓練（機能訓練）	23 人日	23 人日	23 人日
	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	179 人日	179 人日	179 人日
	9 人	9 人	9 人
就労移行支援	304 人日	352 人日	416 人日
	19 人	22 人	26 人
就労継続支援A型 （雇用型）	1,440 人日	1,500 人日	1,540 人日
	72 人	75 人	77 人
就労継続支援B型 （非雇用型）	2,240 人日	2,320 人日	2,460 人日
	140 人	145 人	150 人
療養介護	16 人	16 人	17 人
短期入所	129 人日	133 人日	135 人日
	30 人	31 人	32 人

○居住系サービス

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	56 人	60 人	64 人
施設入所支援	191 人	190 人	188 人

○相談支援

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	120 人	125 人	130 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	7 人	7 人	7 人

第2節 サービスごとの事業量見込みと提供体制の確保策

1 在宅生活への支援

在宅生活を支援するため、居宅介護や短期入所など、以下のサービスを提供します。なお、() 内の(介)は介護給付を、(訓)は訓練等給付を、(自)はその他の自立支援給付を、(地)は地域生活支援事業を、(児)は障害児通所給付を示します(以下同じ)。

(1) 訪問系介護給付サービス (介)

〔サービス内容〕

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護を提供します。サービス内容は表の通りです。

訪問系介護給付5サービスの内容

名称	対象者	内容
居宅介護	障害支援区分1以上の方	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行うサービス
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により常時介護を必要とする方(障害支援区分4以上)	自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行うサービス
行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする方(障害支援区分3以上)	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動介護などを行うサービス
重度障害者等包括支援	「常に介護を必要とし、介護の必要度が著しく高い方(障害支援区分6)」のうち、次の方が対象となる。 「①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態の障害者で、かつALS患者など、呼吸管理を行っている身体障害者または最重度の知的障害者」 「②強度行動障害のある重度・最重度の知的障害者」	心身の状態や介護者の状況、居住の状況等をふまえて作成された個別支援計画に基づき、必要な障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活介護等)を包括的に提供するサービス
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方で、同行援護アセスメント票の項目中、1～3のいずれかが1点以上であり、かつ、4の点数が1点以上の者。	外出時において、障害者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を提供する。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、居宅介護が延2,983時間、重度訪問介護が延1,064時間、行動援護が延203時間、同行援護が延600時間、あわせて延4,850時間と計画します。なお、重度障害者等包括支援は今まで実績がなく、見込まないものとします。

訪問系サービスの利用実人数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	130	129	144	148	155	157
重度訪問介護	2	3	4	5	7	8
行動援護	7	9	9	10	10	11
同行援護	22	25	31	33	37	40
合計	161	166	188	196	209	216

訪問系サービスの利用延時間の推移と見込み（単位：延時間／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	2,719	2,758	2,727	2,812	2,945	2,983
重度訪問介護	545	700	534	665	931	1,064
行動援護	145	186	176	185	194	203
同行援護	365	455	466	470	555	600
合計	3,774	4,099	3,903	4,132	4,625	4,850

〔提供体制の確保策〕

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、県などと連携しながら、既存の事業所のヘルパー人員の強化や、新規事業参入を促進していきます。また、特に、児童の利用が集中する土日、学校等の長期休暇中のヘルパーの確保を促進していきます。

(2) 移動支援事業（地）

〔サービス内容〕

移動支援事業は、「訪問系介護給付サービスでの移動介護の対象とならないケースについて、社会生活上必要不可欠な外出や社会参加のための外出時における移動を支援するサービス」です。厚生労働省は下記の3つのタイプを想定していますが、このうち、本市では、個別支援型を実施しています。

これらのサービスを利用者ニーズに応じて適切に行うよう、サービス提供体制を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた質の高い支援ができるよう、従事者の資質の向上に取り組みます。

移動支援事業の3つのタイプ

タイプ	内容
個別支援型	・ 個別的支援が必要な場合のマンツーマンでの支援。
グループ支援型	・ 複数の障害者への同時支援。 ・ 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援。
車両移送型	・ 福祉バス等車両の巡回による送迎。 ・ 公共施設、駅、福祉センター等障害者の利便を考慮した経路を定めて運行する他、各種行事の参加のため、必要に応じて随時運行。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、57人、延428時間／月と計画します。

移動支援事業の利用延時間の推移と見込み（単位：実人・延時間／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	71	58	51	52	54	57
延時間数	406	385	419	390	405	428

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を図るとともに、グループ支援型や車両移送型も含め、多様な手法での移動支援事業への参入を促進していきます。

(3) 短期入所（介）

〔サービス内容〕

短期入所（ショートステイ）は、「介護者が病気などの理由で一時的に介護ができない時に、障害者施設などで障害者を預かり、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービス」です。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、32人、135人日／月と計画します。

短期入所の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	18	23	29	30	31	32
延人日数	101	110	125	129	133	135

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、在宅移行の進展により需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

(4) 相談支援

〔サービス内容〕

相談支援は、「サービスを利用するすべての障害者」を対象として、地域生活支援事業の「相談支援事業」を西条市社会福祉協議会、社会福祉法人あおい会に委託し、実施しています。

これに加え、障害者自立支援法の改正に伴い、平成24年4月からは、平成26年度までの3年間で、全ての障害福祉サービス利用者にサービス等利用計画を策定することが求められています（すでにサービスを利用されている方は平成27年6月末まで）。また、新たに地域移行支援、地域定着支援も創設され、一層の相談支援体制の充実が必要となっています。

相談支援の区分

区分	主な内容
相談支援事業（地）	① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ② ピアカウンセリング ③ 権利の擁護のための援助 （成年後見制度利用支援事業や虐待防止への対応を含む） ④ 地域自立支援協議会の運営
計画相談支援	障害のある方が、安心して地域生活が送れるように一人一人のニーズに応じたサービスが利用できるよう、ケア計画の策定を行うとともに、継続的に計画の見直し等を行う。
地域移行支援	障害者入所施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方が、居宅生活に移行する場合に、生活基盤の確保など必要となる支援を行うもの
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者に対し、常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等を行う。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、地域生活支援事業の「相談支援事業」は、38人／月、「計画相談支援」は130人／月、「地域移行支援」は2人／月、「地域定着支援」は7人／月と計画します。

相談支援の利用実人数の推移と見込み（単位：実人/月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
相談支援事業（地）	26	29	35	36	37	38
計画相談支援	32	61	76	120	125	130
地域移行支援	3	2	0	2	2	2
地域定着支援	0	6	7	7	7	7
合計	61	98	118	165	171	177

〔提供体制の確保策〕

市と西条市社会福祉協議会、社会福祉法人あおい会が連携を密にとりながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

また、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所の開設を、市内の事業所に働きかけ、支援体制の充実に努めます。

(5) 補装具費の支給（自）

〔サービス内容〕

補装具とは「身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し、日常生活や就学・就労に、長期間にわたって継続して使用される装具のこと」で、義肢や車椅子等があります。「補装具費の支給」サービスでは、補装具を必要とする身体障害者に購入費や修理費の給付を行っています。他の自立支援給付と同様に、いずれも費用の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業（地）

〔サービス内容〕

重度の身体障害者の在宅生活を支援するため、日常生活用具を給付しています。

日常生活用具給付等事業の内容

事業区分	内容例
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に用いるいす。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引機や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品。
居宅生活動作補助用具	手すりの取り付け、段差の解消など、小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、延2,452件／年と計画します。

日常生活用具給付事業の利用延件数の推移と見込み（単位：延件／年）

種別	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護・訓練支援用具	9	8	6	7	8	9
自立生活支援用具	12	15	14	15	16	17
在宅療育等支援用具	9	12	10	11	12	13
情報・意思疎通支援用具	43	21	124	125	125	127
排せつ管理支援用具	2,256	2,289	2,269	2,272	2,275	2,280
居宅生活動作補助用具	3	4	2	4	5	6
合計	2,332	2,349	2,425	2,434	2,441	2,452

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

また、障害者のニーズを踏まえ、本市独自メニュー開発に努めます。

(7) 意思疎通支援事業（地）

〔サービス内容〕

意思疎通支援事業は、「聴覚、言語・音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方」に、「手話通訳者等や、要約筆記奉仕員を派遣するサービス」です。（この事業は、手話通訳を市に設置する事業を含みます。）なお、手話については、国家資格として「手話通訳士」が県の認定資格として「手話通訳者」があり、言葉の使い分けがされています。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、手話通訳者派遣事業が延13回／月、要約筆記者派遣事業が延1回／月、手話通訳者設置事業が延77回／月、あわせて延91回／月と計画します。

意思疎通支援事業の利用延回数の推移と見込み（単位：延回／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
手話設置	65	73	74	75	76	77
要約筆記	2	1	0	1	1	1
手話通訳	6	6	10	11	12	13
合計	73	80	84	87	89	91

〔提供体制の確保策〕

県や関係団体、ボランティアの協力を得ながら、提供体制の確保に努めます。また、社会福祉協議会と連携しながら、地域での手話奉仕員、要約筆記者奉仕員等の育成に努めます。

(8) 自立支援医療（自）

〔サービス内容〕

自立支援医療は、障害者医療に関する経済的支援制度で、「更生医療」、「育成医療」「精神通院医療」があり、他の自立支援給付と同様に、いずれも医療費の1割が自己負担です（低所得者の軽減措置あり）。

「更生医療」は、「18歳以上の身体障害者の障害の軽減・機能改善(人工透析、人工股関節手術、心臓手術など)のための医療費支給」、「育成医療」は、「18歳未満の身体障害児の手術などの医療（斜視、股関節、「奇形」、心臓等の手術、人工透析など）のための医療費支給」、「精神通院医療」は「精神障害など心の病気による通院医療費の支給」です。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、更生医療が実利用人数527人／年、育成医療が実利用人数41人／年と計画します。

自立支援医療の利用人数の推移と見込み（単位：実人／年）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生医療実利用人数	460	481	494	506	516	527
育成医療実利用人数	26	29	32	35	38	41
合計	486	510	526	541	554	568

※平成24年度まで育成医療は愛媛県で実施しており、実利用人数は西条保健所より提供

〔提供体制の確保策〕

障害者一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、需要動向をみながら、財源確保を図ります。

(9) 訪問入浴サービス事業（地）

〔サービス内容〕

訪問入浴は、入浴設備を備えた専用車が自宅を訪問して入浴介護を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成29年度の1カ月分の事業量は8人、延36回／月と計画します。事業所数は、平成27年1月現在市内に2カ所で、平成29年度は同2カ所で見込みます。

訪問入浴サービス事業の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延回／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	4	4	5	6	7	8
延回数	27	31	32	33	34	36

〔提供体制の確保策〕

既存の生活介護事業の実施状況を把握・確認しながら、需要動向に対する新規参入等の促進を検討していきます。

(10) 成年後見制度利用支援事業（地）

〔サービス内容〕

判断能力に乏しい知的障害者及び精神障害者の権利擁護を促進するため、市長が行う成年後見制度利用の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、実利用人数は7人／年と計画します。

成年後見制度利用支援事業利用者数の推移と見込み（単位：実人/年）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	1	5	4	5	6	7

〔提供体制の確保策〕

関係機関と連携し、事業の周知、推進に努めます。

2 日中活動への支援

日中活動を支援するため、介護・見守り的なサービスや、生活自立に向けたリハビリテーションを行うサービス、就労訓練や福祉的就労を行うサービスなど、以下のサービスを提供します。

(1) 介護・見守りサービス

① 生活介護・療養介護（介）

〔サービス内容〕

生活介護は、「常に介護を必要とする障害者」に、「食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供するサービス」です。

療養介護は、「長期入院中で常に医療と介護の両方が必要な方へ日中活動の場を提供するサービス」です。

生活介護・療養介護サービスの内容

名称	対象者	内容
生活介護	常に介護を必要とする障害者のうち、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上） ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供
療養介護	医療機関への長期入院による医療に加え、常に介護を必要とする人で、 ①LS患者など、呼吸管理を行っており、障害支援区分6の方 ②ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の方	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行う

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、生活介護が270人、5,024人日／月、療養介護が17人、495人日／月と計画します。

生活介護・療養介護の利用実人数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	268	275	268	270	270	270
療養介護	16	16	16	16	16	17
合計	284	291	284	286	286	287

生活介護・療養介護の利用延人日数の推移と見込み（単位：延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	5,214	5,219	5,019	5,022	5,024	5,024
療養介護	492	494	477	480	488	495
合計	5,706	5,713	5,496	5,502	5,512	5,519

〔提供体制の確保策〕

施設利用者のニーズや、市内で施設を運営する法人の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、当該サービスの実施を促進していきます。

② 日中一時支援事業・タイムケアサービス事業（地）

〔サービス内容〕

日中一時支援事業は、障害児や障害者を対象に、日中活動の場の提供を「障害者支援施設等」において実施します。

タイムケアサービス事業は、障害児を対象に、放課後等における活動の場の提供を「障害者支援施設等」において実施します。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、日中一時支援事業が50人、65回／月、タイムケアサービス事業が58人、290回／月と計画します。

日中一時支援事業・タイムケアサービス事業の利用実人数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	44	42	42	45	45	50
タイムケアサービス事業	56	53	53	55	56	58
合計	140	95	95	100	101	108

日中一時支援事業・タイムケアサービス事業の利用延回数の推移と見込み（単位：延回／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
日中一時支援事業	64	56	55	59	59	65
タイムケアサービス事業	204	222	267	275	275	290
合計	268	278	322	334	334	355

〔提供体制の確保策〕

現行の実施事業所の提供体制の確保を促進するとともに、需要の伸びが生じた際には、提供量の拡大や新規事業参入を促進していきます。

(2) 生活自立に向けたリハビリテーションサービス（訓）

〔サービス内容〕

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、「入所施設や医療機関の退所・退院者や特別支援学校（盲・ろう・養護学校）卒業者」などを対象に、「地域生活への移行を図る上で必要な、身体的リハビリテーションや生活リハビリテーションを行うサービス」です。

自立訓練サービスの内容

名称	対象者	内容	利用期間
機能訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方 ② 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う	18か月以内
生活訓練	① 入所施設や医療機関を退所・退院した方で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方 ② 特別支援学校（養護学校卒業者）や継続した通院により症状が安定している方などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う	24か月以内（長期入所者の場合は36か月以内）

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、機能訓練は、1人、23人日／月、生活訓練は、9人、179人日／月と計画します。

自立訓練（機能訓練）の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人数／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	1	0	0	1	1	1
延人日数	24	0	0	23	23	23

自立訓練（生活訓練）の利用者数の見込み（単位：実人・延人数／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	6	11	9	9	9	9
延人日数	75	252	208	179	179	179

〔提供体制の確保策〕

今後、施設利用者のニーズや、施設運営法人の意向を尊重しつつ、県と連携しながら、当該サービスの実施を積極的に促進していきます。

(3) 就労訓練・福祉的就労サービス

① 就労移行支援・就労継続支援（訓）

〔サービス内容〕

自立支援給付による「就労訓練・福祉的就労サービス」として、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労継続支援B型」があります。

「就労継続支援A型」は、雇用契約に基づくサービスで、「就労移行支援」、「就労継続支援B型」は雇用契約に基づかないサービスです。

また、「就労移行支援」は終期を24か月以内と設定し、終了後の一般就労に向けた支援をより強化したサービスです。

就労訓練・福祉的就労サービスの内容

名称	主な対象者	内容
就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の方	事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用期間24か月以内）
就労継続支援 （A型＝雇用型）	① 就労移行支援を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方 ③ 就労経験のある方で、現在雇用関係がない方	① 通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供 ② 一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う
就労継続支援 （B型＝非雇用型）	① 企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方 ② 就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった方 ③ 50歳に達している方 ④ 試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援（A型）の利用が困難と判断された方	① 通所により、就労や生産活動の機会を提供（雇用契約は結ばない） ② 一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、「就労移行支援」が26人、416人日／月、「就労継続支援A型」が77人、1,540人日／月、「就労継続支援B型」が150人、2,460人日／月と計画します。

就労移行支援・就労継続支援の利用実人数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	12	16	14	19	22	26
就労継続支援A型	42	47	70	72	75	77
就労継続支援B型	125	146	136	140	145	150

合計	179	209	220	231	242	253
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

就労移行支援・就労継続支援の利用延人日数の推移と見込み（単位：延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	214	288	294	304	352	416
就労継続支援A型	874	990	1,433	1,440	1,500	1,540
就労継続支援B型	2,099	2,402	2,213	2,240	2,320	2,460
合計	3,187	3,680	3,940	3,980	4,172	4,416

〔提供体制の確保策〕

就労系の事業所数も増えており、一定の前進が図られました。今後とも、事業所や県、ハローワークなどと連携しながら、サービスの実施を促進していきます。

② 地域活動支援センター事業（地）

〔サービス内容〕

地域活動支援センターは、「一般就労が難しい障害者」に、「創作活動や生産活動の機会の提供や社会との交流等を行う施設」で、福祉的就労や生きがい活動の場と位置づけられます。旧法上の障害者デイサービスセンター、精神障害者地域生活支援センターや、小規模作業所からの移行を想定して創設されたもので、本市においても市内4箇所の小規模作業所が地域活動支援センターⅢ型に移行しています。

地域活動支援センター事業の区分

区分	事業内容等	職員配置	利用定員
基礎的な事業	創作的活動、生産活動、社会との交流の促進	2名以上 (うち1名は専従)	特になし
機能強化事業	Ⅰ型 専門職員を配置し、医療・福祉関係機関や地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域における市民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発などを行う	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち2名以上が常勤。	1日あたりの実利用人員が概ね20名以上
	Ⅱ型 在宅の障害のある人のうち、地域での就労が困難な人が通所し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを受ける	基礎的な事業の職員の他に1名以上を配置し、うち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人員が概ね15名以上

目 型	これまでの小規模作業所を想定した上乗せ的な機能強化。小規模作業所としての運営実績が5年以上であることが要件	基礎的な事業の職員のうち1名以上が常勤。	1日あたりの実利用人員が概ね10名以上
--------	---	----------------------	---------------------

※国庫補助は統合補助金であるため、この区分は、国庫補助の要件ではない。

〔事業量見込み〕

平成29年度の1カ月分の事業量は、50人、455人日／月と計画します。事業所は、平成27年1月現在市内に3カ所で、平成29年度は同2カ所で見込みます。

地域活動支援センターの利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	74	61	73	49	49	50
延人日数	746	602	665	446	446	455

〔提供体制の確保策〕

適切な事業運営を指導するとともに、利用者数の動向や地域性等を考慮しつつ、他の法人の参入意向についても積極的に対応するよう努めます。

3 居住の場への支援

(1) 施設入所支援（介）

〔サービス内容〕

障害者総合支援法上は、施設入所は、住まい（夜）のサービスである「施設入所支援」と、日中活動とに分かれています。

「施設入所支援」の対象者は、「①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の方（50歳以上の場合は区分3以上）、②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方」となります。また、自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、188人、5,640人日／月と計画します。

施設入所支援の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	197	196	192	191	190	188
延人日数	6,024	5,989	5,685	5,730	5,700	5,640

〔提供体制の確保策〕

福祉施設入居者の地域移行の目標に向け、本人や家族の意向も尊重しながら、地域移行あるいはグループホームへの移行を促進していきます。

(2) 共同生活援助（訓）・共同生活介護（介）

〔サービス内容〕

知的障害者や精神障害者が、就労や日中活動を行いながら、共同で生活する場として、訓練等給付の「共同生活援助（グループホーム）」があります。

障害者総合支援法上の共同生活援助・共同生活介護の内容

名称	主な対象者	内容
共同生活援助 (グループホーム) (訓)	「就労、または就労継続支援等の日中活動の場 を利用している知的障害・精神障害のある方」 で、「地域で自立した日常生活を営む上で、相 談等の日常生活上の援助が必要な方」	家事等の日常生活上の支援 や日常生活における相談支 援、日中活動で利用する事業 所等の関係機関との連絡・調 整などを行う
共同生活介護 (ケアホーム) (介) (平成26年4月から共同生 活援助に一元化された)	「生活介護や就労継続支援等の日中活動 を利用している知的障害・精神障害のある方」 で、「地域で自立した日常生活を営む上で、 食事や入浴等の介護や日常生活上の支援を 必要とする」「障害支援区分2以上」の方	共同生活援助のサービスに加 え介護を行う

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、64人、1,920人日／月と計画します。

共同生活援助・共同生活介護の利用実人数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	14	14	52	56	60	64
共同生活介護	38	38				

共同生活介護・共同生活介護の利用延人日数の推移と見込み（単位：延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	423	387	1,536	1,680	1,800	1,920
共同生活介護	1,133	1,158				

〔提供体制の確保策〕

今後、施設入所者や長期入院者の在宅移行などによる利用の伸びが想定されるため、既存のホームの拡充や、新規事業参入を積極的に促進していきます。

特に、精神障害者の受け入れが可能な施設の開設を推進していきます。

4 障害児への支援

児童福祉法に基づき、障害のある児童を対象に、年齢に応じて専門的な支援を行います。

(1) 児童発達支援（児）

児童発達支援は、未就学の障害児などに、通所施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、94人、432人日／月と計画します。

児童発達支援の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	81	91	84	85	90	94
延人日数	330	354	384	391	414	432

〔提供体制の確保策〕

事業所及び保健センター等、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 放課後等デイサービス（児）

放課後等デイサービスは、就学中の障害児などに、授業終了後または夏休みなどの休業日中に、通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、92人、662人日／月と計画します。

放課後等デイサービスの利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	60	61	72	82	84	92
延人日数	435	445	549	590	605	662

〔提供体制の確保策〕

事業所及び学校等、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

(3) 保育所等訪問支援（児）

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、12人、13人日／月と計画します。

保育所等訪問支援の利用者数の推移と見込み（単位：実人・延人日／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	0	1	9	10	11	12
延人日数	0	1	10	11	12	13

〔提供体制の確保策〕

事業所及び保育所等、関係機関と連携しながら事業の周知を図り、必要なニーズに見合うサービス提供体制の確保に努めます。

(4) 障害児相談支援（児）

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用する児童に対して、障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとに計画の検証を行うサービスです。

〔事業量見込み〕

平成29年度の事業量は、64人／月と計画します。

障害児相談支援の利用者数の推移と見込み（単位：実人／月）

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実人数	17	32	31	44	54	64

〔提供体制の確保策〕

利用児童のニーズに応じたきめ細かなサービス提供が行えるように指定障害児相談支援事業所を確保していくとともに、サービス受給児童ごとに障害児支援利用計画の作成を求めています。

第3節 サービス提供体制の整備目標

1 サービス提供体制の主な整備目標

サービス提供体制における自立支援給付サービスと地域生活支援事業サービスの主な整備目標は次のとおりです。

【自立支援給付のサービス】

区分	サービス名	平成26年度 利用状況	平成29年度 整備目標	増加量	単位	
在宅生活への支援	居宅介護 重度訪問介護	3,903	4,850	947	(延時間/月)	
	同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	188	216	28	(実人/月)	
	短期入所		125	135	10	(延人日/月)
			29	32	3	(実人/月)
	計画相談支援	76	130	54	(実人/月)	
	地域移行支援	0	2	2	(実人/月)	
	地域定着支援	7	7	0	(実人/月)	
	自立支援医療	更生医療	494	527	33	(実人/年)
		育成医療	32	41	9	
	日中活動への支援	生活介護	5,019	5,024	5	(延人日/月)
268			270	2	(実人/月)	
自立訓練(機能訓練)		0	23	23	(延人日/月)	
		0	1	1	(実人/月)	
自立訓練(生活訓練)		208	179	△29	(延人日/月)	
		9	9	0	(実人/月)	
就労移行支援		294	416	122	(延人日/月)	
		14	26	12	(実人/月)	
就労継続支援A型(雇用型)		1,433	1,540	107	(延人日/月)	
		70	77	7	(実人/月)	
就労継続支援B型(非雇用型)	2,213	2,460	247	(延人日/月)		
	136	150	14	(実人/月)		
療養介護	477	495	18	(延人日/月)		
	16	17	1	(実人/月)		
への居住の支援	施設入所支援	192	188	△4	(実人/月)	
	共同生活援助	52	64	12	(実人/月)	

【地域生活支援事業のサービス】

区分 サービス名		平成 26 年度 利用状況	平成 29 年度 整備目標	増加量	単位
相談支援事業					
	実施箇所数	2	2	0	(か所/年)
	利用実人数	35	38	3	(実人/年)
意思疎通支援事業		84	91	7	(延件/月)
日常生活用具給付等事業 (合計)		2,425	2,452	27	(延件/年)
	介護訓練支援用具	6	9	3	(延件/年)
	自立生活支援用具	14	17	3	(延件/年)
	在宅診療等支援用具	10	13	3	(延件/年)
	情報・意思疎通支援用具	124	127	3	(延件/年)
	排せつ管理支援用具	2,269	2,280	11	(延件/年)
	居宅生活動作補助用具	2	6	4	(延件/年)
移動支援事業					
	実施箇所数	24	25	1	(か所/年)
	利用実人数	51	57	6	(実人/月)
	利用延時間数	419	428	9	(延時間/月)
地域活動支援センター機能強化事業					
	実施箇所数	3	2	△1	(か所/年)
	利用実人数	73	50	△23	(実人/月)
日中一時支援事業					
	実施箇所数	10	10	0	(か所/年)
	利用実人数	42	50	8	(実人/月)
	利用延回数	55	65	11	(延回/月)
タイムケアサービス事業					
	実施箇所数	4	4	0	(か所/年)
	利用実人数	53	58	5	(実人/月)
	利用延回数	267	290	23	(延回/月)
訪問入浴サービス					
	実施箇所数	2	2	0	(か所/年)
	利用実人数	5	8	3	(実人/月)
	利用延回数	32	36	4	(延回/月)
成年後見制度利用支援事業					
	利用実人員	4	7	3	(実人/年)

【障害児通所支援のサービス】

区分	サービス名	平成 26 年度 利用状況	平成 29 年度 整備目標	増加量	単位
障害児 通所 給付	児童発達支援	384	432	48	(延人日/月)
		84	94	10	(実人/月)
	放課後等デイサービス	549	662	113	(延人日/月)
		72	92	20	(実人/月)
	保育所等訪問支援	10	13	3	(延人日/月)
		9	12	3	(実人/月)
障害児相談支援給付	31	64	33	(実人/月)	

2 サービス事業者の今後のサービス提供体制の整備予定

市内の障害福祉サービスの提供体制は、次のとおりとなっています。

【訪問系サービス】

サービスの種類	サービス事業者	今後のサービス体制	課題
居宅介護	・現在 13 事業者が実施中	・整備、拡充の予定	・ホームヘルパーが不足しており、新たな養成が必要
重度訪問介護	・現在 13 事業者が実施中		
行動援護	・現在 2 事業者が実施中		
同行援護	・現在 11 事業者が実施中		

【施設系サービス】

サービスの種類	サービス事業者	今後のサービス体制	課題
生活介護	・現在 3 事業者が実施中	・整備、拡充の予定 (生活介護—平成27年に1カ所開設予定)	・利用希望者を把握することが必要
共同生活援助 (グループホーム)	・現在 6 事業者が実施中	(グループホーム—平成27年に1カ所開設予定)	・施設退所後の利用希望者を把握することが必要

第4章 円滑な推進に向けた方策

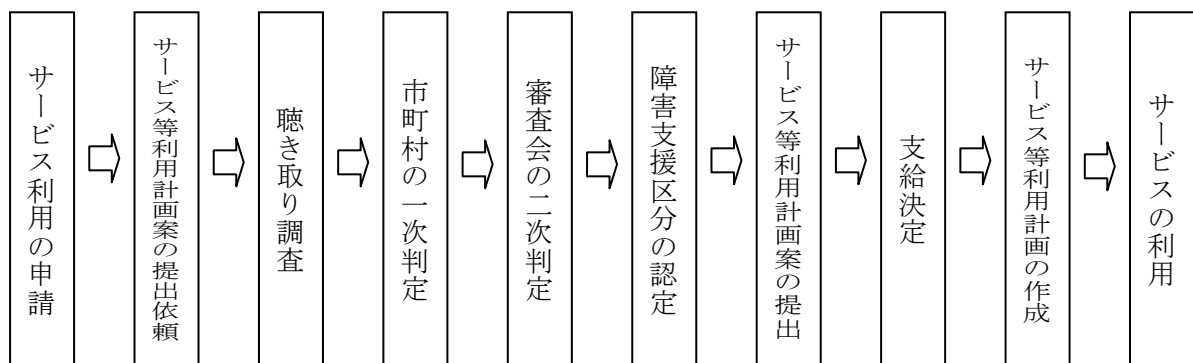
第1節 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定（サービス受給者証の発行）」を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、事前に「障害支援区分の認定（区分1～6の6段階）」を受けるしくみになっています。

障害者からのサービス利用の申請に基づき、指定特定・障害児相談支援事業所にサービス等利用計画案の提出依頼を行うとともに、市または委託先の相談支援事業者が心身の状況に関する80項目の「障害支援区分認定調査」を行い、その内容に基づき、市で「一次判定」を、市町村審査会で「二次判定」を行い、「障害支援区分」が確定します。その後、障害者本人のサービス利用意向などをもとにサービス等利用計画案が提出され、市で「支給決定」を行い、障害者が「サービス等利用計画」に基づいてサービスを利用するしくみです。

「障害支援区分認定調査」、「市町村審査会」などのしくみについて、市内の障害者や家族などへの制度の周知と理解に努めるとともに、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障害者のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

サービスの申請から利用までの概略



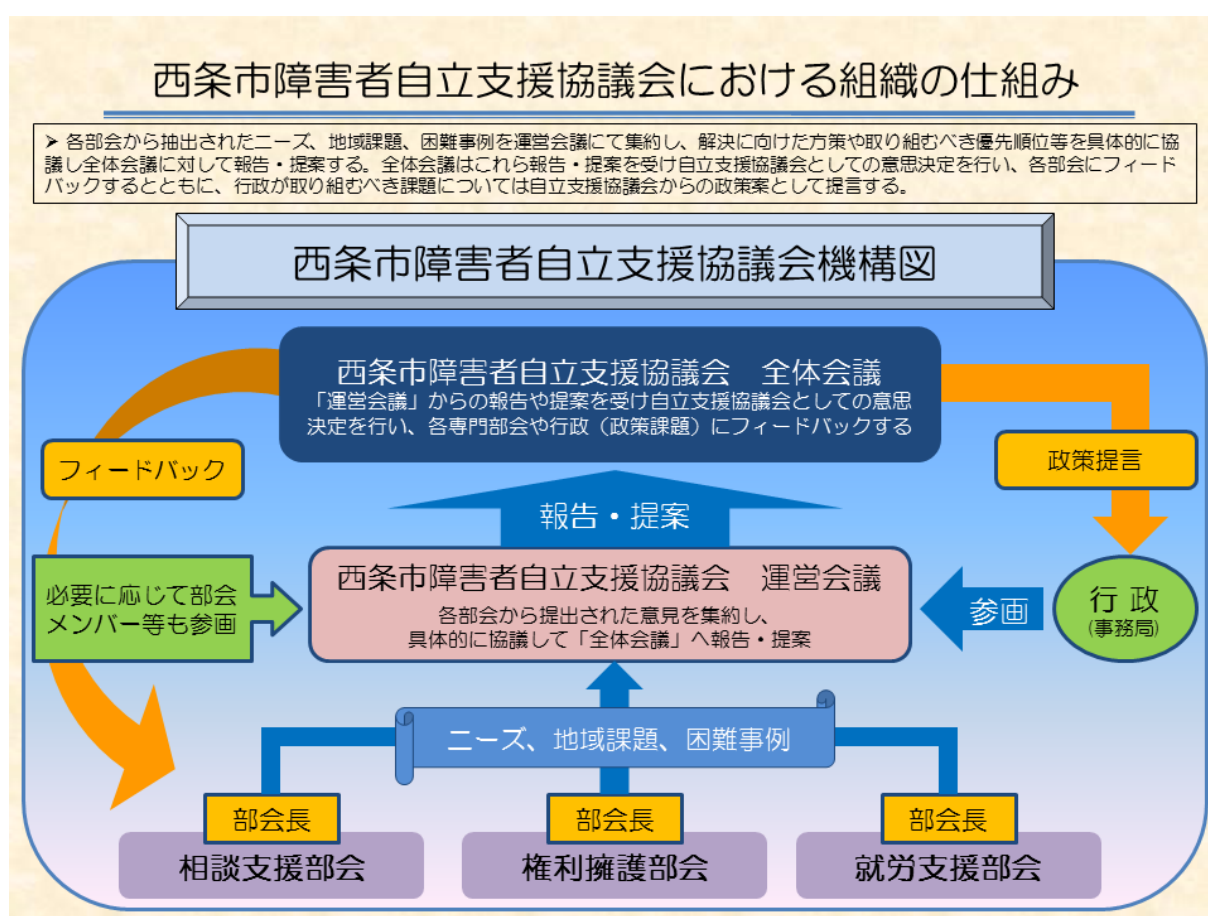
注1) 「訓練等給付」のみを利用する場合は「二次判定」はない。

注2) 「訓練等給付」では、正式な「支給決定」の前に「暫定支給決定」を行い、訓練を実際に行い本人の意思などを確認したのち正式な「支給決定」となる。

第2節 地域自立支援協議会の円滑な運営

障害者の生活支援ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるには、指定相談支援などを通じた効果的なケアマネジメントの推進が欠かせません。そのためには、市、指定相談支援事業者、サービス事業者、雇用分野、教育分野などの関係者が支援ネットワークを構築していくことが重要です。

本市では、障害者自立支援サービスに関するこうした支援ネットワーク構築の中核的役割を果たす機関として設置している「地域自立支援協議会」において、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行っていきます。



第4編 計画推進に向けて

第1章 計画の推進体制の確立

第4次障害者福祉計画の推進にあたっては、障害者代表や、指定相談支援事業者、サービス事業所、医療・福祉・教育関係者、関係各課の担当者などで構成される「地域自立支援協議会」において、在宅サービス、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換をし、各施策の進捗状況の定期的な把握を図るとともに、計画の着実な推進に努めます。

第2章 専門従事者の育成・確保

県や近隣市町、関係機関等との連携を通じて、障害者福祉施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者等の確保に努めます。とりわけ、障害のある人の健康維持、機能回復、生活支援に従事する理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、社会福祉士、精神保健福祉士（PSW）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、ホームヘルパー等の専門職を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催などを通じて、障害者に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

第3章 行政職員の資質向上

複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障害者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

第4章 財源の確保

計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、より効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、国や県に対し各種財政的措置を講じてもらえるよう継続して要請していきます。また、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。

第5章 障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

障害福祉計画におけるサービス見込量や数値目標の達成状況については、「地域自立支援協議会」に報告し、点検、評価を受けるとともに、計画の達成に必要な施策に対する助言や提言をいただきます。また、前記の助言や提言を尊重しつつ、Plan・Do・Check・Actの管理手法をとりながら、質の高い福祉施策を推進します。

第4次西条市障害者福祉計画

発行日 平成 年 月
編集・発行 西条市 保健福祉部社会福祉課
〒793-8601
愛媛県西条市明屋敷 164 番地
TEL 0897-56-5151(代)
